

第42 大規模イベント支援事業

一 補助金の内容

1 概要

県外、海外から相当数の参加者、観光客等の来訪があり、宿泊や終日滞在が見込まれる大規模イベントを支援することにより、地域における観光振興を図ることを目的とする補助金である。

対象事業は、県外、海外から参加者、関係者等の相当数の来訪があり、宿泊や終日滞在が見込まれるイベントである。補助金の使途は、賃金（一定の期間を定めて単純な労務に従事する臨時的な勤務形態の職員に対して支払われるものに限る。）、報償費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料である。

県外、海外から参加者、関係者等については、100名以上の宿泊又は300名以上の来訪を最低要件とするが、300名以上の宿泊または5000名以上の来訪が望ましいものとしている。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、3000万円である。平成29年度の予算額も、3000万円である。平成27年度の決算額は、607万7000円であり、平成26年度の決算額は、2997万7000円である。

3 経緯

平成25年度より開始されている。

東日本大震災により県内への観光客が減少したことから、通常のイベントよりも地域経済への影響が大きく、PR効果やイメージの向上が期待できる大規模なイベントの開催を支援することを目的として、大規模イベント支援事業を実施することとした。

4 受給者

- (1) 市町村（政令指定都市を含む。）
- (2) 市町村が構成員となる団体（代表者は市町村から選出。）
- (3) 県または市町村が後援等により支援する大規模イベント事業を開催する団体。

5 交付要綱

(1) 目的

県外、海外から相当数の参加者、観光客等の来訪があり、宿泊や終日滞在が見込まれる大規模イベントを支援することにより、地域における観光振興を図ることである。

(2) 事業

県外、海外から参加者、関係者等の相当数の来訪があり、宿泊や終日滞在が見込

まれるイベントである。

補助率は4分の1以下、イベントごとの補助限度額は1000万円である。

(3) 交付申請

① 申請書

大規模イベント支援事業補助金交付申請書

② 添付書類

ア 団体に関する調書

イ 実施計画書

ウ 補助事業に係る歳入歳出予算書又は予算計上確約書

エ 補助事業に係る収支予算書

オ 事業内容が明確にわかるもの（企画書、委託仕様書、見積書等の写し）

カ その他参考となる資料

(4) 実績報告

① 報告書

大規模イベント支援事業実績報告書

② 添付書類

補助事業に関する写真、資料等

6 交付申請

(1) 申請書

大規模イベント支援事業補助金交付申請書

(2) 添付書類

ア 団体に関する調書

イ 実施計画書

ウ 補助事業に係る歳入歳出予算書又は予算計上確約書

エ 補助事業に係る収支予算書

オ 事業内容が明確にわかるもの（企画書、委託仕様書、見積書等の写し）

カ その他参考となる資料

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

大規模イベント支援事業実績報告書

(2) 添付書類

補助事業に関する写真、資料等

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 制度の見直しの必要性

本補助金が制定された理由として、起案文の記述によれば、東日本大震災により減少した県内への観光客の減少があるところ、観光統計整備事業の成果である統計結果によると、観光入込客数は近年増加傾向にあり、平成28年度には過去最高を記録している。

したがって、本補助金の制定目的がある程度は達成されたことがうかがわれ、制度の見直し及び、補助を継続するとしても、事業効果（費用対効果）に今以上の伸びしろが見えるかどうかの検討、予算や補助割合を減少させることの議論を行うことが望ましい。

第43 観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

多くの観光客が利用する観光公衆トイレのうち、民間企業等が所有するトイレの整備にかかる経費の一部を助成するための補助金である。

対象事業は、観光公衆トイレの新設、建替、改修等トイレの整備である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億円である。平成29年度の予算額も、1億円である。平成27年度の決算額は、8434万9000円である。なお、平成26年度は、制度創設前である。

3 経緯

県では、平成21年度から、観光地の利便性を高め魅力向上を図るため、多くの観光客が利用する公衆トイレや駐車場、観光案内所等の設置・改修について、その経費の一部を助成する「観光地魅力アップ整備事業」を実施している。観光客受入体制のより一層の強化のため、平成27年度から、民間事業者及び市町村以外の団体が所有する観光公衆トイレを対象に観光地トイレ整備スピードアップ事業を行うこととした。

4 受給者

市町村以外の者（民間企業の場合、中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）2条1項に規定する会社・個人に限る。）

5 交付要綱

(1) 目的

多くの観光客が利用する観光公衆トイレのうち、民間企業等が所有するトイレの整備にかかる経費の一部を助成することである。

(2) 事業

観光公衆トイレの新設、建替、改修等トイレの整備である。

補助率は4分の3以内、補助限度額500万円である。東京オリンピック・パラリンピックに向けて、トイレの更なる整備により外国人旅行客の受入体制の強化を図るにあたり、民間企業の投資意欲を誘発（ゆえにスピードアップ）するため、平成27年度から補助率を3分の2以内から4分の3以内に引き上げている。

設置場所の選定基準や利用人数についての定めはない。

(3) 交付申請

① 申請書

観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金交付申請書

② 添付書類

事業計画書、誓約書、見積書及び事業工程表、事業費にかかる自己資金または融資計画を証明できるもの、図面、事業実施前の現況写真、整備・改修後の維持管理方針等

(4) 実績報告

① 報告書

観光地トイレ整備スピードアップ事業実績報告書

② 添付書類

支出関係書類（契約書・請求書・支出伝票等）、出来高完成写真、当該補助金により整備・改修した施設の維持管理計画書等

6 交付申請

(1) 申請書

観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金交付申請書

(2) 添付書類

事業計画書、誓約書、見積書及び事業工程表、事業費にかかる自己資金又は融資計画を証明できるもの、図面、事業実施前の現況写真、整備・改修後の維持管理方針等

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

観光地トイレ整備スピードアップ事業実績報告書

(2) 添付書類

支出関係書類（契約書・請求書・支出伝票等）、出来高完成写真、当該補助金により整備・改修した施設の維持管理計画書等

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 制度の見直しの必要性

本補助金は、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、トイレの更なる整備により外国人旅行客の受入体制の強化を図るにあたり、民間企業の投資意欲を誘発（ゆえにスピードアップ）するため、補助率を引き上げたものである。また、制度の終了時期の議論は既に行われているところであり、アンケート調査の結果や、補助金の利用状況、トイレ美化の意識が浸透してきたかどうかなど、総合的に判断して見極めたいと考えているとのことである。

この点について、上記制度趣旨からして、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年が一つの節目と言え、トイレの美化の意識等の浸透を図った上で、改めて本制度の終了時期の議論を行うことが望ましい。

第44 千葉県映画・テレビ等撮影支援事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、千葉県内で映画及びテレビ等の撮影を行う者に対し、その経費の一部を補填する目的で交付されるものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額（増額交付決定分117万8000円を含む）は、2000万円である（ただし、これとは別に平成27年度繰越分予算額が250万円存在する。）。平成29年度の予算額も、2000万円である。平成27年度の決算額は、806万円（1団体）であり、平成26年度の決算額は、25万4000円（2団

体)である。

3 経緯

千葉県は、首都圏に位置する好立地にあり、豊かな自然・多彩な街並みなどロケーションの宝庫であるが、一方で、道路や学校、病院といった観光客誘致に難しいロケ撮影地も少なくなく、直接観光客誘致につながる中身の伴った作品の数を増やしていくことが課題となっていた。このような事情を踏まえ、千葉県の様々な魅力を発信し、知名度の向上、観光客の誘致及び県内経済の活性化を目的として、本補助金は平成26年度に創設された。なお、本補助金に関する事務の一部（募集、相談、申請の受付等）は、「千葉県フィルムコミッション運営事業」の一環として、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローに委託されている。

4 受給者

映画等の製作を主たる目的とする団体（製作会社等）が受給者とされる。平成28年度は、東京都内の映画製作会社1社が本補助金を受給している。

5 交付要綱

本補助金の交付のため、「千葉県映画・テレビ等撮影支援事業補助金交付要綱」（以下「本要綱」という。）が定められている。

(1) 目的

千葉県の様々な魅力を広く県外に発信し、知名度の向上、県内の経済活性化及び観光客誘致を図るため、県内で映画及びテレビ等の撮影を行う者に対し、補助金を交付することを目的とする（本要綱1条）。

(2) 事業

映画等の製作を主たる目的とする団体（製作会社等）が実施する以下のすべてに該当する事業が対象とされる（本要綱2条）。

- ① 千葉県内で宿泊を伴った撮影が行われるもの。
- ② 一般に広く公開される映画。全国放送又はこれに準ずる放送エリアのテレビ番組。
- ③ 千葉県の様々な魅力を広く発信し、知名度の向上、県内の経済活性化及び観光客誘致に資するものと認められるものであること。
- ④ 申請した年度内又はその翌年度内に、映画等の公開又は放送を行い、成果品等を提出すること。
- ⑤ 政治的又は宗教的意図を有していないこと。
- ⑥ 公序良俗に反するなど反社会的非難を受けるおそれのあるものでないこと。
- ⑦ 補助金の交付を前提としたものでないこと。
- ⑧ 補助金の交付対象となる経費が、他の補助金の交付対象でないこと。

補助金の交付対象となる経費は、宿泊費、交通費、車両・機材等借上料、燃料費、施設使用料、設営・撤去費、現地人件費及び食糧費と定められている(本要綱3条)。

(3) 交付申請

① 申請書

補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない(本要綱6条1項)。申請書には、映画等の作品名、補助事業に要する経費及び補助金交付申請額及び補助事業の完了予定期日(映画等の公開・放送日等)を記載しなければならない。

② 添付書類

申請書には、次の書類を添付しなければならない(本要綱6条1項)。

- ・事業計画書(第2号様式)
- ・収支予算書(第3号様式)
- ・補助対象者概要(第4号様式)
- ・誓約書(第5号様式)
- ・その他知事が必要と認める書類

このうち事業計画書には、映画等の内容、千葉県に関する情報発信の内容、撮影期間、公開・放送予定期間、主な出演者、スタッフ、総製作費及び後援者・協賛者等を記載しなければならない。収支予算書には、収入及び支出の項目毎の内訳・内容、金額を記載しなければならない。支出については、補助対象経費と補助対象外経費の区別が求められている。補助対象者概要には、団体名、代表者名、設立年月日、構成員、沿革、実績(作品名、公開日、公開地域)等の記載が求められ、添付書類として定款・寄附行為又はこれに類する規約等、直近の財務諸表等の提出が求められる。誓約書は、補助金交付申請者(法人の場合は役員等)が、本要綱5条2項各号(いわゆる暴力団排除条項)のいずれにも該当しないことを誓約するものである。

(4) 実績報告

① 報告書

本補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日まで、事業実績報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない(本要綱12条)。事業実績報告書には、映画等の作品名、補助事業に要した経費及び補助金交付実績額及び補助事業の完了期日を記載しなければならない。

② 添付書類

事業実績報告書には、次の書類を添付しなければならない(本要綱12条)。

- ・事業報告書（第9号様式）
- ・収支決算書（第10号様式）
- ・補助金の交付対象となる経費に係る領収書、受領証等支払を証明するものの写し
- ・その他知事が必要と認める書類

このうち事業報告書には、映画等の内容、千葉県に関する情報発信の内容、撮影期間、公開・放送期間、フィルムツーリズムに対する協力内容、総製作費及び後援者・協賛者等を記載しなければならない。また、添付書類として撮影スケジュール結果の詳細、観客動員数や視聴率などの実績を証明する書類及び成果品等の提出が求められる（ただし、その提出が困難な場合は、県と協議の上、提出が免除される場合もある。）。収支決算書には、収入及び支出の項目毎の内訳・内容、金額を記載しなければならない。支出については、補助対象経費と補助対象外経費の区別が求められている。

6 交付申請

(1) 申請書

本要綱の書式どおりに申請書が提出されている。

なお、平成28年度の受給者は、平成27年度に本補助金の交付申請を行い、平成28年度には補助金の増額交付申請を行っている。

(2) 添付書類

本要綱が求めるとおりに添付書類が提出されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 本要綱が求める書式どおりの事業実績報告書が提出されている。

② これによれば、平成28年度の受給者（1団体）が映画1作品（題名「夏美のホタル」）を撮影し、補助事業に要した経費は735万7609円、補助金交付実績額は367万8000円（うち平成27年度の交付決定額250万円、平成28年度の増額交付決定額117万8000円）であり、補助事業完了期日は平成28年7月11日である。

(2) 添付書類

① 本要綱が求める添付書類が提出されている。

② 事業実績報告書によれば、千葉県に関する情報発信の内容として、撮影を千葉県内で行い、宣伝時にホームページやパンフレットで県内ロケ地を紹介し、エン

ドクレジット、チラシ、ポスター等に「千葉県」の表示等をしたとされている。
 収支決算書によれば、収入は出資金5000万円、支出は補助対象経費が735万7609円で、その内訳は宿泊費400万2284円、交通費5万1050円、車両・機材等借上料18万8204円、燃料費33万5647円、施設使用料102万828円、食糧費175万9596円である。補助対象外経費は県内撮影に要する経費が1272万8643円、その余の経費が2991万3748円である。かかる支出は、添付書類として提出された領収書の写し一式によって確認することができる。その他映画の撮影状況を撮影した写真、興行実績を記載した書類等も提出されている。

9 その他

本補助金の趣旨・目的は、本要綱1条記載のとおり、「千葉県の様々な魅力を広く県外に発信し、知名度の向上や県内の経済活性化及び観光客誘致を図ること」にある。本補助金の交付により、この趣旨・目的がどの程度達成されたかについて、効果測定及び検証が必須と考えられるが、県では、「県内の経済活性化」の観点から、本補助金の交付対象を県内撮影に要する経費に限定し、実績報告において受給者が県内で直接消費した金額の報告を求めている。

平成26年度から平成28年度までに、本補助金の受給者が県内撮影に要した経費は次の表のとおりである。いずれの年度においても、受給者は補助金交付額を大幅に上回る経費を県内において支出しており、本補助金は一定の経済効果を上げていると評価することができる。

年度 () 内は交付件数	作品 種別	県内撮影に 要する経費	参 考	
			補助対象経費 (※)	交付額
平成26年度 (2件)	テレビ	41万3031円	40万1241円	20万円
	テレビ	10万9531円	10万9531円	5万4000円
平成27年度 (1件)	テレビ	1612万0222円	1612万0222円	806万円
平成28年度 (1件)	映画	2008万6252円	735万7609円	367万8000円

(※) 県内撮影に要する経費のうち、本補助金交付要綱別表第1記載の以下の経費。

「宿泊費」「交通費」「車両・機材等借上料」「燃料費」「施設使用料」「設営・撤去費」「現地人件費」「食糧費」

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 県警への照会

本要綱には暴力団排除条項が規定され、これに基づき、本補助金の受給者は自らが暴力団関係者ではないことを誓約する誓約書を県に提出している。しかし、県は、県警に対し、申請者が暴力団関係者に該当するか否かの照会を行っていない。平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」は、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めることと、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを県警に照会すべきことを定めている。よって、受給者につき、県警に照会すべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 効果の検討

上記のとおり、県は、本補助金の目的である「県内の経済活性化」との関係で、実績報告において受給者が県内で直接消費した金額の報告を求めている。他方で、県は、「知名度の向上」や「観光客誘致」という目的との関係では、作品を観たことをきっかけに本県を訪れた人の人数の測定が難しいことなどから、その効果を検討する措置を講じていないとしている。確かに、これらの目的は実証的な効果の検討が困難とも考えられるが、各種アンケート調査等によって参考情報を得ることは可能と思われる。「知名度の向上」や「観光客誘致」といった目的も本補助金の交付目的である以上、本補助金の交付によりこれらの目的がどの程度達成されたのか、効果を検討するための措置をとることが望ましい。

第45 千葉県立地企業補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県の経済の発展及び県民生活の向上を図るために、千葉県内に企業が工場、研究所その他の事業所又は事務所を立地する際に交付される補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の当初予算額は、5億円である。平成29年度の予算額も、5億円である。平成27年度の決算額は、1億6532万3000円、平成26年度の決算額は、1億7247万7000円である。

3 経緯

千葉県企業立地の促進に関する条例に基づき、隣接する自治体との誘致競争の状況や助成措置の効果等を勘案し、県内への新規立地等を行う企業に対して補助金を交付するものである。

4 受給者

受給者は、千葉県内に立地を行おうとする企業である。

5 交付要綱

(1) 目的

千葉県の経済の発展及び県民生活の向上を図るために、千葉県内に企業が工場、研究所その他の事業所又は事務所の立地を促すことである。

(2) 事業

千葉県内に工場、研究所その他の事業所又は事務所を立地しようとする企業に対して補助金を交付するものである。

(3) 交付申請

① 申請書

千葉県立地企業補助金交付申請書（第5号様式）による。

② 添付書類

定めなし。

(4) 実績報告

① 報告書

操業を開始する日から起算して10年を経過する日の属する県の会計年度の末日までの間、補助事業の遂行状況について事業状況報告書を提出する。また、補助事業が完了した場合には補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに千葉県立地企業補助金実績報告書（第8号様式）を提出する必要がある。

② 添付書類

定めなし。

6 交付申請

(1) 申請書

千葉県立地企業補助金交付請求書（第9号様式）による。

(2) 添付書類

定めなし。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

定めなし。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第46 動産担保融資手数料補助

一 補助金の内容

1 概要

中小企業の機械設備や車両などの導入を支援するため、制度融資に、機械設備等を担保として融資を行うメニューを追加し、同制度の利用促進を図るため、機械設備などを担保として提供する際に生じる手数料に対して助成をするために交付される補助金である。

補助対象は、中小企業（機械設備、車両等を購入する資金を必要とする、業歴1年以上の県内中小企業者）が負担する、担保評価費用、担保の買取りや債務保証に係る費用などの手数料である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2000万円である。平成29年度の予算額は、920万円である。平成27年度の決算額は、1876万7000円である。なお、平成26年度は、制度創設前である。

3 経緯

平成27年度に開始されている。

- (1) 小規模企業者等設備導入資金事業が廃止され、それに代わる中小企業者にとっての設備資金需要に応える資金メニューが必要となったこと。
- (2) 経営者保証に係るガイドラインが平成26年2月に適用されるなど、経営者保証に依存しない取組が求められたこと。

県制度融資取扱金融機関に対しては、平成26年度に説明会を実施し合意を得ている。

4 受給者

形式的受給者は、動産担保融資を実行する金融機関、実質的受給者は金融機関から動産担保融資を受ける中小企業である。

5 交付要綱

(1) 目的

中小企業の機械設備や車両などの導入を支援するため、制度融資に、機械設備等を担保として融資を行うメニューを追加し、同制度の利用促進を図るため、機械設

備などを担保として提供する際に生じる手数料に対して助成をすることである。

(2) 事業

中小企業（機械設備、車両等を購入する資金を必要とする、業歴1年以上の県内中小企業者）が負担する、担保評価費用、担保の買取りや債務保証である。

補助率について、以下のとおり見直しを行った（平成29年1月1日要綱等改正、同日以降に融資実行したものが対象）。改正理由は、本来、担保評価を行うリース会社等に支払う手数料が、信用保証料と比較し割高となることを想定して補助制度を設立したが、実績を検証した結果、補助が過剰であることが判明したためである。

旧：手数料に対し全額補助（上限：融資金額の4%）

新：「信用保証料相当額」※を設定し、手数料が当該額を上回る部分に対し全額補助（上限：融資金額の4%）

※信用保証料相当額算定式

「融資金額×融資期間×1.15%×0.55」

(3) 交付申請

① 申請書

動産担保融資手数料補助金交付申請書・実績報告書

② 添付書類

ア 動産担保融資手数料補助対象者一覧表

イ 動産担保融資手数料補助金計算書

ウ 中小企業者等が手数料を支払ったことを確認できる書類等（写）

エ 取扱金融機関による原本証明書

オ モニタリングの実施計画

(4) 実績報告

① 報告書

動産担保融資手数料補助金交付申請書・実績報告書

② 添付書類

ア 動産担保融資手数料補助対象者一覧表

イ 動産担保融資手数料補助金計算書

ウ 中小企業者等が手数料を支払ったことを確認できる書類等（写）

エ 取扱金融機関による原本証明書

オ モニタリングの実施計画

6 交付申請

(1) 申請書

動産担保融資手数料補助金交付申請書・実績報告書

(2) 添付書類

- ア 動産担保融資手数料補助対象者一覧表
- イ 動産担保融資手数料補助金計算書
- ウ 中小企業者等が手数料を支払ったことを確認できる書類等（写）
- エ 取扱金融機関による原本証明書
- オ モニタリングの実施計画

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

動産担保融資手数料補助金交付申請書・実績報告書

(2) 添付書類

- ア 動産担保融資手数料補助対象者一覧表
- イ 動産担保融資手数料補助金計算書
- ウ 中小企業者等が手数料を支払ったことを確認できる書類等（写）
- エ 取扱金融機関による原本証明書
- オ モニタリングの実施計画

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

暴力団排除について、千葉県暴力団排除条例9条1項が、暴力団排除に必要な措置を講ずることを求め、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めることと、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを県警に照会すべきことを定めている。よって、暴力団排除条項を定め、受給者につき県警に照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第47 千葉県産業振興センター補助金（設備資金貸付事業分）

一 補助金の内容

1 概要

平成12年度以降は旧小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき公益財団法人千葉県産業振興センターが実施している「設備資金貸付制度」（平成25年度末で新規貸付停止）において、事業の実施に必要な人件費及び事務費を補助するための補助金である。

「設備資金貸付制度」は小規模企業者等を対象に無利子で貸付けを行っていた制度であり、センターは利ざやにより人件費及び事務費を賄うことができないので、県が補助することにより円滑な事業の実施を図っている。

補助金の使途は、人件費（平成28年度は1名分）及び事務費（貸付先企業の経営状況調査に必要な費用、債権管理システム使用料、通信費等）である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1301万8000円である。平成29年度の予算額は、1292万円である。平成27年度の決算額は、1421万1000円、平成26年度の決算額は、1178万8000円である。

3 経緯

昭和49年度に開始されている。

資料が保存されておらず経緯は不明である。

4 受給者

公益財団法人千葉県産業振興センター

5 交付要綱

(1) 目的

旧小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき公益財団法人千葉県産業振興センターが実施している「設備資金貸付制度」において、事業の実施に必要な人件費及び事務費を補助することである。

(2) 事業

公益財団法人千葉県産業振興センターが実施している「設備資金貸付制度」における事業の実施である。

(3) 交付申請

① 申請書

千葉県産業振興センター補助金交付申請書

② 添付書類

予算書、事業実施計画書

(4) 実績報告

① 報告書

千葉県産業振興センター補助金実績報告書

② 添付書類

事業に係る決算書

6 交付申請

(1) 申請書

千葉県産業振興センター補助金交付申請書

(2) 添付書類

予算書、事業実施計画書

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

千葉県産業振興センター補助金実績報告書

(2) 添付書類

事業に係る決算書

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第48 経営安定資金・再生資金信用保証料補助金

一 補助金の内容

1 概要

経営状況が苦境にある小規模企業の資金調達に係る負担を軽減するため、千葉県信用保証協会が徴収しなかった保証料相当額を、同協会に交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、871万3000円である。平成29年度の予算額は、1072万7000円である。平成27年度の決算額は、602万4000円、平成26年度は、461万8000円である。

3 経緯

平成7年度に開始されている。

長引く景気の低迷及び急激な円高により、経営基盤の立て直しが必要な中小企業者を対象とした特別経営安定対策資金を創設するにあたり、特に小規模企業者の負担の軽減を図るため、同資金の利用に係る信用保証料の一部を補助することとしたものである（文書名「特別経営安定対策資金（経済変動対策資金）信用保証料補助の創設及び同補助金交付要綱の制定について」）。

4 受給者

千葉県信用保証協会

5 交付要綱

(1) 目的

経営状況が苦境にある小規模企業の資金調達に係る負担を軽減するため、千葉県信用保証協会が徴収しなかった保証料相当額を、保証協会に交付することである。

(2) 事業

中小企業信用保険法で定める小規模企業者が、千葉県中小企業振興資金融資要綱に基づく経営安定資金又は再生資金を借り入れた場合で、適用される保証料率が1.15%を超える者のうち、1件当たりの保証料額から保証料率1.15%に相当する額を控除した額を補助する。補助の概要は以下のとおりである。

対 象 者	補助額	備考
中小企業信用保険法2条、3条1号、2号及び7号で定める小規模企業者のうち、適用される保証料率が1.15%を超える者	保証料 1件当たりの保証料額から保証料率1.15%に相当する額を控除した額	補助事業の補助額は、毎年2月1日から翌年1月31日までの期間で算出するものとする。

(3) 交付申請

① 申請書

経営安定資金・再生資金信用保証料補助金交付申請書・実績報告書

② 添付書類

経営安定資金・再生資金信用保証料請求明細書

(4) 実績報告

① 報告書

経営安定資金・再生資金信用保証料補助金交付申請書・実績報告書

② 添付書類

経営安定資金・再生資金信用保証料請求明細書

6 交付申請

(1) 申請書

経営安定資金・再生資金信用保証料補助金交付申請書・実績報告書

(2) 添付書類

経営安定資金・再生資金信用保証料請求明細書

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

経営安定資金・再生資金信用保証料補助金交付申請書・実績報告書

(2) 添付書類

経営安定資金・再生資金信用保証料請求明細書

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

暴力団排除について、千葉県暴力団排除条例9条1項は、暴力団排除に必要な措置を講ずることを求め、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」は、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めることと、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを県警に照会すべきことを定めている。よって、実質的に補助対象となる小規模企業者につき、暴力団排除条項を定め、受給者につき県警に照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第49 千葉県商店街振興組合連合会補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県商店街振興組合連合会補助金（以下「商店街振興組合補助金」という。）は、千葉県商店街振興組合連合会（以下「商店街振興組合連合会」という。）が実施する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の活性化を図るための研修会等及び指導事業について交付する補助金をいう。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、150万円である。平成29年度の予算額も、150万円、平成27年度及び平成26年度の決算額も、150万円である。

3 経緯

全国商店街振興組合連合会（以下「全振連」という。）は、各都道府県の商店街振興組合連合会の上部組織として、昭和43年に設立された。これに伴い、国は、

都道府県の商店街振興組合連合会が傘下組合に対して行う研修会等及び指導事業について、全振連を経由して補助金の交付を開始した。この制度は、平成3年度に改正され、この国の補助金を存続させつつ、これと協調して、各都道府県が国と同額の割合にて、各都道府県の商店街振興組合連合会がその傘下の商店街振興組合に対して行う研修会等及び指導事業について補助金の交付を開始した。これに呼応して、県も、同年度から、商店街振興組合補助金の交付を開始した。

4 受給者

(1) 受給者の概要

商店街振興組合補助金が交付される商店街振興組合連合会は、商店街振興組合法に基づいて、県内各地の商店街振興組合を会員として設立された団体である。商店街振興組合も、商店街振興組合法に基づき、小売商業又はサービス業を営む者を組合員として設立された団体であり、販売等の共同事業、組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業、組合員の研修及び情報を提供する事業等、商店街の振興に有益な事業を行う。商店街振興組合は、商店街振興組合法に基づいて設立される小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の組合であり、販売等の共同事業、組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業、組合員の研修及び情報を提供する事業等、商店街の振興に有益な事業を行う。

(2) 商店街振興組合連合会につき、関係人調査を行うために、その事務所に赴いたところ、住所地に事務所は存在しなかった。そこで、商店街振興組合連合会に電話したところ、千葉県中小企業団体中央会（以下「中小企業中央会」という。）商業連携支援部の職員が応対し、中小企業中央会の会議室に通され、同所で同職員から説明を受け、資料の提示を受けた。その後、商店街振興組合連合会の実態につき調査を進めたところ、商店街振興組合連合会は事務所を持たず、かつ職員を雇用せず、その電話番号は中小企業中央会の商業連携支援部の電話番号であり、商店街振興組合補助金の事務は、同部の職員2名が代行していることが確認できた。なお、補助金番号50の千葉県商店街連合会の状況も、商店街振興組合連合会と同様である。

5 交付要綱

商店街振興組合補助金の行政事務の基準として、「千葉県商店街振興組合連合会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」が定められている。その内容は、以下のとおりである。

(1) 目的

商店街振興組合補助金の目的は、商店街振興組合連合会が実施する県の施策に関する調査研究、商店街の計画策定、運営に関する指導等について補助することにより、県内各地の商店街の活性化を図り、地域経済の振興に寄与することにある。

(2) 事業

商店街振興組合補助金の交付対象事業は、以下のとおりである。

① 重点施策推進事業

I 広域連携事業

異なる商店街が連携して集客向上を図る施策の調査・研究・実施、及び商店街運営の先進的な情報の収集・提供する事業をいう。

II 計画策定促進事業

a 地域商店街活性化法に基づく計画策定促進等、県の重点施策を推進するための勉強会等を行う事業をいう。

b 地域商店街活性化法は、商店街振興組合等の法人化された商店街が作成した商店街活性化事業計画が経済産業大臣から認定を受けた場合に、国からの補助金の優先採択や信用保証協会が行う信用保証の保証限度額が2倍に拡大される等の支援が受けられる制度を定めた法律であり、平成21年に制定された。

② 指導事業

県内の商店街振興組合を指導する事業

③ 知事が特に必要と認めた事業

(3) 交付申請

① 交付申請書

交付申請書には、「事業の目的」、「事業に要する経費及び補助金交付申請額」及び「補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分」を記載すべきと定められている。

② 添付書類

「当該年度の収支予算書」、「暴力団と関わりがないことの誓約書」及び「役員等名簿」等が添付書類とされている。役員等名簿は、受給者の役員につき、千葉県警察に暴力団との関わりの有無を照会する名簿とする趣旨である。

(4) 実績報告

① 実績報告書

実績報告書には、「補助金交付決定額及び補助事業に要した経費」、「補助事業に要した経費の配分」を記載し、「補助事業実績書」を別紙としてつづり、最後に「補助事業完了日」を記載すべきと定められている。

② 添付書類

「年度収支決算書」が添付書類として定められている。

6 交付申請

交付申請の事務は、中小企業中央会の商業連携支援部の職員が行っている。

(1) 交付申請書

交付要綱が定める書式に従って交付申請がなされている。その記載内容は、以下のとおりである。

① 事業の目的

商店街振興組合に対する運営指導や研究会事業を実施し、商店街機能の再生や商店街の振興に寄与することを目的とする。

② 事業に要する経費及び補助金交付申請額

事業に要する経費は154万円、補助金交付申請額は150万円である。

③ 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

事業の内容及び経費の配分は、補助事業計画書にまとめられているが、それによれば、以下のとおりである。

I 補助事業の内容

a 重点施策推進事業

ア 広域連携事業

商店街、行政、大学等が連携して、インターネット等を通して入手できる公開された情報、様々の分野で集積され、整理された情報を活用した商店街の活性化策の調査・研究及び今後の活動拠点の検討を、柏二番街商店会を対象として行う。

イ 計画策定促進事業

国や県の重点施策を推進するための勉強会を5回実施する。

b 指導事業

会員への巡回を行い、運営指導や情報提供を行い、全振連が実施する研修会に参加する。会員とは、商店街振興組合のことである。

II 補助事業に要する経費の配分等

事業実施に必要な経費は、重点施策推進事業のうち、広域連携事業は小計119万5000円、計画策定促進事業は小計26万5000円、合計146万円、指導事業は8万円、総計154万円であり、補助対象経費及び補助金交付申請額は、総計150万円である。

(2) 添付資料

① 平成28年度収支予算額

I 収入の部

事業収益が162万5780円、賦課金等収入が140万9560円、事業外収益が2万700円、収入合計305万6040円である。

II 支出の部

事業費用が219万5000円、一般管理費が67万2500円、税等が10万円、支出合計305万6040円である。

② 誓約書及び役員等名簿

要綱に定められた記載内容となっている。

③ 平成28年度商店街振興組合連合会補助事業内訳

平成28年度補助事業収支予算書、積算書及び旅費明細書が添付されているが、その記載内容は、具体的に詳細に記載されている。

7 補助事業変更承認申請

年度途中で、補助事業の変更承認申請がなされているが、これも中小企業中央会の商業連携支援部の職員が行っている。その記述内容は、以下のとおりである。

(1) 変更科目

重点施策推進事業のうちの広域連携事業が変更されている。

(2) 変更の理由

検討会に招く専門家の回数を6回から8回に増やすことにした結果、専門家への謝金の増額が必要になったが、他方、資料作成費及び消耗品費を使わず、また調査に係る委託費の支出が減額されたことが変更の理由である。

(3) 変更の内容

専門家への謝金は45万円から64万円に、旅費は7000円から1万円にとそれぞれ増額されたが、他方、事務費は5万6500円から1万6500円に、事業費は68万1500円から52万8500円にとそれぞれ減額した結果、広域連携事業の経費合計は、119万5000円と変わらず、従って、事業全体の経費合計も150万円のままで増減はない。

8 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

9 実績報告

実績報告は、中小企業中央会の商業連携支援部の職員が行っていて、交付要綱で定められた書式に概ね従ってなされている。

(1) 補助金交付決定額及び補助事業に要した経費

補助金交付決定額及び補助金変更交付決定額は150万円、補助事業に要した費用は154万9347円と記載されている。

(2) 補助事業に要した経費の配分

補助事業実績報告書に詳細に記載されているが、その記載内容は、補助事業変更承認申請に記載されている経費の配分と同じである。

(3) 実施した補助対象事業の内容

交付要綱では、補助対象事業の実施状況は実績報告書の記載事項ではないが、商店街振興組合連合会は、これを補助事業実績報告書に補助事業実績の内容等として、具体的かつ詳細に記載されていて、分かりやすい。

(4) 支出内訳及び支出疎明資料

支出内訳は、概要の記載に止まり、支払先の記載はなく、領収書等の疎明資料は添付されていない。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

① 補助金管理及び補助金対象事業の事務を第三者へ委託

I 関係人調査として、受給者である商店街振興組合連合会の調査を実施した結果、商店街振興組合連合会は、事務所を設けず、固定電話は設置せず、かつ事務員は雇用せず、事務は、中小企業中央会に対し月額2万5000円で委託していることが判明した。この事務委託は、平成13年10月1日に始まり、以後毎年自動更新されて16年が経過している。その経緯は、商店街振興組合連合会が財政面でせい弱体化し、事務所を設置し、職員を雇用することができなくなったためである。

II 補助金は、補助対象事業を実施する者に対して交付するものであり、補助金の受給者は、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を実施しなければならない。事業及びその会計の事務全般を第三者に委託している場合、その事務処理が受給者の指揮命令に基づくことが必要であり、そうでなければ適法ではない。事務処理が受給者の指揮命令に基づいてなされているといえるためには、受給者自らが、事業計画書、事業実施の行程表を作成し、事業計画実施に必要な業務及び会計を整理分類し、これに基づいて事業実施に必要な事務の内容、事業との関係、事務処理の時期を記載した指示書を作成し、これらの書類を事務の受託をしている第三者に示して説明して理解させ、その後は、現場に赴き、あるいはメールや電話で指揮監督し、報告書や業務日誌を提出させる等がなされていることが必要である。県は、受給者が事務を委託している第三者に対し、このような指揮命令、監督を行っているかを確認する必要がある。交付要綱を改定して、交付申請書及び実績報告書に、事業の実施及び会計処理が受給者の指揮命令に従ってなされていることが確認できる資料を添付させるべきである。

(2) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

実績報告書は、実施した事業内容の記載が具体的かつ詳細であるが、支出内訳

には支払先の記載がなく、領収書等の疎明資料も添付されていないため、実績報告書からは、補助金の具体的使途、その内訳が確認できない。支出の確認は、不正支出を防ぐための最も重要な事務である。県では、職員が往査して支出を確認しているとのことであるが、報告書を作成し、その報告書に領収書の写しを添付しなければ、往査の結果は客観的な資料として残らず、上司の管理監督も内容には及ばず、支出を確認したとは言えない。往査して作成する報告書に支出証拠書類の写しを添付するのであれば、実績報告書のその写しを添付させる方が事務処理の効率が良い。よって、実績報告書には、支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 交付要綱の改定

交付要綱には実績報告書に収支決算書を添付すべきことが定められているが、実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までと定められているのに、商店街振興組合連合会の総会開催時期は翌年度5月であるため、実績報告書提出期限には収支決算書を提出できない。それゆえ、交付要綱を改定し、収支決算書の提出期限を翌年度の5月総会開催後ただちに提出させることに改定することが望ましい。

第50 千葉県商店街連合会補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県商店街連合会補助金（以下「商店街連合会補助金」という。）は、千葉県商店街連合会（以下「商店街連合会」という。）に対し、同会が実施する商店街活性化事業について交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、150万円である。平成29年度の予算額も同額であり、平成27年度及び平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

商店街連合会補助金は、昭和53年度から交付が始まっているが、その経緯は記録が保存されてなく、不明である。

4 受給者

(1) 受給者の概要

商店街連合会は、県内の13市町内にそれぞれ設立されている組合組織の商店街連合会又は商店会連合会（以下「商店街連合会等」という。）を会員とする団体である。各市町の商店街連合会等には、その地域の商店街がそれぞれ加盟しているが、その合計は281である。そして、それらの商店街は、それぞれその地域の商店等を会員としているが、その合計は8935である。

(2) 受給者の実態

商店街連合会は、関係人調査の対象としなかったため、詳細は不明であるが、補助金番号49の千葉県商店街振興組合連合会と同様に、自力で活動できないほどに財政的基盤がぜい弱化したため、事務全般を千葉県中小企業団体中央会（以下「中小企業中央会」という。）に委託し、自らは事務員を雇用せず、事務所は設けず、事務所の電話番号は、中小企業中央会の商業連携支援部の電話番号である。商店街連合会補助金の交付申請、入金口座の管理、補助対象事業の事務は、全て、中小企業中央会の商業連携支援部の職員が行っている。

5 交付要綱

商店街連合会補助金の行政事務の基準として、千葉県商店街連合会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）が定められている。

その内容は、以下のとおりである。

(1) 目的

商店街連合会補助金の目的は、商店街の活性化であるが、その交付相手が商店街連合会であることから、商店街連合会の会員である商店街の活性化を図ることに目的があるといえる。

(2) 事業

以下の事業が、商店街連合会補助金の交付対象事業である。

① 重点施策推進事業

以下の事業を行うための講師等の外部専門家等を招くための謝金や旅費、事務費、会議費及び資料作成費等の事務費、会場の使用料、印刷製本費、広告宣伝費等の事業費等の経費について補助する。

I アドバイザー派遣事業

地区の商店会連合会が行う共同事業等に対する指導及び相談並びに中小商業者の経営指導及び経営相談に税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、一級建築士、その他専門知識を有する者を派遣する事業

II 法人化促進事業

任意団体である商店街の法人化を促進する事業

III 商業機能強化事業

一店逸品運動等の勉強会や講演会の開催、商店街運営の先進的情報の提供をする事業

② 指導事業

商店街連合会の会員である商店会等への指導及び研修の実施

③ その外商店街連合会の健全な発展を図るために特に知事が必要と認めた事業

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、以下の事項を記載すべきと定められている。

I 事業の目的

II 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

III 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

書式を定めた「補助事業計画書」に記載し、これを別紙として申請書につづることが指示されている。

② 添付書類

以下の書類を添付すべきと定められている。

I 当該年度の収支予算書

II 誓約書及び役員等名簿

III 知事が特に必要と認めるもの

(4) 実績報告

実績報告は、翌年の4月20日までに実績報告書を提出して行うこととされ、その書式と添付書類が定められている。

① 実績報告書

以下の事項を記載すべきと定められている。

I 補助金交付決定額及び補助事業に要した経費

II 補助事業に要した経費の配分

書式を定めた「補助事業実績書」に記載し、これを別紙として報告書につづることが指示されている。補助事業実績書は、補助事業の種目と概要、事業区分毎の経費を記載する書式になっている。

III 補助事業完了日

② 添付書類

当該年度の収支決算書を添付すべきことが定められている。

6 交付申請

交付申請は、中小企業中央会の商業連携支援部の職員が行っている。

(1) 申請書

① 実施する事業として、要綱に定められた4つの事業名が記述されている。

② 別紙「事業計画書」の記載状況は、以下のとおりである。

I 補助事業の内容

4つの事業につき、実施期間、事業内容の概要が記載されている。

II 補助事業に要する経費の配分等

経費区分として4つの事業名、経費区分として謝金、旅費、事務費及び事業費が記載され、その区分毎に補助事業に要する経費（合計189万500円）、補助対象経費（合計150万円）及び補助金申請額（合計150万円）が記載されている。

(2) 添付書類

平成28年度収支予算（案）、誓約書及び役員等名簿が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

交付申請は、中小企業中央会の商業連携支援部の職員が行っている。

(1) 報告書

① 補助金交付決定額及び補助事業に要した経費

補助金交付決定額 150万0000円

補助事業に要した経費 173万9568円

② 補助事業に要した経費の配分

「補助事業実績書」が提出されている。これによれば、経費の配分の概要は、以下のとおりである。

I 重点施策推進事業

アドバイザー派遣事業 92万3736円

法人化促進事業 9万6772円

商業機能強化事業 40万1404円

II 指導事業 31万7656円

合計173万9568円

③ 補助事業の遂行状況

I 商店街アドバイザー派遣事業

商店街アドバイザー派遣事業として、平成28年7月13日から平成29年3月16日までの間に、合計15の協同組合等を対象として、合計31回のアドバイザー派遣事業を実施し、「キャラクター作成」や「ポイントカードの移行について」等のテーマで相談や指導を実施している。

II 法人化促進事業

松戸市の法人化していない商店会を対象として、平成29年1月12日に「法人化に向けた商店街活動の活性化策について」とのテーマで相談、指導を実施している。

III 商業機能強化事業

商業機能強化事業として、平成28年9月5日から平成29年3月21日までの間に、茂原市商店会連合会等合計4の商店会連合会を対象として、「ビッグデータオープンデータを活用した商業活性化について」等のテーマで会議を実施している。

IV 指導事業

平成29年2月9日に、「経済産業省の平成29年度支援等について」と題して商業4団体が参加する新春講演会を実施している。

④ 補助事業完了日

補助事業完了日は、平成29年3月29日である。

(2) 添付書類

- ① 報告書に添付書類の記載がない。
- ② 要綱が定める実績報告書の書式の添付書類に記載がないが、各実施事業の概要を記載した「平成28年度補助事業遂行状況表」が添付されている。
- ③ 当該年度の収支決算書は添付されていない。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

- ① 補助金管理及び補助金対象事業の事務を第三者へ委託
補助金49と同じである。

(2) 手続の適正

- ① 支出証拠書類添付の必要性
補助金49と同じである。

2 意見

意見はない。

第51 千葉県地域商業活性化事業補助金（地域商業活性化チャレンジ事業）

一 補助金の内容

1 概要

千葉県地域商業活性化事業補助金（地域商業活性化チャレンジ事業）（以下「地域商業活性化チャレンジ補助金」という。）は、地域商業活性化事業補助金のうち、商工団体、商店街団体、NPO法人等に対し、同団体等が実施する当該地域商業が抱える課題を解決するための取組であって、当該年度内に実施可能な事業について交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、500万円、平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は、466万2000円、平成26年度の決算額は、408万9000円である。

3 経緯

県は、平成24年度に、県内の商店街の課題や活性化に向けた商店街の意向を把握することを通じて、地域商業の活性化のための新たな支援策を検討することを目的として、「商店街のあり方検討会」を設置した。そして、県は、同検討会での議論を踏まえ、平成25年度から県内の地域商業を活性化することを目的とした「地域商業活性化事業」を開始した。

4 受給者

(1) 法的根拠と団体名

地域商業活性化チャレンジ補助金の受給者は、商業に係わる法律に根拠を持つ諸団体である。それらの法律と団体は、以下のとおりである。

- ① 商工会法 商工会
- ② 商工会議所法 商工会議所
- ③ 商店街振興組合法 商店街振興組合
- ④ 中小企業団体の組織に関する法律

組合員の大部分が中小小売商業又は中小サービス業に属する事業を営む者によって構成されている事業協同組合

- ⑤ 商店街振興組合法等の法律によって組織されている商店街振興組合連合会等の連合会
- ⑥ 中小企業基本法
同法に規定する中小企業者5名以上で構成されている法人格を有しない団体であって、その構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの
- ⑦ 以上に類するものであって知事が認めるもの
- ⑧ 特定非営利活動促進法

特定非営利活動法人（NPO法人）であって、商店街振興組合等の商店街団体と連携して地域商業の活性化に資するもの

⑨ 中心市街地の活性化に関する法律 特定会社

(2) 暴力団排除条項

受給者団体又は事業実施団体に暴力団関係者がいる場合は補助対象事業とすることはできない。

5 交付要綱

地域商業活性化事業補助金の行政事務の基準となるものは、「千葉県地域商業活性化事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」である。その内容は、以下のとおりである。

(1) 目的

地域商業活性化事業補助金の目的は、商店街団体や商工団体等が主体となって取り組む事業を補助することにより、地域商業の活性化を図ることにある。

(2) 事業

① 地域商業活性化事業補助金の対象事業は、以下のとおりである。

I コンセンサス形成事業

II 活性化実践事業

III 地域商業活性化チャレンジ事業

IV 訪日観光客商店街おもてなし事業

② ①の I 及び II は、市町村と共同して補助すると定められている。

③ ①の I から IV の事業のうち、II については、知事が政策的に重要と判断する社会的課題に対応した事業を、規則 4 条の補助金交付決定において優先した扱いをすると定められている。

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、以下の事項を記載すべきことが定められている。

I 事業に要する経費及び補助金交付申請額

II 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

書式を定めた「補助事業計画書」に記載することが指示されている。その記載すべき事項は、以下のとおりである。

a 事業内容

ア 補助対象事業

イ 事業実施団体（対象商店街等）の概要

ウ 事業名及び事業内容等

事業の目的、事業内容及び期待される効果を記載する書式になっている。これによって、申請者が地域商業の活性化効果を意識しながら事業計画を立案する

ことになり、計画される事業の質が向上することが期待でき、県としても、補助金交付の決定に際して、その事業によって期待される地域商業活性化効果の内容、効果の程度を認識して決定することができ、補助金の効率性を高めることができる。

エ 整備する施設等の名称・仕様、所要経費及び設置場所

オ 中心市街地活性化法への対応等

b 補助事業に要する経費の配分等

III 補助事業完了予定期日

② 添付書類

以下の書類を添付すべきことが定められている。これらの添付書類によって、申請者が、補助金を交付するにふさわしい団体か否か、信頼できるか、実行力があるか、不正受給をするおそれは無いか、暴力団員が紛れ込んでいないか等につきおおよその判断ができる資料がそろっており、それらの資料に基づき、質疑応答、追加資料の提出要請等によって、更に詳細な調査も可能である。

I コンセンサス形成事業等によりまとめた計画等

地域商業活性化チャレンジ補助金は、この記載は不要である。なお、補助金第53の訪日観光客商店街おもてなし事業補助金も、この記載は、不要である。

II 当該年度の事業計画、収支予算書

III 定款又は規約及び組合員名簿

IV 位置図、見取り図、設計概要図等の事業計画図

V 誓約書、役員等名簿

VI その他知事が必要と認める書面

(4) 実績報告

① 報告書

報告書には、以下の事項を記載すべきことが定められている。

I 事業に要した経費及び補助金交付決定額

II 補助事業に要した経費の配分

書式を定めた「補助事業実績書」に記載することが指示されている。補助事業実績書の記載内容は、以下のとおりである。

a 補助事業実績の内容等

「事業団体名」、「代表者及び所在地」、「事業名」、「事業内容」及び「事業を実施したことによる効果及び今後の展開」を記載する必要がある。

b 補助事業に要した経費の配分等

6 交付基準

交付要綱とは別に、「千葉県地域商業活性化事業補助金交付基準（以下「商業活性化交付基準」という。）」として、『「コンセンサス形成事業等によりまとめた計画等』に盛り込む事項」との項目の外7の項目の下に、交付する基準が具体的かつ詳細に定められている。

7 交付申請

(1) 申請書

平成28年度における地域商業活性化チャレンジ補助金の交付件数は、次の5件である。いずれも、要綱の交付申請に係る定めに従ってなされている。

① 稲毛商店街振興組合

I 事業に要する経費及び補助金交付申請額

- a 補助事業に要する経費 172万3910円
- b 補助金交付申請額 100万0000円

II 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

補助事業計画書に記載された事業内容は、「稲毛商店街において、アート作家によるワークショップ開催を目玉とし、これと連動させて商店街各店でまちゼミを開催する等の催しを実施する事業」である。

② 松戸駅周辺商業協同組合

I 事業に要する経費及び補助金交付申請額

- a 補助事業に要する経費 115万0358円
- b 補助金交付申請額 63万9000円

II 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

補助事業計画書に記載された事業内容は、「地元住民を対象として、歴史的建造物や街中を案内し、それらの魅力を知ってもらうツアーや、外国人を主な対象として、日本の日常文化に触れるツアーを催す事業」である。

③ アイラブふなばし実行委員会

I 事業に要する経費及び補助金交付申請額

- a 補助事業に要する経費 46万6096円
- b 補助金交付申請額 31万0730円

II 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

補助事業計画書に記載された事業内容は、「街中ツアー及び商店会内でステージを設置して地域団体が参加するショーを開催する事業」である。

④ 木更津商工会議所青年部

I 事業に要する経費及び補助金交付申請額

- a 補助事業に要する経費 165万4702円

b 補助金交付申請額 100万0000円

II 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

補助事業計画書に記載された事業内容は、「木更津潮浜公園を会場にして民間のサークル団体40団体、商店街関係11店舗と協力し、スタンプラリー形式で回る体験ブースを設置し、小学生に参加してもらい木更津市の文化や歴史を学んでもらう等の事業」である。

⑤ 千葉都心イルミネーション実行委員会

I 事業に要する経費及び補助金交付申請額

a 補助事業に要する経費 1879万4297円

b 補助金交付申請額 100万0000円

II 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

補助事業計画書に記載された事業内容は、「中央公園やその周辺にイルミネーション電飾を設置し、各種イベントを実施する事業」である。

8 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

9 実績報告

(1) 報告書

5件の交付申請につき、それぞれ実績報告がなされている。いずれの実績報告も交付要綱の実績報告に係る定めに従ってなされている。

① 事業に要した経費及び補助金交付決定額

事業に要した経費は、7のIの③のアイラブふなばし実行委員会の事業については、交付申請額と同額である。その他の事業については、事業に要した経費は交付申請額から変更しているが、その変更はいずれも交付要綱及び交付基準に定める「軽微な変更」の範囲内である。

② 補助事業に要した経費の配分

別紙補助事業実績書に記載された事業内容は、交付申請の「補助事業計画書」に記載された内容と同じである。

(2) 添付書類

5件の実績報告とも、要綱に定められた書類が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第52 千葉県地域商業活性化事業補助金（活性化実践事業）

一 補助金の内容

1 概要

千葉県地域商業活性化事業補助金（活性化実践事業）は、地域商業活性化事業補助金のうち、商工会、商工会議所及び商店街団体等が実施する商店街の街路灯のLED化や防犯カメラの設置等の施設整備や商店街活性化のためのイベント等を行う事業について交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2700万円である。平成29年度の予算額も、同額である。平成27年度の決算額は1400万9000円、平成26年度の決算額は1202万7000円である。

3 受給者

補助金51と同じである。

4 経緯・交付要綱・交付基準

第51の千葉県地域商業活性化事業補助金（地域商業活性化チャレンジ事業）に記述したとおりである。

5 交付申請

複数の団体から交付申請がなされているが、そのうち、佐原商工会議所の申請内容は、以下のとおりである。

(1) 申請書

① 事業に要する経費及び補助金交付申請額

I 補助事業に要する経費	365万0400円
II 補助金交付申請額	115万9200円

② 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

I 補助対象事業	環境配慮型事業
II 事業実施団体	横宿商店会

III 事業名及び事業内容

事業名 LED街路灯への頭部改装事業

事業内容 既存の街路灯39基のうち23基をLED化する。

IV 期待される効果

街路灯の落下防止、電気代の減額、夜間通行の安全、デザインを刷新することによる観光促進の一助になる。

③ 補助事業完了予定期日

(2) 添付書類

- ① 平成28年度事業計画書
- ② 平成28年度一般会計収入支出予算書

6 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

7 実績報告

複数の団体から実績報告がなされているが、いずれも実績報告も、要綱に従って適切になされている。そのうち、佐原商工会議所の報告内容は、以下のとおりである。

(1) 報告書

① 事業に要した経費及び補助金交付決定額

I 補助事業に要した経費	360万7200円
II 補助金交付決定額	115万9200円

② 補助事業に要した経費の配分

補助事業実績書に、既存の街路灯39基のうち23基をLED街路灯に替えたことが報告されている。併せて、補助金対象事業ではないが、事業の実施に伴って、老朽化した街路灯15基を除去したとの参考事項も記載されている。

(2) 添付書類

報告書には、要綱に従って、領収書や写真等が添付されていて、事業の実施及び補助金の使途を明確に確認することができる。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第53 訪日観光客商店街おもてなし事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

訪日観光客商店街おもてなし事業補助金（以下「訪日観光補助金」という。）は地域商業活性化事業補助金のうち、商工会、商工会議所及び商店街団体等が実施する訪日観光客を迎え入れるための接客講習会や情報発信をする等の事業について交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算は、1000万円である。平成29年度の予算も、同額である。平成27年度の決算額は、404万2000円である。なお、平成26年度は、制度創設前である。

3 受給者

補助金51と同じである。

4 経緯・交付要綱・交付基準

第51の千葉県地域商業活性化事業補助金（地域商業活性化チャレンジ事業）に記述したとおりである。

5 交付申請

複数の団体から交付申請がなされている。そのうち、富里市商工会の申請内容は、以下のとおりである。

(1) 申請書

① 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

I 補助事業に要する経費 70万4480円

II 補助金交付申請額 35万2240円

② 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

I 補助対象事業 訪日観光客商店街おもてなし事業

II 事業実施団体 日吉商店会

III 事業名及び事業内容

a 事業名

日吉商店会体験ツアー調査事業

b 事業内容

訪日観光客を対象とした体験ツアーの企画、体験ツアー参加者の募集とツアーの実施、体験ツアー参加者への調査（委託）

③ 補助事業完了予定期日

(2) 添付書類

① 平成28年度事業計画書（案）

② 平成28年度一般会計収入支出予算書

6 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

7 実績報告

複数の団体から実績報告がなされている。そのうち、富里市商工会の実績報告の内容は、以下のとおりである。

(1) 報告書

① 事業に要した経費及び補助金交付決定額

いずれも、交付申請書に記載された「事業に要する経費」及び「交付申請額」の各金額と同額である。

② 補助事業に要した経費の配分

補助事業実績書に、着物の着付け体験等の体験ツアーを企画し、台湾人観光客を対象とした商店会体験ツアーを実施し、その体験ツアーに参加した台湾人観光客に対しアンケート調査を実施し、その調査結果の報告書を作成したことが記述されている。

③ 補助事業完了期日 平成29年2月15日

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第54 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金（コンベンション部門）

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人ちば国際コンベンションビューローが行う事業に要する経費に対して行う補助金。なお、本補助金は、公益法人ちば国際コンベンションビューローのコンベンション部門に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、9416万2000円である。平成29年度の予算額は、9435万6000円である。平成26年度決算額は9315万3000円、平成27年度決算額は8744万4000円である。

3 経緯

平成3年に千葉県におけるコンベンションの振興を図るために補助を開始されたものである。

4 受給者

公益財団法人ちば国際コンベンションビューローである。

定款によれば、その目的は、千葉県の有する歴史、文化、経済その他の地域的特性を生かし、千葉県で開催される会議、報償・研修旅行、国際会議及びイベント事業などを推進するとともに、国際交流の推進などを図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては「公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

千葉県内におけるコンベンションの振興、国際化及び国際交流の推進を図るため、当該法人が行う事業に対する経費について予算の範囲で補助する。(要綱1条)。

(2) 事業

補助金が交付される対象事業は、①誘致、開催支援事業、②広報宣伝事業、③企画・調査・開発事業、④情報収集事業、⑤特別事業、⑥①ないし⑤にまでに掲げる業務の管理、⑦特別対策(要綱2条・別表)である。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金交付申請書(要綱別記第一号様式)によるものとされている(要綱4条)。

II 必要的記載事項

上記様式には、補助金交付申請額、補助事業の内容、補助事業の経費の配分についての記載が求められている。

② 添付書類

なし

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

ちば国際コンベンションビューロー事業実績報告書(要綱別記第4号様式)。

II 必要的記載事項

上記様式には、補助金交付決定額、事業内容、経費の内訳を記載することとされている。

② 添付書類

なし

6 交付申請

(1) 申請書

要綱の要求するとおりの交付申請がなされている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

要綱の要求するとおり

② 記載内容

要綱の要求するとおり

(2) 添付書類

なし

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第55 千葉県国際会議開催補助金

一 補助金の内容

1 概要

国際会議の主催者に対して、予算の範囲内において千葉県国際会議開催補助金を交付する補助金である。

県内の国際会議の開催を増加させることで、地域経済の活性化、千葉県の知名度の向上、国際観光の振興及び国際交流の促進に資することに鑑み、補助金を交付する。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1250万円である。平成29年度の予算額は、2000万円である。平成27年度の決算額は、750万円、平成26年度の決算額は1660万5000円である。

3 経緯

平成23年度に開始された制度である。

4 受給者

当該国際会議の主催者である。

なお、平成28年度は、公益社団法人電気化学会電池技術委員会である。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては「千葉県国際会議開催補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

県内の国際会議の開催を増加させることが、地域経済の活性化、千葉県の知名度の向上、国際観光の振興及び国際交流の促進に資することに鑑み、当該国際会議の主催者に対して補助金を交付することで、国際会議の県内への誘致を促進する。(要綱1条)。

(2) 事業

対象事業者は、国際会議の主催者である。対象となる国際会議は、県単独の場合①参加者が600人以上、そのうち外国人が120人以上であること、②会議の参加国が5か国以上、③開催期間が3日以上、④開催地が未定であり、千葉県が候補地となっていること、⑤主たる会合が千葉県で開催されること、⑥千葉県の産業、経済、学術、文化、国際交流のいずれかの振興に寄与するものであること、⑦政治的、宗教的または専ら営利的な意味合いを持つものでないこと、⑧公序良俗に反するものでないこと、⑨国、地方公共団体の主催事業でないことである（なお、市町村協調補助については別途定めがある。）。

補助金の使途先は、①会場借上費、②会場設営及び撤去費、③会議用機材借上費、④③の機材にかかる役務費、⑤外国人招聘費、⑥看板・印刷物製作費、⑦広告宣伝費とされる。補助額は、上記①ないし⑦の経費について、主催者が実際に負担した金額の2分の1以内の金額であり、以下の金額を限度額とする。

1200人以上 1000万円

600人以上1200人未満 750万円

市町村が主催者に対して交付した金額と次の金額のうち、低い金額を上限とする。

1200人以上 500万円

600人以上1200人未満 375万円

100人以上600人未満なら 300万円である。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

千葉県国際会議開催補助金交付申請書（要綱12条・別記第三号様式）によるものとされている。なお、国際会議の主催者は事前に補助対象会議として登録申請を行わなければならない（要綱6条、7条）。

II 必要的記載事項

上記様式には、会議の名称、開催日程、交付申請額、開催計画の概要についての記載が求められている。

② 添付書類

i 国際会議開催計画書、収支予算書、主催団体の定款、寄付行為、規約又は会則などの書類、ii 主催団体の組織体制及び役員名簿などの書類、iii その他当該国際会議に関する書類

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

千葉県国際会議開催補助金実績報告書（要綱15条、別記第6号様式）。

II 必要的記載事項

上記様式には、会議の名称、開催日程、補助金交付決定額及び補助事業に要した経費、開催実績の概要を記載することとされている。

② 添付書類

収支決算書、その他当該国際会議に関する書類

6 交付申請

(1) 申請書

要綱の要求するとおりの交付申請がなされている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

要綱の要求するとおりのものが提出されている。

② 記載内容

要綱の要求するとおりのものが提出されている。

(2) 添付書類

要綱の要求するとおりの書類が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第56 中小企業連携組織対策事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県中小企業団体中央会を受給者とした、中小企業連携組織対策事業費に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億6906万9000円である。平成29年度の予算額は、1億7153万7000円である。平成27年度の決算額は、1億6814万7000円である。平成26年度の決算額は、1億5862万8000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

昭和45年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため、千葉県中小企業団体中央会の人件費及び事業費について交付している。

元は県と国の協調補助金（補助率：人件費10/10、事業費：国・県1/2ずつ）だったが、三位一体の改革により平成18年度より一般財源化されたため、現在は各県で県単補助（補助率：人件費・事業費 県10/10）として実施している。

4 受給者

中小企業等協同組合法により各都道府県に一つずつ設置された、中小企業組合等を会員として設立された団体。

中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことを主な目的とし、組合の設立や運営について相談に応じている。

5 交付要綱

(1) 目的

千葉県中小企業団体中央会が行う事業に要する指導員及び職員の設置費並びに運営・指導事業に要する経費について補助金を交付することにより、中小企業の連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進することを目的とする。

(2) 事業

（人件費）

- ・指導員21人、職員3人の給料・各種手当・福利厚生費等

（事業費）

- ・指導員等の資質向上を図る事業
- ・中小企業連携組織推進指導事業に必要な備品の取得等
- ・地域産業実態調査事業
- ・組合等情報提供事業
- ・中央会指導員等研究会開催事業
- ・組合指導情報整備事業
- ・中小企業団体情報連絡員の設置
- ・中小企業等連携組織等支援事業
- ・組合等基盤強化事業
- ・運営事業費 等

6 交付申請

(1) 申請書（必要的記載事項）

目的、申請額、実施期間、補助の内容、経費の配分、補助対象者及び補助事業に係る予算

(2) 添付書類

誓約書、役員等名簿

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類：補助金決算総表、補助金実績明細、事業内容明細、補助対象者名簿

9 公益的な効果

平成28年度の経営革新計画※承認支援件数は39社(全国2位)、組合設立件数27組合(全国1位)、また、事業協同組合等経営をはじめとする相談・指導件数も年間2万件を超え、指導員1人当たりでは962件となっており、都道府県中央会の中でも全国トップクラスの実績を挙げている、とのことである。

※「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業が激変する経営環境に対応し、市場の中で優位性を確保しつつ、厳しい競争を勝ち抜いていくため、経営計画を作成して「新事業活動」にチャレンジし、「経営の相当程度の向上」を図ること。申請者は県（又は国）に申請書を提出し、知事（又は国の地方機関等の長）の承認を得ると、県制度融資などの支援措置を受けることができる。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 終期の設定・支援内容の重複について

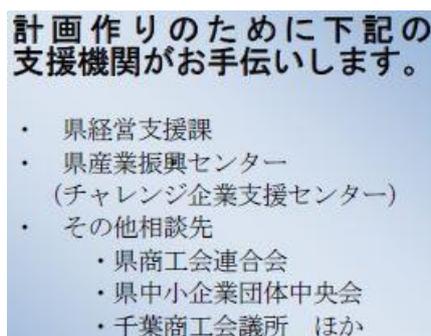
補助金は一度交付を開始すると廃止するのが難しく、公益性等の要件を満たしている補助金については廃止する積極的な理由がない限り、長期間にわたり補助金が交付され続ける。

しかし、県の財政的及び人的資源には限りがあり、県の施策を実現するためには補助金を交付する事業について優先順位を付けざるを得ない場合がある。

どの事業に補助金が必要となるかどうかは環境の変化によって変わっていく

にもかかわらず、補助金に終期を設定することなく長期化又は固定化することによって、補助金が必要となる新規事業が適時に行われないうリスクもある。

成果として挙げられた経営革新計画については、県のHPによると、当該補助金の受給者である千葉県中小企業団体中央会を含めて支援機関が複数あり、対象事業が同一ではないものの、それぞれの支援機関に補助金が交付されている（後述第57、第63の補助金）。



県としては、補助金を交付する場合には終期を設定し、終期として定めた事業年度において補助金の成果を精査した上で、終期以降も補助金を交付するか、補助内容を変更して継続するか、若しくは廃止するか、定期的に補助金交付の必要性等の見直しを行うことについて検討することが望ましい。

(2) 手続の適正

① 補助対象経費について

交付要綱別表において、補助対象経費を詳細に定めている。詳細に定めている理由について県は「補助対象経費を細かく設定することにより、本事業の目的達成のために必要な対象経費を明確にしている。また、本事業の補助対象経費の内容の妥当性を判断しやすい。」との見解を示している。

しかし、「中小企業連携組織対策事業費補助金確定検査に関して（担当メモ）」という書面では、「人件費の一部返還」「超過勤務手当に補助事業以外の業務が一部含まれていること」という記載がある。

このように過誤が生じていることから、詳細に定めている理由について不合理とまでは言えないものの、一部返還等をさせる必要がなくなる程度にできないか検討することが望ましい。

第57 小規模事業経営支援事業費等補助金

一 補助金の内容

1 概要

商工会、商工会議所、千葉県商工会連合会及び千葉県商工会議所連合会を受給者とする、小規模事業経営支援事業に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、22億3125万9000円である。平成29年度の予算額は、22億5020万6000円である。平成27年度の決算額は、21億6599万8000円であり、平成26年度の決算額は、21億325万5000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

昭和45年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

商工会、商工会議所、千葉県商工会連合会及び千葉県商工会議所連合会が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（経営改善普及事業）や県連合会（商工会連合会、商工会議所連合会）が傘下の商工会等に対し行う研修事業などに要する経費に対し、昭和45年度から千葉県小規模事業経営支援事業費等補助金交付要綱（昭和45年度～平成11年度「千葉県小規模事業指導費補助金」、平成11年度の改正中小企業基本法により名称変更）に基づき補助金を交付している。

平成4年度以前の補助率は国と県でそれぞれ1/2負担していたが、地方交付税措置による一般財源化（平成5年度以降）及び三位一体改革に伴う税源移譲により、平成18年度から全額県単補助（国の交付税措置あり）となっている。

4 受給者

（商工会）

地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体、国や都道府県の小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関でもある。

（商工会議所）

その地区内における商工業者の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする、商工会議所法に基づく特別認可法人。

（千葉県商工会連合会）

商工会の発達を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的とする団体。

（千葉県商工会議所連合会）

千葉県商工業界の公正な世論を結集しその実現に努め、各地商工会議所及び各種経済団体の緊密な連絡を促進して、総合的に商工業の改善発達を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国経済の発展に寄与することを目的とする団

体（一般社団法人千葉県商工会議所連合会定款3条）。

5 交付要綱

(1) 目的

県内40商工会、21商工会議所、千葉県商工会連合会及び千葉県商工会議所連合会が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（経営改善普及事業）や県連合会（商工会連合会、商工会議所連合会）が傘下の商工会等に対し行う研修事業などを補助することにより、小規模事業者の振興・安定及び地域経済の活性化を図る。

(2) 事業

・人件費

商工会、商工会議所、千葉県商工会連合会及び千葉県商工会議所連合会における補助対象職員（経営指導員、補助員、記帳専任職員、商工会指導員等計403名）の給料、各種手当等

・事業費

- ① 商工会、商工会議所、千葉県商工会連合会及び千葉県商工会議所連合会が行う経営改善普及事業並びに千葉県商工会連合会が行う商工会指導事業に要する経費。
- ② 千葉県商工会連合会及び千葉県商工会議所連合会が行う組織化の促進、経営の合理化、研修等の事業に要する経費の一部
- ③ 商工団体が提案する小規模事業者の経営の高度化や基盤強化、事業承継等に係る事業、地域経済活性化に資する事業

6 交付申請

(1) 申請書

必要的記載事項：目的、申請額、実施機関、補助事業の期間、補助事業の内容、経費の配分

(2) 添付書類

補助事業計画書、補助対象職員の人件費調書、経営改善普及事業実施計画書、記帳指導職員、記帳指導員の略歴書、誓約書、役員等名簿、商工会等の収支予算書（小規模事業経営支援事業費特別会計を設けている場合は、その収支予算書）、商工会等の組織規程、給与規程（商工会連合会の規程例と同一の場合は不要）、組織図及び配置図

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない。）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類：補助金支払明細書、補助対象職員の人件費調書、事業実績報告書、講習会等の明細書、記帳専任職員、記帳指導職員及び記帳指導員の指導の明細書、商工会等の収支決算書又はその案（小規模事業経営支援事業費特別会計を設けている場合は、その収支決算書又はその案）、電子計算機賃借料については、賃借契約書（写）及び設置完了確認書（写）

9 公益的な効果

商工会等の経営指導員が平成28年度に行った相談指導の件数は11万5千件を超え、指導員1人当たりの年間件数は約501件であり、小規模事業者の身近な支援機関として大きな役割を果たしていると考えられる。

相談指導の中には、県の承認を得ると小規模事業者が制度融資など様々な公的支援が受けられる経営革新計画に関する相談指導があり、本県で平成28年度に承認された経営革新計画77件の12%に当たる9件が商工会や商工会議所の指導によるものである。

また、平成28年度の県下の商工会等の経営指導員の公的助成金等の獲得件数は955件、マル経融資の成立件数は1,589件、支援を通じた創業件数は405件となっている。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 終期の設定について

補助金は一度交付を開始すると廃止するのが難しく、公益性等の要件を満たしている補助金については廃止する積極的な理由がない限り、長期間にわたり補助金が交付され続ける。

しかし、県の財政的及び人的資源には限りがあり、県の施策を実現するためには補助金を交付する事業について優先順位を付けざるを得ない場合がある。

どの事業に補助金が必要となるかどうかは環境の変化によって変わっていくにもかかわらず、補助金に終期を設定することなく長期化又は固定化することによって、補助金が必要となる新規事業が適時に行われないうリスクもある。

県としては、補助金を交付する場合には終期を設定し、終期として定めた事業年度において補助金の成果を精査した上で、終期以降も補助金を交付するか、補

助内容を変更して継続するか、若しくは廃止するか、定期的に補助金交付の必要性等の見直しを行うことについて検討することが望ましい。

(2) 手続の適正

① 過払いについて

故意の不正受給や過失による過剰請求に対しては返還をさせているため、過払いに対するコントロール自体はできていると言える。もっとも、故意・過失双方の過払が生じていること、返還債権が回収不能となった場合に著しく公益に反する結果となることから、過払いが生じない仕組みを検討することが望ましい。

第58 千葉県プロフェッショナル人材確保事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、経営等に関し専門的な知識等を有する人材の県内への還流、集積を促進するため、県内中小企業に対し、県外から転職するプロフェッショナル人材を試用就業で受け入れるに当たり発生する人件費等と県内への転居費用等を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度及び平成29年度の予算額は、いずれも1000万円である。
なお平成27年度は、制度創設前である。

3 経緯

平成26年12月27日に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、これに関連する経済対策として創設された「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、平成27年12月1日に設置された「千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点」の効果を高めるため、平成27年度に本補助金が創設された。

4 受給者

本補助金の受給者は、県内に事務所又は事業所を置く中小企業である。平成28年度は5企業が本補助金を受給している。

5 交付要綱

(1) 目的

経営等に関し専門的な知識を有する人材の県内への還流、集積を促進することである。

(2) 事業

本補助金を申請できるのは、県内に事務所または事業所を有する中小企業で、雇

用保険の適用事業者であり、かつ、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、総勘定元帳等の帳簿類を備え付けている事業者である（ただし、補助対象として不適切な事業や県税に未納がある場合等一定の場合は補助対象から除外されている。）。

補助対象事業は、上記の事業者がプロフェッショナル人材（専門的な分野に関する知識や技能などを有し、事業創出力の強化に繋がる活躍が期待できる人材であると受け入れ先の事業者が認めた者であり、専門的な分野に関し、10年以上の実務経験を有する者）を正規雇用するため、当該事業者の有する県内の事務所又は事業所において実施する試用就業（原則として1か月以上3か月以内）である。補助対象となる経費は、試用就業中の当該人材にかかる給与及び社会保険料並びにプロフェッショナル人材に支給した転居等費用の2分の1以内の額であり、1人あたり250万円が上限である。

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には事業計画書が添付され、採用しようとするプロフェッショナル人材の経歴、当該人材を採用して行う事業の概要、交付申請額と積算根拠を記載することとされている。

② 添付書類

申請書の添付書類として、添付書類には、プロフェッショナル人材の履歴書・職務経歴書、試用就業に係る雇用契約書等の写し、事業活動の概要が分かる資料、県税の納税証明書、事業所別被保険者台帳、役員等に暴力団関係者がいない旨の誓約書、役員等名簿、知事への個人情報提供のプロフェッショナル人材の同意書の写し等を添付することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

実績報告書には、プロフェッショナル人材を採用して行った事業の成果、補助対象経費（実績報告額）の積算等を記載することとされている。

② 添付書類

補助対象経費の金額及びプロフェッショナル人材に対する支給が確認できる書類（賃金台帳など）の写しの添付が求められている。

6 交付申請

交付申請は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている書類も添付されており、交付申請の手続は適正に行われているものと認められた。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている書類も添付されており、実績報告の手続は適正に行われているものと認められた。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 効果の検討

本補助金について特に効果測定は実施されておらず、補助金を利用して試用された人材が補助対象期間を経過した後も継続して定着したかどうかの調査は行われていない。本補助金によって達成されるべき目的は、プロフェッショナル人材が県内に還流、集積されること（交付要綱1条）であり、試用期間の終了後もプロフェッショナル人材の雇用が一定期間継続されていないのであれば、補助の目的が達成されているものとは言い難い。補助金の目的が達成されているかどうか不明なまま補助を継続することは適切とは言い難いため、試用期間終了後も補助を利用して採用された人材が継続雇用されているかどうかを調査するなどして、補助金の効果測定の方法を検討されたい。

第59 中小企業人材採用サポート事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、一般社団法人千葉県商工会議所連合会に対し、同連合会が商工会議所、商工会、商工会連合会や教育機関、その他関係機関で構成する連携会議を活用して実施する、県内中小企業における企業実習や大学等における就職セミナーなどの相互交流事業を行う「中小企業人材採用サポート事業」に要する経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額及び平成29年度の予算額は、いずれも2000万円である。なお、平成27年度は、制度創設前である。

3 経緯

本補助金は、中小企業の人材確保と学生等の就職・地元定着を促進することを目的とし、中小企業関係団体の取組を支援するため、平成28年度から実施されてい

る。

4 受給者

本補助金の受給者は、一般社団法人千葉県商工会議所連合会である。同連合会は、千葉県内の商工会議所を会員として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された法人である。

5 交付要綱

(1) 目的

中小企業の人材確保と学生等の就職・地元定着を促進するため、一般社団法人千葉県商工会議所連合会が商工会議所、商工会、商工会連合会や教育機関、その他関係機関で構成する連携会議を活用して実施する、県内中小企業における企業実習や大学等における就職セミナーなどの相互交流事業を行う「中小企業人材採用サポート事業」に要する経費に対し、補助金を交付する。

(2) 事業

補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助上限額は次の表のとおりである。

補助対象事業	補助対象経費		補助率	補助上限額
	区分	内容		
千葉県商工会議所連合会が商工会議所等や教育機関、その他関係機関からなる連携会議を設置して行う、次の1～4の事業を対象とする。 1 教育機関等における就職セミナー、企業と学生の交流会 2 学生等の企業実習（企業実習のプログラム設計、各企業が実施する実習の受け入れ支援及び助言に関するものに限る） 3 中小企業の認知度向上・魅力発信手法の強化 4 人材採用力強化に関する研修	人件費	賃金、就業規則等に定める諸手当、福利厚生費、諸謝金	補助対象経費の全額	2000万円
	使用料・賃借料	事務室の賃料（冷暖房使用料及び光熱水費含む）、レンタル・リース料（パソコン、コピー機、プリンター、電話、ファックス等）		
	事業費	旅費、会議費、資料作成費、諸謝金（セミナー講師謝金）、使用料・賃借料（セミナー会場等借上費）、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、委託費（外注費）、保険料		
	雑役務費	振込手数料		
	その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費		

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、事業の概要、人員体制（事務分掌）、事業スケジュール、補助対象経費の配分等を記載した補助事業計画書の提出が求められている。

② 添付書類

申請書に添付が必要な書類は、補助事業計画書のほか、補助対象職員の人件費

調書、補助金の不支給事由が存在しない旨の誓約書、収支予算書、連合会の定款、組織図の添付が求められている。

(4) 実績報告

① 報告書

実績報告書には、事業に要した経費の額及び補助金交付決定額、補助事業に要した経費の配分、補助事業完了期日の記載が求められている。

② 添付書類

補助事業実績報告書、補助対象職員の人件費調書、事業の現場写真、その他知事が必要と認める書類を添付することとされている。

6 交付申請

交付申請は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている書類も添付されており、交付申請の手続は適正に行われているものと認められた。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている書類も添付されており、要綱に基づいた実績報告が行われている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

平成28年度の時点においては、本補助金の交付要綱には暴力団排除条項が設けられておらず、役員等に暴力団関係者の有無の照会も行われていなかったため、要綱を改訂し、暴力団排除条項を制定する必要がある。ただし、平成29年度からは、交付要綱に暴力団排除条項が加えられ、県警への照会も行っており、上記の点については既に対応済みとのことである。

② 支出証拠書類添付の必要性

本補助金の実績報告に際しては、補助対象経費の支出証拠書類の写しの添付が求められていない。県は、実地検査によって支出証拠書類を確認しているとのことであるが、支出の確認を実地検査のみによって行ったとしても、その際に確認した内容の記録が残されていなければ、第三者が支出の適正性を検証することができず、確認の方法として十分なものとは言えない。したがって、実績報告書に、支出証拠書類の写しの提出を求めるべきである。

2 意見

意見はない。

第60 千葉県高齢者就業機会確保事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会に対し、その運営費の一部を補助するために支給されるものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、900万円である。平成29年度の予算額並びに平成26年度及び平成27年度の決算額も、いずれも900万円である。

3 経緯

本補助金は、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会の運営費の一部を補助し、同連合会を通じ、シルバー人材センター事業の地域への浸透と活動拠点のセンターの育成・指導等を行い、高齢者の就業機会の確保・提供を充実させ、もって、高齢者福祉の増進を図るため、平成8年度から実施されているものである。

4 受給者

本補助金の受給者は公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会である。同連合会は、県の高齢社会対策を受け、関係機関と円滑な連携の下に県下各シルバー人材センターの効率的な運営と発展を図ることを目的とする公益社団法人である。連合会は、平成8年10月に設立され、県内の47シルバー人材センター等の団体で構成されている。

5 交付要綱

(1) 目的

シルバー人材センターの健全な発展を図ることを目的とする（交付要綱1条）。

(2) 事業

本補助金の対象となる経費は次の表のとおりである。

区分		補助対象経費
人件費	職員俸給, 諸手当	職員基本給, 職員特別給与(賞与), 扶養手当, 通勤手当, 住居手当, 地域手当(都市手当, 寒冷地手当等), 超過勤務手当等
	社会保険料	健康保険料, 介護保険料, 厚生年金保険料, 厚生年金基金掛金, 労働保険料(労災保険及び雇用保険), 児童手当拠出金等の法定福利費のうち事業主負担分
	福利厚生費	職員の健康診断に要する費用
	職員退職給与引当金, 退職金掛金	職員退職給与引当金及び中小企業退職金共済等への掛金
管理費	賃金	臨時に雇用する職員の賃金
	社会保険料	臨時に雇用する職員に係る健康保険料, 介護保険料, 厚生年金保険料, 厚生年金基金掛金, 労働保険料(労災保険及び雇用保険), 児童手当拠出金等の法定福利費のうち事業主負担分
	福利厚生費	臨時に雇用する職員の健康診断に要する費用
	支払手数料	金融機関への振込手数料, 行政機関等の手数料
	光熱水料	電気料, 水道料
	公租公課	固定資産税, 都道府県民税
	借料及び損料	運営に要する事務所, 事務用機器等の借上料
	雑役務費	管理・運営の一部を第三者に依頼して行わせるもの, 各種保守料, 事務所の清掃料, 車検料, コピー機のカウンター料
事業費	役職員活動旅費	役職員が連絡・会議・経験交流, 研修, 調査及び事務実施に必要な事業開拓等のために要する旅費
	備品費	①事務所に必要な備品類の購入に要する次の経費 机, 椅子, 図書, 電話機(手数料及び架設費を含む。), 応接セット及びその必要な備品類の購入費 ②事業を運営するために必要な備品類の購入に要する次の経費 自動車(諸経費を含む。), 作業衣, かま, のこぎり, はさみ, 刷毛, 用具類の保管庫及びその必要な作業用具類の購入費(自動車以外の備品類の購入については, 単価が50万円未満のものとする。)
	消耗品費	事務用消耗品, 燃料費等
	印刷製本費	①図書, 文書, 図面, 議案, 罫紙類, 諸帳簿, 雑誌, 書類, 伝票等の製本代 ②就業に関する普及・啓発に要するポスター, パンフレット等の印刷代(用紙代を含む。)
	通信運搬費	①郵便料, 電信料及び電話料 ②事業用等の諸物品の荷造費及び運賃 ③近距離の乗船及び乗車の回数券 ④有料道路の通行料
	公租公課	自動車重量税
	借料及び損料	事業の運営に必要な駐車場及び作業場等の借上料
	保険料	自動車損害賠償責任保険料
	会議費	会議開催時に係る委員等の茶代
	雑役務費	①収入印紙等 ②機械器具及び自動車の修繕料 ③作業適応訓練等に要する経費 ④その他雑役務に要する経費
	諸謝金	①講師等に支払う謝金及び謝礼 ②事務, 事業等を委嘱された者等に対する報酬及び謝金
	賃金	臨時に雇用する職員の賃金
	社会保険料	臨時に雇用する職員に係る健康保険料, 介護保険料, 厚生年金保険料, 厚生年金基金掛金, 労働保険料(労災保険及び雇用保険), 児童手当拠出金等の法定福利費のうち事業主負担分
	福利厚生費	臨時に雇用する職員の健康診断に要する費用
教材費	技能訓練用テキスト, 材料及び簡単な手工具類の購入費	
訓練委託費	公共職業訓練施設等に依頼して行う訓練に係る委託費及び会員の授業料	

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、事業の目的及び内容、申請額、補助金申請調書、事業完了予定年月日が記載されることされている。

② 添付書類

定款、当該年度の事業計画書及び収支予算書、会員名簿、役員等名簿、役員等に暴力団関係者がいない旨の誓約書の添付が求められている。

(4) 実績報告

① 報告書

別紙として補助金精算書を添付し、補助金交付決定額、総支出済額、補助対象経費支出済額、補助金基本額、補助金確定見込額、補助金返還額を記入することとされている。

② 添付書類

当該年度の事業報告書及び収支計算書を添付することとされている。

6 交付申請

交付申請は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている書類も添付されており、交付申請の手続は適正に行われているものと認められた。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告については、交付要綱に定める書式にしたがって行われており、添付が求められている書類の添付もなされている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

本補助金の実績報告書には、支出証拠書類の写しの添付がなされていないため、補助対象経費の支出が適正であるかどうかの確認することができない。実績報告を受けた際に、補助対象事業に係る支出が適正かどうかを審査できるようにするため、実績報告書には補助対象経費の支出に係る支出証拠書類の写しの添付を求めるべきである。

2 意見

意見はない。

第61 千葉県事業所内保育所整備緊急促進事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、企業主導型保育事業の実施者及び地域型保育事業に係る事業所内保育事業の実施者に対し、新たに整備する事業所内保育所に必要な備品の整備に要する経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度及び平成29年度の予算額は、いずれも1000万円である。
なお、平成27年度は、制度創設前である。

3 経緯

子育てをしながら働きやすい職場環境づくりを促進するため、事業所内保育所に係る国の助成制度や県内企業からの要望等を踏まえ、県の補助制度を創設したものであり、平成28年度から実施されている。

4 受給者

本補助金の受給者は、企業主導型保育事業の実施者及び地域型保育事業に係る事業所内保育事業の実施者である。平成28年度は11の事業者が本補助金を受給している。

5 交付要綱

(1) 目的

本補助金の目的は、労働者が子育てをしながら働きやすい職場環境の整備を支援することである。

(2) 事業

① 補助事業は、次のⅠ及びⅡのいずれかに該当する事業所内保育所を整備する事業主に対して行われる。

Ⅰ 県内に保育施設を設置する者で、企業主導型保育事業助成要領に基づく企業主導型保育事業（整備費）の助成決定を受けていること

Ⅱ 県内において地域型保育事業にかかる事業所内保育事業の認可を受ける見込みがあること

② 補助対象経費、補助率、補助限度額

補助対象経費	補助率	補助限度額
事業所内保育所に必要な備品の整備(事故防止等に資する備品の整備, 保育室において使用する室内遊具の整備, 保育活動に必要な備品の整備)	補助対象経費の4分の3以内の割合	1施設あたり100万円

(3) 交付申請

① 申請書

申請書の別紙として事業所内保育所整備緊急促進事業計画書を添付し、購入物品の品名、規格、個数、購入予定時期等とこれらの購入に要した経費の額（補助対象経費の額）等を記載する。

② 添付書類

- I 企業主導型保育事業の助成決定を受けた事業主の場合は、公益財団法人児童育成協会に提出した企業主導型保育事業（整備費）助成申込書及び知事が必要と認める添付書類の写し並びに公益財団法人児童育成協会から通知を受けた企業主導型保育事業（整備費）助成決定通知書の写し
- II 地域型保育事業にかかる事業所内保育事業の認可を受ける見込みがある事業主の場合は、市町村長に提出した地域型保育事業に係る事業所内保育事業認可申請書の写し
- III 役員等に暴力団関係者がいないこと等を誓約した誓約書
- IV 役員等名簿
- V 県税事務所長が発行する千葉県税の納税証明書
- VI その他知事が必要と認める書類

(4) 実績報告

① 報告書

報告書には別紙として、事業所内保育所整備緊急促進事業精算書を添付することとされている。同精算書には、購入物品の品名、規格、個数、購入時期等とこれらの購入に要する経費の額（補助対象経費の額）等を記載する。

② 添付書類

- I 歳入歳出（収入支出）決算（見込み）書抄本または資金収支決算（見込み）書（補助事業に係るもの）
- II その他参考となる書類（写真等）

6 交付申請

交付申請に当たっては、交付要綱に定める書式に従い申請手続が行われており、添付書類には、購入予定の備品の見積書や備品設置のための工事費用の見積書などの補助対象事業に要する経費の額を確認できる書類も添付されている。

7 交付決定

予算が上限に達したため、交付申請額の一部について、交付決定を行った1件を除き、交付申請どおり、交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告については、交付要綱に定める書式に従い実績報告がなされており、添付書類には、補助対象経費を支出した際の領収書や購入した備品の写真等が添付されており、補助金が適正に支出されていることを確認できるようになっている。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 公平性

① 予算の配分について

平成28年度は、本補助金について予算が上限に達した後も、申請が1件、申請の希望が1件あったが、予算が上限に達していたため、それらについては受付ができなかった。平成28年度は、本補助金が開始された最初の年度であったため、申請件数の予測が難しく、年度途中で補助金が上限額に達してしまったこと自体はやむを得ないといえる。本補助金が多数利用されているということは、事業所内保育所の整備を促進するという成果が得られているということであり好ましいことであるが、他方で、公平性という観点からは交付を希望する全事業者が補助金を受給できることが望ましく、より多数の事業者が受給できるほうがより多数の施設の整備につながるものと思われる。次年度以降については、事前に補助金の需要を調査するなどして申請件数を予測し、予測される申請件数に合わせて1件あたりの補助金の上限額を設定するとか、予算を増額するとかして、年度内に交付申請をし、あるいはそれを希望する者が等しく受給をすることが出来るような制度運用方法を検討することが望ましい。

第62 公益財団法人かずさDNA研究所事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人かずさDNA研究所を受給者とした、同研究所の事業目的達成、運営体制維持のための補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、10億8405万円である。平成29年度の予算額は10億7320万9000円である。平成27年度の決算額は、10億9500万円である。平成26年度の決算額は、10億9500万円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成2年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

補助を開始した経緯に関する記録はないが、かずさDNA研究所の運営主体として県の主導で法人が設立され、本県の産業振興上で重要な役割を担っており、事業目的の達成、運営体制の維持のため補助を開始したと考えられる。

4 受給者

ゲノム研究を中心とした生命科学・技術に関する研究を通じ、生命科学・技術による医療・健康づくり、環境及び食糧問題の解決、新技術の産業への応用等を推進することにより、新産業の創出及び産業構造の高度化並びに科学技術の振興を促し、もって人類の福祉に貢献することを目的とする。

(沿革)

平成3年3月28日 公益法人として設立（通商産業大臣認可）

平成4年2月6日 特定公益増進法人の証明を受ける

平成5年6月24日 通商産業省及び科学技術庁の共管となる

平成6年10月26日 研究所開所

平成24年4月1日 公益財団法人に移行

(同研究所HPより)

5 交付要綱

(1) 目的

本県におけるDNA研究の進展を図り、新しい産業分野の創出及び産業構造の高度化を促すため、公益財団法人かずさDNA研究所が行う事業に要する経費について補助金を交付する。

(2) 事業

- ① DNA及び生体高分子の構造、機能及び情報の解析研究事業
- ② 解析研究データの蓄積及び提供事業
- ③ 解析研究結果の医療、環境及び食糧分野への応用の研究事業
- ④ 研究成果の産業への応用及び技術支援事業
- ⑤ 人材の育成及び普及啓発事業
- ⑥ 内外研究機関等との研究交流及び技術支援事業
- ⑦ ①から⑥までに掲げる業務の管理
- ⑧ その他知事が特に必要と認めた事業

6 交付申請

(1) 申請書

必要的記載事項：申請額、補助事業の目的及び内容、経費の配分

(2) 添付書類

事業経費の配分表

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類：事業精算書

9 成果等

(1) 公益的な効果

平成6年の開所から植物ゲノム及びヒトゲノムに関する最先端の基礎研究で世界的な成果を上げている。また、近年ではその成果を社会に還元する取組に力を置いている。

(2) 必要性について

事業目的の達成、運営体制の維持には、県の補助金が必要であり、研究所が行っているDNAに関する基礎研究は多くの時間と設備面などの経費が必要とされる一方、その研究成果が直ちに収益に直結するものではないことから、補助金なしの運営は困難若しくは不可能である。

(3) 方針のひとつである「自立的経営の転換」について

これまで行ってきた基礎・基盤研究から将来を見据えた研究活動の重点化、その成果の社会実装化を進めており、併せて、競争的外部資金の獲得、自主財源の強化及び経費の節減に努めることなどにより、経営の自立性・自主性を可能な限り向上していく。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項は、暴力団排除に必要な措置を講ずべきことを求め、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」は、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定め、県警に対し受給者が暴力団関係者かの照会をすることを求めている。よって、交付要綱に暴力団排除条項を規定し、県警に対し、受給者につき、暴力団との関係の有無を照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第63 下請取引振興事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人千葉県産業振興センターを受給者とした、千葉県チャレンジ企業支援センター事業に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、5272万8000円である。平成29年度の予算額は、5420万6000円である。平成27年度の決算額は、5399万6000円、平成26年度の決算額は、4529万4000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成22年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

中小企業支援法7条により、県知事は、県が行う中小企業支援事業のうち経営の診断や助言等の特定支援事業を中小企業支援センター（公益財団法人千葉県産業振興センター）に行わせることができるとされており、この特定事業に下請取引振興事業の事務が含まれることから、県では同センターに事業費を補助している。

中小企業支援法

(指定)

第7条 都道府県知事は、次の各号に適合する者を、その申請により、当該都道府県に一を限って指定し、その者（以下「指定法人」という。）に、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる。

- 一 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であること。
- 二 申請者が当該特定支援事業を適正かつ確実に実施することができると認められる者であること。
- 三 申請者が次条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

2 前項の特定支援事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 中小企業者が行う電子計算機を利用して行う事業活動に関する経営の診断、助言、調査、研究及び情報の提供（以下この項において「経営診断等」

- という。)を行う事業
- 二 中小企業者の経営に必要な資金の株式又は社債による調達の円滑な実施に資する経営診断等を行う事業
- 三 中小企業者が技術革新の進展に即応した高度な産業技術の開発を行い、又は当該産業技術を製品若しくは役務の開発、生産、販売若しくは役務の提供に利用する事業活動に関する経営診断等を行う事業
- 四 中小企業者が行上エネルギー、特定物質（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質をいう。）、包装材料及び容器の使用の合理化並びに資源の有効な利用（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三条第一項に規定する資源の有効な利用をいう。）の促進に資する事業活動に関する経営診断等を行う事業
- 五 前各号に掲げるもののほか、中小企業者の経営方法又は技術に関し、高度の専門的な知識及び経験を必要とするため当該都道府県が自ら行うことが困難な経営診断等を行う事業

4 受給者

(1) 受給者の概要

県内中小企業者等に必要となる、経営・金融・技術・IT相談等の窓口の一本化とともに支援機能を集中し、一箇所で必要な支援を受けることができる「ワンストップサービス」の促進を図り、新製品の開発や新規事業にチャレンジする中小企業を総合的にバックアップする。

(2) 二次受給者

無料相談等の支援を受ける県内中小企業者等

5 交付要綱

(1) 目的

下請中小企業の受注量の確保や取引拡大を図るため、公益財団法人千葉県産業振興センターを通じて、県内外の大手企業に対する発注案件の開拓、下請取引斡旋支援システムの活用による効果的な取引あっせん、商談会の開催等を実施。

(2) 事業

- ① 支援体制整備情報化事業
- ② 受発注情報等収集提供事業
- ③ 商談会等開催事業

6 交付申請

(1) 申請書

事業の内容（事業計画書記載）、事業に要する経費及び補助金交付申請額、事業の経費の配分、事業完了予定日

(2) 添付書類

事業計画書、経費配分書

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類：千葉県チャレンジ企業支援センター事業補助金支出表、千葉県チャレンジ企業支援センター事業実績書

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において「県は、公共工事その他の県の事務又は事業（略）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（略）を県の事務等から排除するため、県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする」旨規定する。また、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めること等を求めている。

暴力団排除が条例上の要求であるので、交付要綱に暴力団排除規定を整備し、誓約書を求め、警察本部への照会をするなど、徹底を図るべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 終期の設定について

補助金は一度交付を開始すると廃止するのが難しく、公益性等の要件を満たしている補助金については廃止する積極的な理由がない限り、長期間にわたり補助金が交付され続ける。

しかし、県の財政的及び人的資源には限りがあり、県の施策を実現するためには補助金を交付する事業について優先順位を付けざるを得ない場合がある。

どの事業に補助金が必要となるかどうかは環境の変化によって変わっていくにもかかわらず、補助金に終期を設定することなく長期化又は固定化することに

よって、補助金が必要となる新規事業が適時に行われないリスクもある。

県としては、補助金を交付する場合には終期を設定し、終期として定めた事業年度において補助金の成果を精査した上で、終期以降も補助金を交付するか、補助内容を変更して継続するか、若しくは廃止するか、定期的に補助金交付の必要性等の見直しを行うことについて検討することが望ましい。

② 数値目標等について

補助金を受給した公益的な効果について、県は「県内外の大手企業に対する発注案件の開拓、下請取引斡旋システムの活用による取引あっせんを実施するほか、商談会を開催することにより、下請中小企業の受注量の確保、取引拡大に貢献している。」としているが、具体的な効果は不明であり、下請中小企業の受注量の確保や取引拡大について数値目標等は設けていない。

終期の設定と関連して、数値目標等を設定することが望ましい。

第64 新事業・新産業創出支援事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

県内中小・ベンチャー企業、大学、研究機関などの結びつきを強化し、それらが連携して行う研究・製品開発等を一貫して支援することにより、産学官連携による技術・製品開発を促進し、新事業・新産業の創出を促すため、公益財団法人千葉県産業振興センターが行う「新事業・新産業創出支援事業」に要する経費を助成する補助金である。

対象事業は以下のとおりである。

- ・産学官連携等を支援する専門人材の設置
- ・大学・企業等のネットワーク活動の促進
- ・産学官連携等の支援のためのデータベースの運用・管理
- ・その他の産学官連携等を支援する取組

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2932万8000円である。平成29年度の予算額は、2944万9000円である。平成27年度の決算額は、2826万2000円、平成26年度の決算額は、2765万1000円である。

3 経緯

平成22年度より開始されている。

資料が保存されておらず経緯は不明である。

4 受給者

公益財団法人千葉県産業振興センター

5 交付要綱

(1) 目的

県内中小・ベンチャー企業、大学、研究機関などの結びつきを強化し、それらが連携して行う研究・製品開発等を一貫して支援することにより、産学官連携による技術・製品開発を促進し、新事業・新産業の創出を促すことである。

(2) 事業

公益財団法人千葉県産業振興センターが行う以下の「新事業・新産業創出支援事業」である。

- ・産学官連携等を支援する専門人材の設置
- ・大学・企業等のネットワーク活動の促進
- ・産学官連携等の支援のためのデータベースの運用・管理
- ・その他の産学官連携等を支援する取組

補助率は10分の10である。

(3) 交付申請

① 申請書

新事業・新産業創出支援事業補助金交付申請書

② 添付書類

事業計画書、経費配分書

(4) 実績報告

① 報告書

新事業・新産業創出支援事業実績報告書

② 添付書類

新事業・新産業創出支援事業補助金支出表・同実績書

6 交付申請

(1) 申請書

新事業・新産業創出支援事業補助金交付申請書

(2) 添付書類

事業計画書、経費配分書

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

新事業・新産業創出支援事業実績報告書

(2) 添付書類

新事業・新産業創出支援事業補助金支出表・同実績書

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第65 千葉県産業振興事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

技術革新や情報化の進展に対応し、産・学・官の交流連携を積極的に推進し、ベンチャー企業の育成・支援を行うとともに、共同研究の促進、県内企業の技術の高度化を推進するため、公益財団法人千葉県産業振興センター新事業支援部（ベンチャープラザ船橋入居）及び東葛テクノプラザに配置された関係職員の人件費及び管理業務費に対する助成をする補助金である。

対象事業は以下のとおりである。

- ・研究開発促進事業
- ・人材育成・交流事業
- ・技術交流・技術移転促進事業
- ・啓蒙、啓発に関する普及事業
- ・情報の収集及び調査事業
- ・広報に関する事業
- ・上記各事業の業務の管理
- ・その他知事が特に必要と認めた事業

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億402万9000円である。平成29年度の予算額は、1億0079万3000円である。平成27年度の決算額は、1億305万2000円、平成26年度の決算額は、8891万9000円である。

3 経緯

昭和61年度より開始されている。

資料が保存されておらず経緯は不明である。

4 受給者

公益財団法人千葉県産業振興センター

5 交付要綱

(1) 目的

技術革新や情報化の進展に対応し、産・学・官の交流連携を積極的に推進し、ベンチャー企業の育成・支援を行うとともに、共同研究の促進、県内企業の技術の高度化を推進することである。

(2) 事業

公益財団法人千葉県産業振興センター新事業支援部（ベンチャープラザ船橋入居）及び東葛テクノプラザが実施する以下の事業である。

- ・研究開発促進事業
- ・人材育成・交流事業
- ・技術交流・技術移転促進事業
- ・啓蒙、啓発に関する普及事業
- ・情報の収集及び調査事業
- ・広報に関する事業
- ・上記各事業の業務の管理
- ・その他知事が特に必要と認めた事業

補助率は10分の10である。

(3) 交付申請

① 申請書

千葉県産業振興センター事業費補助金交付申請書

② 添付書類

事業計画書、経費配分書

(4) 実績報告

① 報告書

千葉県産業振興センター事業実績報告書

② 添付書類

千葉県産業振興センター事業費補助金支出表・同実績書

6 交付申請

(1) 申請書

千葉県産業振興センター事業費補助金交付申請書

(2) 添付書類

事業計画書、経費配分書

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

千葉県産業振興センター事業実績報告書

(2) 添付書類

千葉県産業振興センター事業費補助金支出表・同実績書

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第66 千葉県バス運行対策費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的な系統を運行する乗合バス事業者に対し、運行経費（経常費用）の一部を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、9187万8000円である。平成29年度の予算額は、7652万2000円である。平成27年度の決算額は、8348万3000円、平成26年度の決算額は、8136万円である。

3 経緯

乗合バス事業は、昭和26年の道路運送法制定以来、事業の新規参入に一定の制限を行う需給調整規制により、過当競争による安全性の低下の防止等を図るとともに、市場における独占性の付与により、同一事業者内部で、採算路線の利益により不採算路線の損失を補う、いわゆる内部補助を行うことによって、地域内の路線網の維持・確保が図られてきた。しかし、マイカーの普及等による利用者の減少に伴い、内部補助による路線の維持は限界となっており、利用者の多様なニーズに応えるためには、競争を促進させ、事業者の創意工夫による良質なサービスの提供を確保し、併せて、経営健全化への事業者努力を求めることが不可欠と認識されるに至った。そのため、国は、安全確保等の必要最小限の規制を除いて、需給調整規制等の規制を廃止することとし、平成12年5月に道路運送法を改正し、平成14年2月1日の改正法施行により、乗合バス事業の需給調整規制は廃止された。

もっとも、これにより、交通需要の少ない地方部では、新たな事業参入が期待できず、不採算路線からの撤退の加速により生活交通の確保に支障を来すことが危惧された。そこで、生活交通の確保対策の一環として、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的な路線の運行の維持を図ることを目的として、平成

14年度から本補助金の運用が開始された。

4 受給者

乗合バス事業者であって、最も少ない補助金で地域間幹線系統を運行するものとして地域協議会での議論を経て知事が選定した者である。地域協議会とは、地域における生活交通路線の確保のため各都道府県が主体となり、地方運輸局、関係市町村及び関係事業者等の構成員によって設置される組織をいう。平成28年度は、計8事業者・23系統に対し本補助金が交付されている。

5 交付要綱

本補助金に関し、「千葉県バス運行対策費補助金交付要綱」（以下「本要綱」という。）が定められている。

(1) 目的

本補助金は、地域住民の日常生活に必要なバス路線の維持が輸送需要の減少により困難となっている現状にかんがみ、生活交通の確保対策の一環として、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的な路線の運行の維持を図ることを目的とする（本要綱1条）。

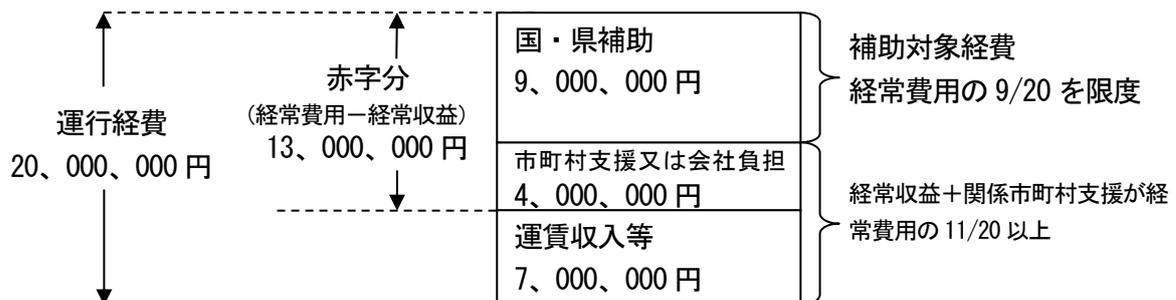
(2) 事業

地域協議会において維持・確保が必要と認められた以下の要件を満たす広域的・幹線的なバス路線の運行が交付対象事業である。

- ① 複数市町村を經由する路線
- ② 1日当たりの輸送量（平均乗車密度×運行回数）が15～150人に見込まれるもの
- ③ 1日当たりの計画運行回数が原則として3回以上
- ④ 広域行政圏の中心市町への需要に対応して設定されている路線

赤字額（運行経費－運行収入）の2分の1を県が補助し、その余の2分の1を国が補助する。ただし、県及び国の補助対象経費は、運行経費（経常費用）の20分の9に相当する額を限度とする。

【イメージ図】



(3) 交付申請

① 申請書

補助金の交付を受けようとする者は、所定の様式（第1号様式）による千葉県バス運行対策費補助金交付申請書を知事に提出しなければならない（本要綱8条）。

申請書には、交付を受けようとする補助金の額、補助対象期間における損益の実績、キロ当たりの補助対象経常費用及び収益、地域間幹線系統の運行状況を記載しなければならない。

② 添付書類

申請書には、補助対象期間に係る営業報告書、運行系統別輸送実績・平均乗車密度算定票を添付しなければならない（本要綱8条）。

(4) 実績報告

本要綱には、実績報告に関する定めはない。

6 交付申請

いずれも本要綱が求めるとおりの申請書及び添付書類が提出されている。平成28年度の交付申請の額等は次表のとおりである。

	申請者	申請額	系統数
1	A社	1164万9000円	5系統
2	B社	4031万7000円	8系統
3	C社	108万3000円	1系統
4	D社	278万7000円	1系統
5	E社	139万8000円	1系統
6	F社	1242万9000円	2系統
7	G社	1835万2000円	4系統
8	D社及びG社	386万3000円	1系統(共同運行)
	合計	9187万8000円	

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。なお、本補助金では、交付決定と同時に額の確定を行い受給者に通知している（本要綱9条）。

8 実績報告

本要綱には、実績報告に関する定めはなく、本補助金の交付後に受給者から実績報告書は提出されていない。ただし、交付申請の段階で、補助対象期間における損益の実績、キロ当たりの補助対象経常費用及び収益、地域間幹線系統の運行状況といった実績が報告されている。

9 その他

- (1) 地域協議会は、毎年度、事業の実施状況の確認及び評価を行い、当該確認等の結果を、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、国土交通省関東運輸局に報告するとともに公表している。
- (2) 本要綱には、平成29年8月31日付けで、県暴力団排除条例に基づき、補助金交付事務からの暴力団員等の排除に関する規定が追加された。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第67 千葉県鉄道輸送対策事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等を目的として、これに要する経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、1108万3000円である。平成29年度の予算額は、1725万円である。平成27年度決算額は、4274万2000円、平成26年度の決算額は1792万円である。

3 経緯

本補助金は昭和54年度に創設されたが、当時の関係資料は既に保存期間が経過して存在しないため、本補助金が創設された経緯は不明である。

4 受給者

- (1) 次に掲げる者を除いた千葉県内の鉄道事業者に受給者の資格がある。ただし、補助対象経費の額が、交付申請時直近の全事業の決算における経常利益の額を下回る場合は、交付の対象とされない。
 - ① 地方公共団体
 - ② 東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
 - ③ 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者、並びにその他の資本金が50億円以上の鉄道事業者
 - ④ 一の市町村の行政区域のみを運行する路線を営業する鉄道事業者（広域的な観光振興等に影響を及ぼすと知事が認める鉄道事業者を除く。）
- (2) 平成28年度は2事業者が本補助金を受給している。

5 交付要綱

本補助金の交付に関し、「千葉県鉄道輸送対策事業費補助金交付要綱」（以下「本要綱」という。）が定められている。

(1) 目的

鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費に対し、国及び市町村と協調して補助することにより、輸送の安全を確保すること等を目的とする（本要綱1条）。

(2) 事業

補助対象事業者が実施する安全性の向上に資する下記の表に定める設備の整備であって、地方運輸局長に提出された「生活交通確保維持改善計画」（地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者等からなる協議会が鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために策定する計画）に基づき行われるもの。

区 分	工 事 内 容
(1) 信号保安設備	列車集中制御装置（CTC）、プログラム運行制御装置（PTC）、総合列車運行管理装置（TTC）、自動進路制御装置（PRC）、自動列車停止装置（ATS）、自動列車制御装置（ATC）、自動列車運転装置（ATO）、自動閉そく装置、連動装置、踏切及び駅の集中監視装置、踏切保安設備<新設を除く>、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置
(2) 保安通信設備	列車無線設備、通信線、落石等警報装置（土砂崩壊警報設備、橋梁ずい道等の変状検知装置、法面崩壊検知装置、倒木警報装置）
(3) 防護設備	落石等防護設備（防護柵、防護網、防護覆、防護壁、土留め、法面固定、線路側溝）、防風設備（風速計、防風板等）、融雪設備、雨量計、地震計
(4) 停車場設備	ホーム<新設を除く>、駅構内通路、誘導ブロック
(5) 線路設備	レール、マクラギ、分岐器、軌道道床、曲線修正、橋りょう、トンネル
(6) 電路設備	電柱、き電線、電車線、吊架線、配電線、避雷用電線
(7) 変電所設備	変成機器、遮断装置
(8) 車両設備	車両<新設を除く><冷暖房化を除く>、制動装置
(9)その他設備	保守用車両

(3) 交付申請

① 申請書

補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、所定の交付申請書を知事に提出しなければならない（本要綱5条）。申請書には、工事内容、補助対象事業の着手及び完了予定日、補助対象経費の配分、補助金額等を記載する。

② 添付書類

申請書には、交付申請事業一覧、誓約書、役員一覧、工事概要及び積算書等を添付するものとされる。

(4) 実績報告

① 報告書

補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに所定の完了実績報告書を知事に提出しなければならない。完了実績報告書には、工事内容、補助対象事業の整備完了年月日、補助対象経費の配分、補助金額、実施額等を記載する。

② 添付書類

完了実績報告書には、補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類（完了実績表、実施調書等）を添付しなければならない。

6 交付申請

(1) 申請書

本要綱が求める書式どおりの申請書が提出されている。申請書によれば、A社の工事内容は①木製マクラギの交換、②分岐器用レールの交換、③土留め及び側溝の新設及び④道床交換の4件、補助対象経費の配分は①が400万円、②が100万円、③が1000万円、④が1600万円である。補助金額は①が66万6666円、②が16万6666円、③が166万6666円、④が266万6666円である。交付申請額は516万6664円である。B社の工事内容は①木製マクラギの交換、②踏切設備の更新の2件、補助対象経費の配分は①が1750万円、②が350万円である。補助金額は①が291万6665円、②が58万3331円である。交付申請額は349万9996円である。

(2) 添付書類

本要綱が求める添付書類が提出されている。なお、積算書は、本補助金の交付申請者が文献や過去の実績等から最も妥当と思われる数値を査定し、これにより経費の積算を行ったものである。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

本要綱が求める書式のとおり実績報告書が提出されている。これによれば、A社の工事の実施額の合計は3053万6170円であり予定額（3100万円）を46万3830円下回った。その結果、補助金の確定額は交付決定額（516万

6664円)を7万7304円下回る508万9360円に確定されている。B社の工事の実施額の合計は2061万円であり予定額(2100万円)を39万円下回った。その結果、補助金の確定額は交付決定額(349万9996円)を6万5000円下回る343万4996円に確定されている。

(2) 添付書類

本要綱が求める添付書類が提出されている。補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類として、各工事の施工前・中・後の状況を撮影した写真をつづった工事写真帳が貼付されている。

9 その他

本要綱に定めはないが、本補助金の運用上、県は、担当職員が現地に出向き、設備を直接確認し、補助対象事業が申請書及び報告書のとおり実施されたか否かを調査するために、完了検査を行っているとのことである。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 手続の適正

① 積算根拠

受給者は、交付申請書の添付書類として提出した積算書について、「文献や過去の実績等から最も妥当と思われる数値を査定し、これにより経費の積算を行ったもの」と説明するが、当該文献や過去の実績は示されておらず、当該積算方法が妥当か否かを交付申請書から判断することはできない。積算内容の合理性を確認するため、積算書にその根拠となる具体的な資料・情報等を明示・添付させることが望ましい。

第68 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金(国際交流部門)

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人ちば国際コンベンションビューローが行う事業に要する経費に対して行う補助金。なお、本補助金は、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローの国際交流部門に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度予算額は2411万4000円、平成29年度は2434万

4000円である。平成27年度の決算額は、2374万8000円、平成26年度の決算額は2347万3000円である。

3 経緯

平成元年6月に財団法人千葉コンベンションビューローが設立され、平成2年12月に財団法人千葉県国際交流協会が設立された。平成13年4月に両法人が統合し、財団法人ちば国際コンベンションビューローとなり、平成25年4月に公益財団法人となる。

千葉県におけるコンベンションの振興、国際化及び国際交流の推進を図るため、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローが行う事業に要する経費について予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則及び公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付することにより、その活動を支援する。

なお、本事業は、総合企画部国際課の所管であるが、類似の第54はコンベンション部門であり、担当課は商工労働部経済政策課が所管する。

4 受給者

公益財団法人ちば国際コンベンションビューローである。

定款によれば、その目的は、千葉県の有する歴史、文化、経済その他の地域的特性を生かし、千葉県で開催される会議、報奨・研修旅行、国際会議及びイベント事業などを推進するとともに、国際交流の推進などを図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては「公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

千葉県内におけるコンベンションの振興、国際化及び国際交流の推進をはかるため、当該法人が行う事業に対する経費について予算の範囲で補助する。(要綱1条)。

(2) 事業

補助金が交付される対象事業は、国際交流推進事業である(要綱2条)。そのうち、補助対象経費は、臨時雇用賃金、給料手当、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費及び事務経費である。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金交付申請書(要綱別記第一号)

様式)によるものとされている(要綱4条)。

II 必要的記載事項

上記様式には、補助金交付申請額、補助事業の内容、補助事業の経費の配分についての記載が求められている。

② 添付書類

なし

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

ちば国際コンベンションビューロー事業実績報告書(要綱別記第4号様式)。

II 必要的記載事項

上記様式には、補助金交付決定額、事業内容、経費の内訳を記載することとされている。

② 添付書類

なし

6 交付申請

(1) 申請書

要綱の要求するとおりの交付申請がなされている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

要綱の要求するとおり

② 記載内容

基本的には、要綱の要求するとおりの記載がなされているが、事業内容については、「国際交流推進事業」とのみ記載されており、実際に行われた事業に関する資料は認められない。

(2) 添付書類

なし

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 手続の適正

① 実績報告書の記載が不十分

実績報告における事業内容の記載については、国際交流推進事業との記載のみであって添付資料は認められない。他方で、申請書には、補助事業の内容として、別紙1 補助事業計画書のとおりとの記載がある。実績報告においては、申請時において予定されていた補助事業の実施状況についての報告を要求することが望ましい。

第69 上水道繰出事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

地方公営企業法17条の3に基づき、地方公営企業である県水道局、北千葉広域水道企業団及び君津広域水道企業団に対して支給される繰出金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、3億2437万円である。平成29年度の予算額は、2億7510万7000円である。平成27年度の決算額は、2億5083万8000円、平成26年度の決算額は、4億0871万2000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成2年度から実施されている。

(2) 当該補助金が設定されるにいたるまでの経済的・社会的・政策的な要因

地方公営企業は、その経営に要する経費を経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされているが、地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる（地方公営企業法17条の3）。本補助金は、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進しその経営基盤を強化するため、一般会計からの繰出しを行うものである。

4 受給者

本補助金の受給者は、県水道局、北千葉広域水道企業団及び君津広域水道企業団であり、いずれも地方公営企業法2条で定める水道事業を行う地方公営企業である。北千葉広域水道企業団は県と7市、君津広域水道企業団は県と4市によって構成される地方自治法上の一部事務組合であり、構成団体が経営する水道事業に対して水

道用水を供給する役割を担っている。

5 交付要綱

本補助金について交付要綱は作成されていないが、千葉県補助金等交付規則に基づき、総務省から毎年度通知される「地方公営企業繰出金について（通知）」において示される考え方に沿って繰出しを実施している。本補助金の目的は、地方公営企業の経営の健全化を促進しその経営基盤を強化することである。平成28年度における本補助金の対象は、上水道の水源開発に要する経費、上水道の広域化対策に要する経費、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費及び経営戦略の策定等に要する経費である。なお、県の財政状況により、総務省の基準からの削減が実施されており、県水道局については水源調整計画にかかるものを除き全額、北千葉広域水道企業団については児童手当に要する経費を除き25%、君津広域水道企業団については児童手当に要する経費を除き15%削減された金額が交付されている。

6 交付申請

交付申請書の添付書類として、上水道繰出事業補助金算出表、上水道繰出事業補助金算出明細表に加え、予算書、水源調整計画に係る協定書、覚書、国庫補助交付決定通知書、企業債元利償還金表、水資源機構割賦負担金表等の補助金額の算定根拠となる資料が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告書には、補助金の算出根拠となる支出にかかる証拠書類の写しが添付されており、適切な実績報告がなされていると認められた。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 交付要綱の制定

本補助金については、「地方公営企業繰出金について」（総務副大臣通知）によって交付目的、交付対象事業、補助率等が示されており、県は、これに基づいて補助金を交付しているため、交付要綱を制定していないとのことであった。しかしながら、前記通知においては、地方公営企業繰出金を支出すべき経費の種別、経費の趣旨及び繰出し（金額）の基準が示されているものの、補助金交付の手続に係る規定などは規定されておらず、本補助金の交付手続に係る事務の取扱基準を定める必要性がないとはいえないため、本補助金についても交付要綱を制定すべきである。

2 意見

意見はない。

第70 南房総広域水道用水供給事業施設整備費等補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、南房総地域県民の水道に対する負担の軽減を図るため、南房総広域水道企業団に対して交付されるものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、3億3100万9000円である。平成29年度の予算額も、3億3100万9000円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額は、いずれも3億3101万円である。

3 経緯

夷隅・安房地域は、慢性的な渇水に悩まされていた状況や新たな水需要の増加に対応するため、長期的に安定した水源を確保するとともに、施設の合理的な建設及び維持管理を行い、事業経営の経済性を発揮し、水道の整備普及を図り、もって環境衛生の向上、住民福祉の増進に寄与することを目的に、用水供給を行う広域水道として、平成2年に南房総広域水道企業団が設立され、平成3年3月14日に事業認可を受けた。南房総広域水道企業団は、他の用水供給事業に比べ多額の施設整備費を要することから、企業団の施設整備費に対し県が補助をすることにより、用水単価を引き下げ、もって南房総地域県民の水道に対する負担の軽減を図ることを目的とし、平成3年度から補助が行われている。

4 受給者

本補助金の受給者は、南房総広域水道企業団である。同企業団は、夷隅・安房地域の8市町により構成される地方自治法上の一部事務組合であり、夷隅・安房地域への水道用水供給事業を行っている。

5 交付要綱

(1) 目的

南房総広域水道用水供給事業の施設整備費の増大等に鑑み、県から補助金を交付することにより用水単価を引き下げ、もって南房総地域県民の水道に対する負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 事業

① 交付対象となる事業

補助金の交付対象は、次の事業に要する経費である。なお、現在の補助対象事業は、南房総導水路の使用権を取得する事業のみであり、同事業は平成32年度をもって終了する予定である。

I 用水供給事業の創設事業に係る施設整備費等のうち、水道水源開発等施設整備費国庫補助金の対象となる①水道水源開発施設及び②水道広域化施設を整備するための事業

II 南房総導水路の使用権を取得するための事業

② 補助対象事業費及び補助率

補助対象事業費		補助率
水道水源開発施設の整備事業	水道水源開発等施設整備費国庫補助金補助対象事業費算定額 (実支出額がこの算定額より少ないときは実支出額)	1/8
水道広域化施設の整備事業		1/4
南房総導水路使用権の取得事業	水資源開発公団法第29条及び同法施行令第24条第1項の規定による水道等負担金から、南房総導水路を利用することにつき課されるべき消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を、割賦により支払うため、同法施行令第24条第4項の規定により計算した当該年度の額から利子を控除した額	1/2

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、補助金申請額、事業の目的及び効果を記載し、南房総広域水道用水供給事業施設整備費等補助金取扱要領の定める書式に従い、事業計画調書、事業費所要額調書、財源調書、工事工程表を付すこととされている。

② 添付書類

歳入歳出予算書抄本、設計図面、水道水源開発等施設整備費国庫補助金内定通知(写)、財政収支表、財政状況表を添付することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

実績報告書の書式には補助金精算額、工事期間を記載し、工事施工方法、事業費精算額調書、工事設計書、財源調書、県費補助金受入状況調書の書類を付すこととされている。

② 添付書類

歳入歳出決算(見込み)書抄本、精算設計図面、工事着工より竣工までの経過写真、工事契約書写又は一覧表、竣工検査書又は一覧表を添付することとされている。

6 交付申請

交付申請は、交付要綱に定める書式によって行われ、必要な添付書類が添付され

ており、適正に行われていると認められた。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告は、交付要綱に定める書式によって行われ、要綱の書式上添付が必要とされている書類に加え、補助対象にかかる事業費の支出を証する書類の写しが添付されており、適正に行われているものと認められた。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第71 簡易水道施設事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、簡易水道の普及を図るため、市町村（千葉市を除く。）又は市町村が組織する地方自治法284条1項に規定する一部事務組合が行う簡易水道施設事業に要する経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、874万3000円である。平成29年度の予算額は2492万7000円である。平成27年度の決算額は800万円、平成26年度の決算額は732万5000円である。

3 経緯

本補助金は、昭和32年度から実施されているが、制度開始当時の記録が現存しておらず補助が開始された詳細な経緯は不明である。

4 受給者

本補助金の受給者は、千葉市を除く市町村及び市町村が組織する地方自治法284条1項に規定する一部事務組合である。平成28年度は、富津市及び勝浦市の2市が受給している。

5 交付要綱・取扱要領

(1) 目的

簡易水道の普及を図ることである。簡易水道とは、101人以上5000人以下の給水人口を対象として、水を供給する水道事業をいう（水道法3条2項、3項）。なお、簡易水道の新設・増設は国庫補助の対象となっている（水道法44条、同施行令12条、別表4）。

(2) 事業

交付対象となる事業は、①水道未普及地域解消事業、②簡易水道再編推進事業、③生活基盤近代化事業（施設の増補改良及び老朽化した施設の更新等）である。

補助対象事業費は、工事費、用地費、工事雑費及び諸経費の合計額である。また、補助率は、財政力指数0.300以下の地方自治体については補助対象事業費の100分の15、財政力指数0.300超の地方自治体については補助対象事業費の100分の10である。なお、平成10年度から補助額の削減が行われており、平成14年度以降は補助基本額を25%削減している。

(3) 交付申請

申請書には添付書類として、事業計画書、設計図面、収支予算書を添付することとされている。このうち、事業計画書は簡易水道施設事業に対する補助金取扱要領において書式が定められている。

(4) 実績報告

実績報告書には、事業精算書、精算設計図面、収支決算見込書を添付することとされている。このうち、事業精算書は、前記要領により書式が定められている。

6 交付申請

交付申請は、要綱及び要領の定める書式に従って行われており、必要な添付書類が提出されている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がされている。

8 実績報告

実績報告書は、要綱に定める書式が用いて行われ、要綱及び要領に定める添付書類が提出されており、事業の実施を確認できる書類が提出されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第72 千葉県私学教育振興財団退職資金事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人千葉県私学教育振興財団に対し、同財団が教職員に交付する退職手当の原資として積み立てる経費を助成するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、5億9600万円である。平成29年度の予算額は、

6億0900万円である。平成27年度の決算額は5億9609万円、平成26年度の決算は5億9362万1000円である。

3 経緯

制度創設（昭和58年）の際の文書等は保存年限経過につき存在していない。しかし、制定当時の要綱制定過程における書類が存在している。そこには、私立学校及び私学関係団体に勤務する職員の勤続を奨励するとともに待遇の安定と改善を図るため、昭和39年度から出捐金として取り扱ってきたものを更に効率よく運用させるため、補助金として取り扱うことにしたとされている。

4 受給者

公益財団法人千葉県私学教育振興財団である。同財団の概要は以下のとおりである（同財団のHP（<http://www.chiba-sksz.jp/>）を参照した。）。

同財団は、千葉県内における私立学校教育環境の充実及び向上を図ることにより、私立学校教育の振興及び発展を図り、もって千葉県における教育文化の高揚に資することを目的として設立された団体である。そして同法人の定款上、事業としては①私立学校における教育環境の充実及び向上に資する事業、②その他この法人の目的を達成するために必要な事業が掲げられており、具体的には、退職手当交付事業をはじめとし、学校経営に必要な資金の調達を支援し借入利息の一部を補填する融資あっ旋事業や、私学各協会の運営全般をサポートする企画・調整事業など多くの事業を行っている。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては、千葉県私学教育振興財団退職金事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）。

(1) 目的

私立学校及び私学関係団体等に勤務する教職員の勤続を奨励するとともに、待遇の安定と改善を図るためである（要綱1条）。

(2) 事業

公益財団法人千葉県私学教育振興財団が行う退職手当交付事業であり、同財団が教職員に交付する退職手当の原資として積み立てる経費のうち、標準給与年額（※）の1000分の20以内を補助するものである（要綱2条）。

※私学の給与体系が一律でないため、標準となる給与表を定め、その表に加入者の給与月額を当てはめたもの（＝標準給与月額）×12ヵ月

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

要綱別記第1号様式によるものとされている（要綱3条）。

II 必要的記載事項

上記様式には、交付申請額を記載することとされており、そのほかは②記載の添付書類によることとされている。

② 添付書類

事業計画書、収支予算書を添付することとされている。なお事業計画書には、教職員数や標準給与月額、学校法人等の負担金、県の補助金額などを記載することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

要綱別記第2号様式によるものとされている（要綱4条）

II 必要的記載事項

上記様式には、事業実績と収支決算書を記載することとされている。そして事業実績としては、教職員数や標準給与月額、学校法人等の負担金、県の補助金額などを記載することとされている。

② 添付書類

要綱上、実績報告においては上記様式以外についての添付資料は求められていないが、収支決算書においては事実上添付書類によっている。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

5項(3)① I で指定されている様式に基づいている。

② 記載内容

同書には交付申請額のみが書かれ、そのほかは(2)記載の添付書類によっている。

(2) 添付書類

補助対象事業に関する事業計画書や事業計画、交付先団体全体の予算書、標準給与見込書などが添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

5項(4)① I で指定されている様式に基づいている。

② 記載内容

同書には事業実績としての教職員延人数や標準給与年額、学校法人等の負担金、県からの補助金額などが書かれ、そのほかは(2)記載の添付書類によっている。

(2) 添付書類

交付先団体の正味財産増減計算書、補助対象事業に関する補助金学種別明細書、学種別の標準給与月額の一覧表が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第73 千葉県私立幼稚園教育振興事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

学校法人立以外の幼稚園（以下「個人立等幼稚園」という。）が行う教育に要する経常的経費について補助金を交付するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億4781万6000円である。平成29年度の予算額は、1億1729万2000円である。平成27年度の決算額は、5億9609万円、平成26年度の決算額は、1億4900万4000円である。

3 経緯

平成元年当時、県下の国公立幼稚園全体のうち私立幼稚園に在園している園児の割合が84%を占め、私立幼稚園が県内における幼稚園教育において極めて重要な役割を果たしているところ、私立幼稚園においては、幼児減少に伴い、入園料や保育料等の納付金収入が低減してきており、経営、財政基盤の安定性が脅かされつつあり、廃園を余儀なくされる園もあった。その中で、県は、学校法人立幼稚園に対しては、経常費補助金をはじめとする各種補助金等の助成策を講じてきていたが、個人立等幼稚園については、各種補助金等の交付対象外であったため、学校法人化への円滑な移行を促進してきていた。

しかし、学校法人化が困難な個人立等幼稚園にあっても、公教育の一環をなしており、その健全な発展が社会的に要請されていることに鑑み、これまで県が私学団体連合会へ交付してきた「私立幼稚園教材費助成事業補助金」と「私立幼稚園教諭研修費補助金」を一本に統合すること等を目的として、本件補助金が制定された。

なお、制定当初は私学団体連合会への補助金によって言わば間接補助の形で個人立等幼稚園の教育の振興を図ってきたが、平成16年の制度（要綱）改正によって、

県から対象幼稚園に直接補助金を交付する形式となっている。

4 受給者

学校法人立以外の幼稚園（補助金の交付を受けようとする年度の5月1日現在において現に幼児が在籍する幼稚園に限る。）を設置する者である。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては、千葉県私立幼稚園教育振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）が定められている。

(1) 目的

私立幼稚園教育の振興と幼児の保護者の教育費負担の軽減を図るためである（要綱1条）。

(2) 事業

学校法人以外の私立幼稚園設置者が行う私立幼稚園教育振興事業であり、具体的には、①教育研究経費、②管理経費（交際費、補助活動費及び減価償却費を除く）、③設備関係費（教育研究用機器備品及び図書に係るものに限る）である。また、補助額は定額とされている（要綱3条）。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

要綱別記第一号様式によるものとされている（要綱5条）。

II 必要的記載事項

上記様式には、補助金交付申請額のみを記載することとされており、そのほかは②記載の添付書類によることとされている。

② 添付書類

理由書、事業計画書、資金収支予算書を添付することとされている。なお事業計画書には、補助金申請額のほか、幼稚園設置者が負担することとなる金額などを記載することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

要綱別記第四号様式によるものとされている（要綱9条）。

II 必要的記載事項

事業実績として補助金交付決定額や幼稚園設置者負担額などを記載することとされている。

② 添付書類

別紙として収支決算書を添付することとされている。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

要綱別記第一号様式に基づいている。

② 記載内容

同書には補助金交付申請額のみが記載され、そのほかは(2)記載の添付書類によっている。

(2) 添付書類

理由書、事業計画書、収支予算書が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

要綱別記第四号様式に基づいている。

② 記載内容

事業実績として補助金交付決定額や幼稚園設置者負担額などが記載されている。

(2) 添付書類

収支計算書（監事の意見書添付のもの）または青色申告書の写しが添付されている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項は、県が暴力団排除に必要な措置を講ずることを求め、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」は、暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。よって、交付要綱に暴力団排除条項を制定し、受給者の役員につき暴力団関係者であるか否かを県警に照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第74 私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

障害のある幼児が在籍している学校法人立以外の私立幼稚園を設置する者に対して交付される補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算は、1130万円である。平成29年度の予算額は、790万円である。平成27年度の決算額は1058万4000円、平成26年度の決算額は921万2000円である。

3 経緯

本補助金に関する要綱が制定される平成16年当時、それまで学校法人立以外の幼稚園への補助金に関しては、私学団体連合会を通じた間接補助を行ってきた（「私立幼稚園教育振興事業補助」及び「私立幼稚園特殊教育振興事業補助」）が、個人立等幼稚園に対し、直接助成を行うことで補助金の使途等に関する各種報告や検査等の実施により、適正な補助金交付が図れるため、平成16年に新たに制定されたものである。

4 受給者

対象事業者は、「障害のある幼児」（※）が在籍している幼稚園で以下の要件に該当するものを設置する者である（5項記載の要綱3条）。

- ① 障害のある幼児に対する特別支援教育を積極的に行っていること
- ② 障害のある幼児に対する特別支援教育について、広く保護者等の理解を深めるよう努力していること

※「障害のある幼児」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱虚弱、情緒障害、言語障害等の障害を有する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、知事の定める医師又は児童相談所において障害のある幼児と診断された者、その他前記に準ずる機関等の診断により知事が特に認めた者のことである（要綱2条）。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては、千葉県私立幼稚園特殊教育振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）が定められている。

(1) 目的

障害のある幼児の就学の機会の拡大を図るとともに、障害のある幼児の在籍する

私立幼稚園における特別支援教育の充実、振興及び保護者の教育費負担の軽減を図るためである（要綱1条）。

(2) 事業

私立幼稚園特別支援教育振興事業であり、具体的には幼稚園における人件費、教育研究経費、管理経費及び設備費のうち障害のある幼児の特別支援教育に必要な経費である。そして補助額は、定額とし、在籍する障害のある幼児の数に、知事が別に定める額を乗じて得た額以内の額とする（ただしその額は、補助事業に要した経費の額をその限度とする）。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

要綱別記第1号様式によることとされている（要綱5条）。

II 必要的記載事項

上記様式には、補助金交付申請額のみを記載することとされており、そのほかは②記載の添付書類によることとされている。

② 添付書類

理由書、事業計画書、資金収支予算書（補助事業に係るもの）、障害のある幼児の一覧、障害のある幼児に対する教育を行う旨を明示したものをそれぞれ添付することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

要綱別記第3号様式によることとされている（要綱8条）。

II 必要的記載事項

事業実績として、所要経費の内訳や、補助金受領済額などを記載することとされており、また資金収支決算書も記載するものとされている。

② 添付書類

要綱において添付を求めている書類はない。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

要綱別記第1号様式に基づいている。

② 記載内容

同書には補助金交付申請額のみが記載され、そのほかは(2)記載の添付書類によ

っている。

(2) 添付書類

理由書、事業計画書、資金収支予算書（補助事業に係るもの）、障害のある幼児の一覧が添付されている。しかし、県から受給希望者に交付される案内書面において、交付要綱によると添付しなければならないとされる、「障害のある幼児に対する教育を行う旨を明示したもの」の添付を求める記載がそもそもなされていない。そのため、各受給者が提出した交付申請書においても、同書面の添付がなされていない事例が見られた。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

要綱別記第3号様式に基づいている。

② 記載内容

事業実績として、所要経費の内訳や、補助金受領済額などを記載することとされている。

(2) 添付書類

別紙として、収支決算書が添付されているが、決算書に関する原資料（領収書など）は添付されていない。もっとも、県は、受給希望者から交付申請に先立って事業計画書の提出を求めており、その際人件費に関しては給与支給明細の写し等給与、手当等の支給を証明する書類の添付を求めており、その他の経費支出に関してはそれぞれ領収書の写し等の添付を求めており、実際にも添付がされている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 交付申請に際しての書類不備

要綱で交付申請の際に添付しなければならないとされている書類（「障害のある幼児に対する教育を行う旨を明示したもの」）が実際には添付されていない点については（一6項(2)関連）、主務課において交付先団体に提出を求める交付申請書類の内容について十分な検討を行っていない可能性を示唆するものである。そのため、交付先団体からの提出を徹底するか、仮にかかる書類の提出を求めない（求める必要がない）のであれば、要綱の内容を変更するべきである。

② 暴力団排除条項の制定

補助金 73 と同じである。

2 意見

意見はない。

第 75 千葉県栽培漁業推進体制整備促進事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県栽培漁業推進体制整備促進事業補助金（以下「栽培漁業推進補助金」という。）は、栽培漁業を推進するため、「財団法人千葉県水産振興公社（以下「水産振興公社」という。）」が実施する事業に要する経費に対して交付する補助金をいう。

2 予算・決算

平成 28 年度予算額は、2790 万円である。平成 29 年度の予算額も同額である。平成 27 年度の決算額、平成 26 年度の決算額は、いずれも 2800 万円である。

3 経緯

国際連合の主導の下に、1982 年（昭和 57 年）に国連海洋法条約が締結されて、沿岸国が 200 海里の範囲内において排他的経済水域を設定できる制度が新設された。その排他的経済水域のうち、漁業資源の確保を目的とする水域が漁業専管水域である。日本国においても、その機運に影響されて、沖合・沿岸漁業が見直され、同時に栽培漁業の推進が望まれるようになった。県は、このような漁業振興の全国的機運の高まりを受けて、昭和 57 年に栽培漁業センター（現「水産総合研究センター種苗生産研究所勝浦生産開発室」）を開設し、マダイやヒラメの種苗生産及び放流の事業、並びにこれらの魚種が生息するための魚礁の整備を進める等の事業を始め、栽培漁業の推進を図った。その努力が結び、平成 4 年度から平成 6 年度にかけて、地域の市町村及び漁業関係者で構成される「地域栽培漁業推進協議会」が 4 地域で発足し、平成 6 年 6 月に、県主導の下、市町村及び漁業者が一体となって水産振興公社が設立され、そして、同時に、県は、「千葉県栽培漁業推進体制整備促進事業費補助金交付要綱（以下「栽培漁業事業費補助金交付要綱」という。）」を制定し、平成 6 年度の予算からこれを適用して、水産振興公社に対し、栽培漁業推進補助金を交付した。以後毎年度、水産振興公社に対して栽培漁業推進補助金が交付されている。

4 受給者

(1) 公益財団法人

受給者は、公益財団法人「千葉県水産振興公社（以下「水産振興公社」という。）」である。

(2) 事業

① 事業の概要

水産振興公社が行っている主な事業は、アワビ種苗生産育成事業、ヒラメ種苗中間育成事業、ノリ養殖振興対策事業、クルマエビ種苗生産配付事業、種苗生産飼育事業（マダイ・ヒラメ・アユ・マコガレイ）、マダイ種苗中間育成事業、栽培漁業普及推進事業、調査研究事業、漁船漁業経営改善指導事業及び水産業経営安定促進事業

② 受託契約状況

I アワビ種苗生産・育成事業

千葉県漁業資源課 約8391万円

II 種苗生産飼育事業

千葉県水産総合研究センター 約6650万円

III 環境監視調査及び生物実験調査業務

君津富津広域下水道組合 約1304万円

IV ミルクイ種苗生産試験

富津漁業協同組合 約344万円

合計約1億6686万円

(3) 財産状況

① 貸借対照表

I 資産

a 流動資産 約1億0214万円

b 固定資産 約10億2740万円

II 負債

a 流動負債 約1696万円

b 固定負債 約707万円

III 正味財産 約11億0551万円

② 正味財産増減計算書

I 一般正味財産増減の部

a 経常増減の部

経常収益 約4億5960万円

経常費用 約4億5710万円

当期経常増減額 約250万円

b	経常外増減の部	△5万円
c	当期一般正味財産増減額	約245万円
d	一般正味財産期末残高	1億6179万円
II 指定正味財産増減の部		
a	当期指定正味財産増減額	約7540万円
b	指定正味財産期末残高	9億4372万円
c	正味財産期末残高	11億0551万円

5 交付要綱

栽培漁業推進補助金を交付する手続を定めるために、平成6年5月、「千葉県栽培漁業推進体制整備促進事業費補助金交付要綱（「栽培漁業補助金要綱」という。）が定められ、同年6月1日から施行されている。その内容は、以下のとおりである。

(1) 目的

栽培漁業推進補助金の目的は、栽培漁業の推進にある。

(2) 事業及び補助率

① 事業及び補助率は、以下のとおりである。

I 種苗生産育成放流事業（補助率は経費の1/2以内）

- a 地域展開促進事業費
基盤整備事業費
マダイ・ヒラメ中間育成事業費
- b クルマエビ種苗生産放流事業費

II 栽培漁業推進体制強化事業（補助率は経費の10/10以内）

- a 常勤役員給与
- b 県派遣職員給与
- c 上記に付随する経費

② 栽培漁業推進体制強化事業は、平成11年度の改正で事業に追加されたものであるが、そのうち、県派遣職員給与に対する補助金については、全庁的見直しが行なわれ、平成23年度からは、補助金ではなく直接給付となり、栽培漁業推進体制強化事業に対する補助金は、その全額が常勤役員報酬の支払いに充てられる運用になっている。

(3) 交付申請

① 交付申請書

交付申請は、書面で行うこととされ、その書式が定められているが、その必要的記載事項は、事業の目的、事業内容及び経費の配分、収支予算である。

② 添付書類

事業計画書の添付が必要とされている。

(4) 実績報告

① 実績報告書

実績報告も、書面で行うこととされ、書式が定められているが、その必要的記載事項は、交付申請書の必要的記載事項の様式に準ずるとされている。

② 添付書類

事業報告書、事業の経過及び完了を証するに足る写真、及び中間育成等の委託があれば、その契約書の写しを添付すべきことが定められている。

6 交付申請

交付申請は、まず、平成28年4月1日付けで事業計画書が提出され、これを受けて県が内示を行い、平成28年5月20日付けで交付申請がなされている。

(1) 事業計画書

事業計画書の記載内容の概要は、以下のとおりである。

① 総事業費と補助金の各金額は、以下のとおりである。総事業費は、積算内訳は記載されているが、積算の根拠資料は添付されていない。

総事業費	6684万3140円
県補助金	2790万円

② 事業の内容と補助金の配分は、以下のとおりである。

I 種苗生産育成放流事業

基盤整備事業	200万円
マダイ・ヒラメ中間育成事業	1050万円
クルマエビ種苗生産放流	580万円

II 栽培漁業推進体制強化事業

常勤役員報酬補助	960万円
----------	-------

合計2790万円

(2) 内示

内示には、補助対象事業費6684万3140円のうち2790万円を交付する予定という記載がなされている。

(3) 交付申請書

以下の記載がなされ、事業計画書が添付されている。

① 事業の目的

マダイ・ヒラメの中間育成を実施し、水産資源の増大を図る。

② 事業内容及び経費の配分

事前に提出された事業計画書につづられている平成28年度事業費の配分を

記載した表と同じである。

③ 収支予算

I 収入の部

県補助金 2790万0000円

水産振興公社負担金 3894万3140円

合計6684万3140円

II 支出の部

種苗生産育成放流事業 5683万0000円

栽培漁業推進体制強化事業 1001万3140円

合計6684万3140円

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 実績報告書

① 「結果概要」との標題の下、以下の記載がなされている。

I 種苗生産育成放流事業

a 中間育成施設整備（中間育成用生簀網の整備等）を行った。

b 市場調査（市場での魚体測定及び放流魚識別）を実施した。

c マダイ・ヒラメの中間育成・放流、クルマエビの種苗生産・放流等を実施し水産資源の増大を図った。

II 栽培漁業推進体制強化事業

公社常勤役員の配置により、公社栽培漁業推進体制の強化を図った。

② 事業の目的

交付申請書と同じ記載がなされている。

③ 事業内容及び経費の配分

補助金申請に際して提出された計画書に添付された「平成28年度事業の配分」の記載内容と比較すれば、前者の「補助対象事業費実績額」は后者の「総事業費」とが、前者の「負担区分」は后者の「負担区分」と、いずれも事業内容とその金額が一致している。

④ 収支精算

I 収入

a 県補助金 2790万0000円

b 公社負担金 3986万1978円

合計6776万1978円

II 支出

- a 種苗生産育成放流事業 5683万0000円
- b 栽培漁業推進体制強化事業 1001万3140円

⑤ 添付書類

事業報告書、写真及び中間育成等の委託契約書が添付されている。

(2) 補助金の使途

前述の事業の内容と補助金の配分に記載のとおりに支出したと記載されている。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 公益性

① 人件費補助

補助金19番で詳述したと同様に、栽培漁業推進体制強化事業への補助金交付は、常勤役員に就任した元職員の再就職への人件費補助であり、当該職員の再就職と密接不可分でありかつ当該元職員の個人的利益に直接結びついているため、公益上の必要性に疑問が生ずる。県は、県民に対し、水産振興公社の性格、業務の内容、常勤役員の職務の内容、県の漁業振興施策との関係、常勤役員を配置する必要性、それらの者に必要とされる能力、資質及び経験、人材確保の必要性、人件費及び補助額の相当性を積極的に説明する必要があると考える。

(2) 効率性

① 多額の資産を持つ者への補助金交付の必要性

水産振興公社は、11億円(内金約7億4372円は使途が限定された寄付金)以上の資産を持つ団体であり、受託契約の収入は合計約1億6686万円もあるため、補助金交付の必要性に疑問が残る。補助対象事業の経費のみならず、水産振興公社の事業全般の収支、県が委託する契約の内容、寄付金の寄附内容及び資産の管理状況を把握し直し、補助金等の予算の配分として、水産振興公社に対する補助の必要性を改めて検討されたい。

第76 東京湾漁業総合対策事業（種苗供給施設管理事業）費補助金

一 補助金の内容

1 概要

東京湾漁業総合対策事業（種苗供給施設管理事業）費補助金（以下「種苗供給施

設管理事業補助金」という。)は、東京湾沿岸の市町や漁業協同組合等を受給者とする東京湾漁業総合対策事業費補助金(以下「東京湾漁業総合対策補助金」という。)のうちの種苗供給施設管理事業を対象とする補助金をいう。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、600万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

東京湾漁業は、のり養殖業、貝類漁業及び漁船漁業等を中心にして活発な漁業生産活動を行っていて、県水産業の中で大きな部分を占めている重要な基幹産業である。ところが、東京湾域が人口・産業の集中によって漁業環境が悪化し、また、船舶航行が混雑して、漁船操業が制約される等の支障が生じている。そこで、県は、平成8年度に、漁業環境の改善、漁業資源の育成・導入及び生産性の向上等を図ることを目的として、実施期間を平成9年度から5年間と定めて、東京湾漁業総合対策事業を開始した。その事業の一つとして、のり養殖振興対策事業があり、そのうちの種苗供給施設管理事業を対象とするものが種苗供給施設管理事業補助金であるが、その交付は、平成12年度から公益財団法人千葉県水産振興公社(以下「水産振興公社」という。)を受給者として開始された。

4 受給者

東京湾漁業総合対策補助金は、受給者として市町や漁業協同組合等を想定しているが、種苗供給施設管理事業補助金を実際に受給している者は、現在も過去も水産振興公社のみである。

5 交付要綱

東京湾漁業総合対策事業費補助金の行政事務の基準として、東京湾漁業総合対策事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)が定められている。その内容は、以下のとおりである。

(1) 目的

東京湾漁業総合対策補助金は、東京湾漁業(浦安市から館山市に至る千葉県海面をいう。)を、漁場の特性を生かした活力ある生産体制に育成することを目的とする。

(2) 事業

東京湾漁業総合対策補助金が補助の対象とする事業は、水産業近代化施設整備事業の外5事業があるが、それらの事業は、それぞれ複数の具体的事業に分類されている。

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、以下の事項を記載すべきことが定められている。

- I 事業の目的
- II 事業の内容及び経費の配分
 - a 事業の内容
 - b 経費の配分
- III 事業完了予定年月日
- IV 収支予算

② 添付書類

以下の書類を添付すべきことが定められている。

- I 間接補助事業の場合は、市町の補助金交付に関する規定又は要綱
- II 当該事業の設計書
- III 市町の予算書の写し

(4) 実績報告

① 報告書

報告書には、以下の事項を記載すべきことが定められている。

- I 事業目的
- II 事業の内容及び経費の配分
記載内容は、申請書と同様である。
- III 事業完了年月日
- IV 収支精算

② 添付書類

- I 精算設計書
- II 事業の完了を証する書面（写真、契約書の写し及び証票等）

6 交付申請

(1) 申請書

申請書には、以下の記載がなされている。

① 事業の目的

県のり種苗培養施設（富津市所在）を管理運用し、良質なのり養殖用種苗を、のり養殖業者に安定供給して、のり養殖業の生産の安定及び品質の向上を図り、もって県のり養殖業の振興に寄与する。

② 事業の内容及び経費の配分

I 事業の内容

事業種目は、種苗供給施設管理事業であり、事業内容は、のり養殖種苗の生産

を行い、関係漁業協同組合に配付することであり、計画数量は、カキ殻糸状体（完製品）は18万枚、カキ殻糸状体（準完製品）は、受注生産、カキ殻糸状体（半製品）は、1000枚、フリー状体は、10本としている。

II 経費の配分

事業費1469万7000円のうち、補助金が600万円、残金869万7000円が事業主体である水産振興公社としている。

③ 事業完了予定年月日

事業完了予定年月日は、平成29年3月31日としている。

④ 収支予算額

I 収入の予算額は、補助金600万円、事業収入588万8160円、雑収入2160円、自己財源280万6680円、合計1469万7000円であり事業費と同額である。

II 支出は、その予算額と同額としている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

報告書には、以下の記載がなされている。

① 事業目的

より良質な種苗を生産し供給するための生産管理技術の向上を目指すと記載されていて、交付申請書における事業の目的の記載と若干ずれがある。

② 事業の内容及び経費の配分

生産数量は、カキ殻糸状体（完製品）は18万3000枚、カキ殻糸状体（準完製品）は0枚、カキ殻糸状体（半製品）は、5000枚、フリー状体は、3.5本としている。

③ 事業完了年月日は、平成29年3月31日である。

④ 収支精算

平成28年度の収支精算は、以下のとおりである。

I 収入

収入は、補助金600万円、事業収入604万9296円、雑収入0円、自己財源339万9845円、合計1544万9141円である。

II 支出

支出は、事業費1544万9141円である。

(2) 添付書類

精算設計書が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第77 印旛沼排水機場等維持管理費補助金

一 補助金の内容

1 概要

印旛沼土地改良区に対し、同土地改良区が管理する排水機場の維持管理事業交付対象事業に要する経費につき交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、800万である。平成29年度の予算額も、800万円である。平成27年度、平成26年度の決算額、27年度の決算額も、いずれも800万円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

昭和37年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

印旛沼の開発は、古くは江戸期の干拓事業に始まるが、昭和21年から農地造成のため国営干拓事業が始まり、昭和31年印旛沼周辺の土地改良事業もあわせて行われることとなった。

しかし、その後、印旛沼を工業用水の水源として有効利用をするため、(独)水資源機構が実施した印旛沼堤防の嵩上げ工事で水位が高くなり、従来、自然排水されていた周辺の農業用水について、常時強制排水する必要が生じ、印旛沼土地改良区では以前より多くの維持管理費が必要となった。

4 受給者

印旛沼土地改良区（区画整理や農業水利施設や農地の保全、それに必要な施設の新設・改修・維持管理などを行なう農家の組織、印旛沼土地改良区HP）

5 交付要綱

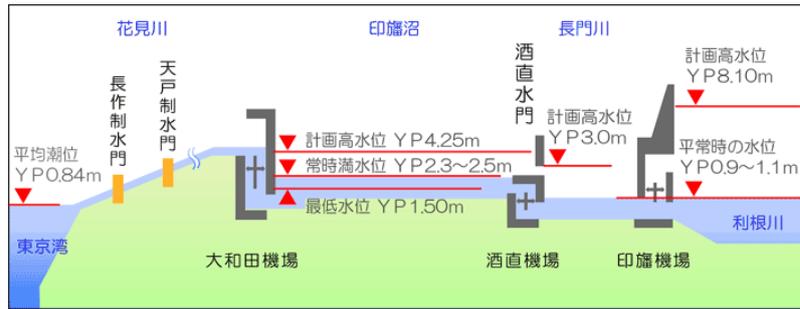
(1) 目的

印旛沼土地改良区の排水機場等維持管理事業に要する経費に対し補助する。

(2) 事業

排水機場について

<http://www.water.go.jp/kanto/chiba/inba/inbanumakaihatsumain.html>



6 交付申請

(1) 申請書

必要的記載事項：事業の目的、事業の概要、収支予算、事業完了予定年月日、仕入れに係る消費税相当額

(2) 添付書類

収支説明書

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類：収支説明書

9 交付申請・実績報告の流れ

補助申請・・・事業の目的、概要、収支予算等

警察照会・・・暴力団等欠格事項の照会、団体構成役員一覧

交付決定・・・申請書から額の決定、額を記載した交付決定通知

実績報告・・・事業の成果、事業の開始と終了期間、収支説明書

額の確定・・・実績報告書から額を確定、額を記載した確定通知

補助金交付請求・・・確定額の請求

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

実績報告書に領収書等の支出証拠書類が添付されていない。領収書等の支出証拠書類を確認しなければ、事業の実施の有無、補助金の実際の用途を確認できず、不正支出を見逃す可能性もあるし、事業の具体的内容の把握が不十分になり、効果的に事業を見直すことにもならない。職員が往査して確認しても、報告書を作成し、その報告書に領収書の写しを添付しなければ、往査の結果は客観的な資料

として残らず、上司の管理監督も往査の内容には及ばず、支出を確認したとは言えない。往査して作成する報告書に支出証拠書類の写しを添付するのであれば、実績報告書のその写しを添付させる方が事務処理の効率が良い。

よって、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

意見はない。

第78 北総中央用水土地改良区運営費補助金

一 補助金の内容

1 概要

北総中央用水土地改良区を受給者とした、土地改良区の運営費に必要な経費のうち、事業推進に要する経費及びその事務に要する経費に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、850万円である。平成29年度の予算額も、850万円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、いずれも850万円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

昭和63年

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

昭和62年12月25日付け北中第14号「北総中央用水土地改良区の設立と助成について」文書において、北総中央用水土地改良事業推進協議会から土地改良区の助成を依頼されたことによる。

4 受給者

北総中央用水土地改良区

5 交付要綱

(1) 目的

北総中央用水事業は、幹線施設を国営事業で昭和63年度から実施中であり、国営事業で整備した地域から県営事業で末端施設の整備を進めているが、計画面積3267haに対し、通水面積が少ないため受益農家からの賦課徴収が僅かな状況にある。

末端整備を行う県営事業が完了して、計画面積に達成するまでの期間、土地改良区へ運営費を補助するもの。

(2) 事業

北総中央用水事業は、畑地及び水田かんがい用水の整備による北総台地の農業振興を目的に実施している。さらに、地盤沈下の防止等のため、県条例で地下水取水を規制している区域も受益地とし、農業用水の地下水から河川水への水源転換や防火用水として利用できる機能の維持・増進にも寄与する。

6 交付申請

(1) 申請書

必要的記載事項：事業の目的、事業の内容、収支予算書

(2) 添付書類

誓約書、役員等名簿

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、要綱4条により通知。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類なし

9 交付申請から実績報告、額の確定までの手続の流れや、作成される書類の名称と記載内容

- ① 「北総中央用水土地改良区業務計画書」の提出
(内容) 事業の目的、概要、収支予算書
- ② 補助金の内示
(内容) 補助金の額の内示
- ③ 「北総中央用水土地改良区運営費補助金交付申請書」
(内容) 事業の目的、概要、収支予算書
- ④ 交付決定：耕地課→印旛農業事務所→土地改良区
- ⑤ 「北総中央用水土地改良区運営費補助金概算払請求書」
(内容) 概算払い請求
- ⑥ 補助金支払（概算払い）
- ⑦ 「北総中央用水土地改良区運営費補助金実績報告書」
(内容) 事業の目的、事業の成果、収支決算書等
- ⑧ 「北総中央用水土地改良区運営費補助金検査復命書」：印旛農業事務所
- ⑨ 額の確定：耕地課

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

実績報告書に領収書等の支出証拠書類が添付されていない。領収書等の支出証拠書類を確認しなければ、事業の実施の有無、補助金の実際の使途を確認できず、不正支出を見逃す可能性もあるし、事業の具体的内容の把握が不十分になり、効果的に事業を見直すことにもならない。職員が往査して支出を確認しても、報告書を作成し、その報告書に領収書の写しを添付しなければ、往査の結果は客観的な資料として残らず、上司の管理監督も内容には及ばず、支出を確認したとは言えない。往査して作成する報告書に支出証拠書類の写しを添付するのであれば、実績報告書のその写しを添付させる方が事務処理の効率が良い。

よって、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

意見はない。

第79 緑化推進委員会運営費補助

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、公益社団法人千葉県緑化推進委員会に対し、その運営に要する経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、620万円である。平成29年度の予算額も、620万円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額は、いずれも618万9000円である。

3 経緯

本補助金は昭和56年度から実施されているが、事業開始当初の文書は保存期間を経過しているため現存しておらず、事業開始の詳しい経緯は不明である。

4 受給者

本補助金の受給者は、公益社団法人千葉県緑化推進委員会である。同委員会は、昭和25年に任意団体として設立され、昭和59年に社団法人、平成24年に公益社団法人に移行している。同委員会は、緑の募金による森林整備などの推進に関する法律に基づき、緑の募金活動を実施する県内唯一の団体であり、主な業務は、緑の募金の実施、緑の募金を原資とした緑化や森林整備の助成、青少年への緑化教育、公共施設等の緑化等である。

緑化推進委員会に対しては、平成20年度まで県の現職職員1名が派遣され、常

勤役員として再就職した県の退職職員1名と併せて2名分の人件費が補助対象とされていた。平成21年度からは現職職員の派遣は廃止されたが、以後も緑化推進委員会から常勤役員職の人選について県の退職職員の紹介要請があり、緑化推進委員会へ退職職員1名が再就職することが繰り返されて現在に至っている。

5 交付要綱

(1) 目的

本補助金の目的は県土の緑化推進を図ることとされている。

(2) 事業

補助金の対象となる事業の区分、経費、補助率は次の表のとおりとされている。

事業の内容	補助対象経費	補助率
千葉県緑化推進委員会運営費	人件費	10分の10以内

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には経費の収支予算を記載するとともに、当該年度の緑化推進事業計画書と交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎を別紙として添付することとされている。

② 添付書類

定款、役員名簿、資産及び負債調書、市町村負担金内訳書、収支予算書を添付することとされている。

(4) 実績報告

実績報告書には経費の収支精算（補助対象経費に係る収入の内訳及び金額並びに支出の細目ごとの金額）を記載し、別紙として緑化推進委員会の事業実績を記載した報告書を添付することとされている。

6 交付申請

交付申請については、要綱に定める書式に従って行われており、必要な添付書類が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告書には、別紙として、事業報告書（緑化推進委員会が実施した事業の項目とそれぞれの経費額が記載されている。）と補助対象人件費の内訳（報酬、通勤手当、社会保険料等の内訳）が添付されている。

また、本補助金については、実績報告書以外に、県の職員が緑化推進委員会へ赴

いて収入及び支出予算整理簿、収入及び支出証拠書類などの書類を検査するなどの調査を行い、実績の確認を行っている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

① 再就職者への人件費補助につき職歴の調査

千葉県緑化推進委員会運営費は、元職員の再就職者の人件費である。離職後に営利企業等に再就職した元職員が離職後2年間に、契約等の事務であって、離職前5年間の職務に関する要求又は依頼することは、地方公務員法38条の2第1項によって禁止され、これに違反した再就職者は、同法60条4号により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。同法38条の2第1項に規定されている「営利企業等」とは、営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいい、「契約等事務」は、売買、賃貸、請負その他の契約又は当該営利法人等に対してなされる行政手続法2条2号に規定される処分に関する事務のことをいう。補助金の交付は、法律行為としては贈与であり、受給者に対する処分であるから、再就職した元職員が、離職後2年以内に、離職前5年間に在籍していたことがある部課が所管する補助金等の交付を要求し又は依頼すれば、同法38条の2第1項に該当することになる。これらの要件の一つでも欠ければ地方公務員法38条の2第1項違反にはならないものの、元職員としての立場を利用して補助金の交付を要求又は依頼する行為が適正な行為になるわけではない。それゆえ、再就職者に人件費補助をする場合は、離職時期、離職前過去5年間の所属先が重要であるから、交付決定に際してはこれらの事実を調査し、確認すべきであり、かつ、その資料を交付決定の記録につづるべきである。

② 再就職者への人件費補助の公表

I 同法38条の6が制定され、地方自治体は、元職員の退職管理の適正確保に必要な措置をすることが求められることになったため、県は、その措置として、再就職状況を公表して透明化することにし、平成26年6月、「千葉県退職職員の再就職状況の公表に関する要綱」を定め、退職職員の再就職状況を公表している。ところが、再就職した職員についてその人件費補助がなされる場合も、人件費補助についてはこの要綱では公表事項とされていない。県は、人件費補助を補助金として公表しているが、緑化推進委員会運営費補助に対する補助金という公表の仕方では、人件費補助とは理解できないし、再就職と結びつけて理解することもできないことであり、再就職に人件費補助がなされている事実が公表されている

とは認められない。

Ⅱ 犯罪行為ではない元職員の再就職につき、再就職の適正確保のために再就職を公表して県民の監視の下に置いているのに、地方公務員法38条の2第1項の犯罪が成立することがあり得る、あるいはそれを疑われる人件費補助付き再就職について、公表しないのであれば、再就職の適正確保の措置を講じていないことにほかならない。よって、再就職の公表の際、人件費補助がなされる事実（人件費の金額は除く）も併せて公表すべきである。

(2) 手続の適正

① 県警への照会

本補助金の交付要綱には、暴力団排除条項が設けられており、交付申請にあたっては役員名簿の提出を受けているが、交付申請の審査にあたり、県警に対する暴力団関係者の有無の照会が行われていなかった。暴力団排除の趣旨を徹底するため、県警への照会を行うべきである。

2 意見

(1) 公益性

① 人件費補助

交付要綱においては、本補助金は、公益社団法人千葉県緑化推進委員会運営費のうち人件費の10分の10以内を補助するものとされており、同委員会の特定の職員の人件費のみを補助するものとは規定されていない。しかしながら、平成28年度当時、同委員会には、元県職員の専務理事兼事務局長のほかに、常勤の職員が2名、嘱託職員が2名、非常勤嘱託職員が1名在籍しているにもかかわらず、本補助金の交付申請に際しては、元県職員の専務理事兼事務局長の人件費についてのみ補助を受ける前提で、当該職員の人件費のみの算出根拠を記載した申請書が提出されている。県も当該職員の人件費を補助する前提で予算を組んでおり、実態としては元県職員の専務理事兼事務局長の人件費相当額を補助するものとなっている。

緑化推進委員会の活動には公益性が認められるが、本補助金は実質的に元県職員である専務理事兼事務局長の人件費を補助するものとなっており、当該職員の再就職と密接不可分でありかつ当該元職員の個人的利益に直接結びついているため、公益上の必要性につき疑問が生じる。県は、県民に対し、緑化推進委員会の性格、業務の内容、県の施策との関係、緑化推進委員会の職員に必要とされる能力、資質および経験、人材確保の必要性、人件費および補助額の相当性を積極的に説明する必要があると考える。

第80 東京湾漁業総合対策事業（海底障害物除去事業）費補助金

一 補助金の内容

1 概要

東京湾漁業総合対策事業（海底障害物除去事業）費補助金（以下「海底障害物除去補助金」という。）は、千葉県漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合連合会」という。）に対し、同連合会が実施する東京湾海底障害物の除去事業について交付する補助金をいう。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1400万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は、1162万5000円、平成26年度の決算額は1400万円である。

3 経緯

東京湾の漁場清掃事業は、昭和52年度に始まり、同年度から平成2年度までは県の委託事業として実施され、平成3年度から補助事業とされ、同年度から平成8年度までは、東京湾漁場清掃事業として実施された。そして、平成9年度に東京湾漁業総合対策事業費補助金交付要綱が制定され、海底障害物除去補助金は、東京湾漁業総合対策事業のうちの一つとして実施されている。

4 受給者

海底障害物除去補助金の受給者は、漁業協同組合連合会である。同連合会は、海底障害物除去事業を、市川市行徳漁業協同組合、船橋市漁業協同組合、金田漁業協同組合、富津漁業協同組合及び新富津漁業協同組合等に委託して実施している。

5 交付要綱

海底障害物除去補助金の交付要綱は、東京湾漁業総合対策事業費補助金交付要綱であり、その内容は、補助金第76で記述したとおりである。

6 交付申請

(1) 申請書

申請書には、以下の記載がなされている。

① 事業の目的

事業の目的として、海底障害物の除去によって、漁業操業の安全を確保し、漁船漁業の振興を図る。

② 事業の内容及び経費の配分

事業の内容は、漁具による障害物の除去、小型障害物の確認調査及び除去である。

経費の配分は、事業費2800万円のうち補助金が1400万円、残り

1400万円は漁連の負担である。

③ 事業完了予定年月日 平成29年3月31日

④ 収支予算

収入は補助金1400万円と漁連の自己資金1400万円であり、支出は事業費2800万円である。

(2) 添付書類

設計書が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

報告書には、以下の記載がなされている。

① 事業の目的

申請書の記載と同じである。

② 事業の内容及び経費の配分

I 事業の内容は、申請書の記載と同じである。

II 経費の配分は、事業費が2450万0340円、補助金が1225万円、自己負担が1225万0340円である。

③ 事業完了年月日 平成29年3月23日

④ 収支予算

経費の配分と予算との差額が記載されている。

(2) 添付書類

精算設計書が添付されている。精算設計書には、事業の具体的内容が記載されているが、その主な記載内容は、以下のとおりである。

① 漁具による障害物の除去582.178m³ 1746万5340円

② 小型障害物の確認調査5回 137万5000円

③ 小型障害物の除去3回 566万0000円

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 見直しの必要性

海底障害物除去事業は、昭和52年に始まり、既に約40年もの長い年月が経

過している。障害物の状況の推移を調査し、業者の選定方法に相見積もり取っているかを確認し、そして、作業の実施状況を見分する等して、効率性の観点から改善すべきところがないかを検討することが望ましい。

第81 東京湾漁業総合対策事業（製品規格対策促進事業）費補助金

一 補助金の内容

1 概要

東京湾漁業総合対策事業（製品規格対策促進事業）費補助金（以下「製品規格対策補助金」という。）は、千葉県漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合連合会」という。）に対し、同連合会が実施する乾のりの格付け検査について交付する補助金をいう。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2600万円である。平成29年度の予算額は、2264万1000円である。平成27年度の決算額は、2336万8000円、平成26年度の決算額は、2319万2000円である。

3 経緯

県は、昭和39年から乾のりの格付け検査事業を実施していたが、平成元年から民間にその事業を実施させて県は補助金を交付する方式にした。その後、東京湾の漁業に係る補助金事業は、東京湾漁業総合対策事業に整理統合されることになり、乾のりの格付け検査事業もこれに組み込まれて、平成9年度から東京湾漁業総合対策事業のうちの一事業として実施されている。この東京湾漁業総合対策事業は、当初の実施期間は5年とされたが、更新を重ねて今日に至っている。

4 受給者

製品規格対策補助金の受給者は、漁業協同組合連合会である。

5 交付要綱

交付要綱は、東京湾漁業総合対策事業費補助金交付要綱であり、その内容は、補助金第76で説明したとおりである。

6 交付申請

(1) 申請書

申請書には、以下の記載がなされている。

① 事業の目的

乾のりの品質・規格の統一及び流通の合理化を目的として、乾のりの格付けを行う。

② 事業の内容及び経費の配分

事業の内容は、乾のりの検査である。

③ 事業完了予定年月日 平成29年3月31日

④ 収支予算

(2) 添付書類

設計書が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

報告書には、以下の記載がなされている。

① 事業の目的

乾のりの品質・規格の統一及び流通の合理化を目的として、乾のりの格付けを行う。

② 事業の内容及び経費の配分

I 事業内容

1億7087万2900枚の乾のりを検査員6名で検査した。

II 経費の配分

経費の配分は、事業費3256万2741円、補助金2021万円、自己負担866万1880円である。

③ 終了年月日 平成29年3月31日

④ 収支精算

(2) 添付書類

精算設計書が添付されているが、その主な記載内容は以下のとおりである。

① 検査した乾のりの枚数は1億7087万2900枚であり、検査員は6名である。検査する期間は、季節に即していえば、11月から翌年の4月までの6か月間となるが、4月は翌年度になるため、年度に即していえば、平成28年度は、同年4月、11月、12月、平成29年1月から3月までの6か月間になる。よって、検査員1名の検査枚数は、1か月平均約474万6469枚、1か月21日稼働として1日平均22万6022枚である。

そして、検査員は、のり生産者に対して乾のりの品質向上を図るための指導、助言も行っている。

② 事業費は3256万2741円、その負担区分は、補助金が2021万円、事業主体負担が866万1880円、受入検査手数料369万0861円である。

③ 支出

支出の内訳は、以下のとおりである。

I 人件費 1474万3540円

検査員1名の1か月当たりの人件費は、40万9543円である。

(計算方法)

$$1474万3540円 \div (6名 \times 6か月) = 40万9543円$$

II 旅費 61万5720円

検査員が検査場に赴くための交通費である。検査場は、船橋市漁協第一共販所外7箇所である。

III 結束紙費 124万円

結束紙は、のりを束ねる紙であり、乾のり1000枚当たり7円である。明細には、のり検査帯と記載されている。

IV 消耗品費 1444万1250円

消耗品は、プリンターシール、ダンボール、ポリ袋及びパットの費用であり、乾のり100枚当たり8円である。

V 厚生費 5万9600円

厚生費は、作業服代であり、検査員1名当たり9933円である。

VI 品質検査費 4万2631円

査定用のりの取得費用である。

VII 人夫費 142万円

人夫が行う作業内容は記載されていない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第82 園芸産地強化・連携支援事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、公益社団法人千葉県園芸協会に対し、同協会が園芸産地強化・連携支援事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1000万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は、1000万円、平成26年度の決算額は、700万円である。

3 経緯

本県は、園芸産出額で全国1位を維持してきたが、高齢化の進展などの要因により、平成21年には2位に後退するなど産地体制の弱体化が懸念されている。本補助金は、園芸産地の生産力や販売力を向上させるため、加工・業務需要など大口需要に対応できる生産・流通体制を構築し、「オール千葉」として、国内外産地に打ち勝てる力強い産地づくりを推進することを目的として、平成26年度から実施されている。

4 受給者

本補助金の受給者は、公益社団法人千葉県園芸協会である。同協会は、千葉県内の園芸関係者の連絡協調を図り、新鮮で安心・安全な園芸農産物を広く一般国民に安定供給するため、園芸事業の健全なる発展と農業経営の安定を図ることを目的とする公益社団法人であり、生産・販売強化策、販売促進対策、県農産物の輸出促進、6次産業化の取組推進、担い手対策、野菜価格安定対策、優良種苗の安定供給、生産基盤強化対策などの事業を行っている。

5 交付要綱・事業実施要領

(1) 目的

園芸産地の生産力や販売力を向上させるため、加工・業務需要など大口需要に対応できる生産・流通体制を構築し、「オール千葉」として、国内外産地に打ち勝てる力強い産地づくりを推進することを目的としている。

(2) 事業

園芸産地強化・連携支援事業実施要領において、補助対象項目等は次のように定められている。

事業の種類	補助対象項目	取組内容	経費の明細
産地指導人材研修会	1 産地指導員研修会の開催 2 主要品目の先進地調査	○産地指導員の資質向上 ○主要品目の先進地調査の実施 ○調査結果の分析及び報告 ○その他必要な取組	旅費、会場借上料、資料作成費、講師謝金、講師旅費宿泊費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、調査先謝金、資料購入費、車両借上費、その他事業の目的に必要な経費等
「フレッシュ!ちばの園芸品」生産販売促進事業	1 品目別協議会の設置と運営 (1) 品目別協議会の設置 (2) 販売促進活動の実施 (3) 品目別研修会、現地検討会の開催 2 県出荷統一規格の作成、普及 3 優良品種の普及定着 4 県内卸売市場と産地のマッチング (1) 県内卸売市場のニーズ調査 (2) 産地への情報提供 5 卸売市場が産地と連携した販売戦略の構築と実践	○研修会の開催 ○検討会の開催 ○出荷規格等統一の普及検討会の開催 ○推進会議等の開催 ○販売促進活動の実施 ○優良品種の普及定着 ○調査の実施 ○産地との情報交換 ○検討会の開催 ○販売戦略の実施 ○その他必要な取組	旅費、車両借上費、消耗品費、通信運搬日、視察先謝金、データ管理費、資料購入費、資料作成費、展示ほ設置費(ほ場借上料、種子購入費)、印刷製本費、会場借上料、資料作成費、その他産地の強化活動に必要な経費等

また、補助額は、要綱において定額と定められている。

(3) 交付申請

① 申請書

要綱が定める補助金の交付申請書の書式は、事業の目的、事業の内容、経費の配分及び負担区分、事業完了予定年月日、収支予算を記載する形式となっている。また、要領においては、千葉県園芸協会が補助対象事業を実施する場合には、次の書類を作成して知事に提出し、事業実施の協議をすることとされている。

I 事業実施計画書

II 事業実施主体の概要

III 誓約書・役員等名簿

② 添付書類

補助金の交付申請時に添付が必要な書類は定められていない。

(4) 実績報告

① 報告書

実績報告書の書式には、申請書と同様の事項の記載が求められている。

② 添付書類

事業ごとに取組が判る資料等の添付が求められている。

6 交付申請

交付申請及び事業実施の協議手続は、要領及び要綱に定める書式を用いて行われ、要綱で定められている書類が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告書は、要綱に定める書式を用いて行われ、要綱で定められている書類が添付されている。実績報告書に添付されている事業ごとの取組を報告する書面には、実施した取組ごとに図や写真を交えた説明が詳しく記載されており、事業の実績がわかりやすく内容となっている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第83 千葉米改良協会事業活動費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、千葉米改良協会に対し、同協会の行う事業に要する経費を補助する

ものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、825万円である。平成29年度の予算額は、636万円である。平成27年度の決算額は635万円、平成26年度の決算額は、591万9000円である。

3 経緯

稲作近代化推進本部、県農産物改良協会及び県種子協会の活動が統合され、新たに千葉米改良協会が設立された際、同協会の行う活動を支援するため、従来行われていた農産物販売改善事業補助金を廃止し、昭和45年度から本補助金が実施されることとなったものである。

4 受給者

本補助金の受給者は千葉米改良協会である。同協会は、法人格のない団体であり、稲作生産の組織化推進、品質の改善、稲作の安定生産を図るための指導、奨励品種の普及と計画的な種子更新の推進、その他千葉米の流通改善等の活動を行っている。

5 交付要綱

(1) 目的

本補助金の目的は千葉米の品質改善及び生産性を高め農家経済の向上をはかることである。

(2) 事業

補助対象事業の種目、経費及び補助率は、次の表のとおりである。

種目	経費	補助率
協会活動支援事業	協会の行う事業であって、次の各号に掲げるものに要する経費 1 生産組織の育成、銘柄産地の造成等生産性の向上に必要な体制の整備の推進に関すること 2 品質の改善に必要な栽培管理及び乾燥調整に関する技術の普及に関すること 3 奨励品種の普及及び計画的な種子更新の推進に関すること 4 産米懇談会、試食会の開催その他産米の流通の改善に関すること 5 前各号に掲げる事業に関する調査研究 6 その他知事が特に必要と認める事業	当該事業に要する経費の2分の1以内
混種事故防止対策支援事業	混種事故を防止するために実施するDNA検査	当該事業に要する経費の3分の1以内

(3) 交付申請

① 申請書

申請書の書式は、協会活動支援事業については事業の目的及び事業の内容を、

混種事故防止対策支援事業については事業の目的、事業の内容及び事業完了予定年月日を記載する形式となっている。

② 添付書類

収支予算書を添付することとされている。受給者である千葉米改良協会に法人格がないのに、権利能力なき社団であることの要件具備を確認するために必要な書類、即ち、団体の会則・規約、組織図、役員等名簿、財産目録等の提出は求められていない。

(4) 実績報告

① 報告書

報告書の書式は、協会活動支援事業及び混種事故防止対策支援事業について、それぞれ事業の目的と事業の実績を記載する形式となっている。

② 添付書類

収支決算書を添付することとされている。

6 交付申請

交付申請は要綱に定める書式を用いて行われており、添付が必要な書類の添付がなされている。協会活動支援事業に関する補助金の交付申請書には、事業計画書と収支予算書が別紙として添付されており、事業計画書には実施しようとする事業の内容が詳細に記載され、収支予算書には事業に係る収支予算の内訳が記載されている。また、混種事故防止支援事業に関する補助金の申請書には、DNA検査を実施する品種ごとにその予定数と検査費用、費用の負担区分の記載及び混種事故防止対策支援事業の収支予算が記載されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告書は、要綱に定める書式を用いて行われており、必要な添付書類が添付されている。協会活動支援事業に関する補助金の実績報告書には、別紙として当該年度の事業報告書と補助事業に係る収支決算書が添付され、実施した事業の内容と収支が把握できるようになっている。また、混種事故防止対策支援事業に関する実績報告書には、品種ごとに、DNA検査の実績数、検査費用とその負担区分の一覧表及び事業に係る収支精算書が添付されている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

① 権利能力なき社団の要件の確認

本補助金の受給者は、法人格を有しない団体である千葉米改良協会である。県は、同協会が権利能力なき社団であることを前提に補助金を交付しているが、権利能力なき社団であるというためには、「団体としての組織をそなえ、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していること要する」（最判昭和39年10月15日民集18巻8号1671頁）とされているところ、協会からの補助金の交付申請時や実績報告時には、上記判例の示す権利能力なき社団の要件を充足しているかどうかを判断するに足りる資料が提出されていなかった。県は、協会の設立当初から、協会が権利能力なき社団にあたることを確認しており、現在においても、総代会の資料等の提出を受け、権利能力なき社団であることを確認しているとのことであるが、この点は補助金の交付を受ける主体が誰であるのかに関わる重要な事項であるため、交付申請時の添付書類として、団体の会則・規約、組織図、役員等名簿、財産目録等の資料を加えるよう要綱を改正し、毎年度の交付申請時にこれらの資料の提出を求めるべきである。

(2) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

本補助金の実績報告に際しては、補助対象経費の支出証拠書類の写しの添付が求められておらず、補助対象経費が適正に支出されたことを確認することができない。県は、実地検査によって支出証拠書類を確認しているとのことであるが、支出証拠書類の写しを添付した現地調査の記録を作成するなどの方法によって記録化がされていなければ、実際にどのような検査が行われ、どのような根拠に基づいて適正な支出が確認されたのか判断できず、支出の確認方法としては不十分である。職員が往査して調査するよりも、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させ、先ずこれを確認し、必要に応じて職員あg往査する方が事務処理として効率が良い。よって、補助事業に係る支出を確認するため、実績報告書には支出証拠書類の写しの提出を求めるべきである。

② 暴力団排除条項の制定

本補助金の交付要綱には、暴力団排除条項が規定されていない。補助事業からの暴力団の排除を徹底するため、暴力団排除条項を制定すべきである。

2 意見

(1) 適法性

① 補助対象外経費の計上

本補助金については関係人調査を実施し、補助金の受給者である千葉米改良協

会から、実績報告書に添付された収支決算書に事業費として計上されている支出に係る領収証等の写しの提出を受けた。これらの領収書等の内容を確認したところ、実績報告書の収支決算書において種子対策費（細目は「採種栽培技術講習会・現地指導会等」「採種ほ場設置会議」「種子場農協関係者打合せ会議」など）として計上されている費用のうち、飲食費とみられる経費が80万6112円、関係者への手土産代とみられる経費が3万3564円、採種組合への祝い金の支出4万円など、補助対象外と考えられる経費の支出が認められた。これらの補助対象外とみられる経費を除外して補助対象事業の経費を算定しても、補助金額に変動はないため、補助金額を飲食費に充てたとはいえないものの、実績報告書記載の支出の一部に疑問があるため、今後の対応として、補助対象事業が適正に行われているか、不適切な支出がないかにつき、監視を強めることが望まれる。

第84 中小漁業融資保証制度安定対策事業

一 補助金の内容

1 概要

中小漁業融資保証制度安定対策事業の補助金は、千葉県漁業信用基金協会に対して、その運営費の一部を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、720万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

制定当時の文書等については保存年限経過につき破棄済みであり、創設に際しどのような議論、やりとりがなされたかについては不明である。

なお、千葉県漁業信用基金協会は、漁業者向け融資の信用保証を引き受ける唯一の団体として、中小漁業融資保証法に基づき設立された団体であるが、低金利の長期化、保証料収入の減少並びに国の基準による求償権償却引当金繰入率の引き上げ等に伴い経営が悪化してきていた。そのため、同協会に対し、その債務保証に伴う代位弁済金の一部を助成し、同協会の経営改善と中小漁業者等に対する融資の円滑化を図ることを目的として、平成13年に制度化されたものである。

その後、平成14年度には上記助成に加えて、同協会の運営費補助が追加され、平成19年度には代位弁済補助が削除され現在に至っている。

4 受給者

千葉県漁業信用基金協会である。同協会の概要は以下のとおりである（平成28

年度末現在)。

- (1) 所在地 千葉市中央区新宿2-3-8 水産会館5階
- (2) 設立 昭和28年6月6日
- (3) 根拠法 中小漁業融資保証法（法律に基づき設立された特殊法人）
- (4) 会員 千葉県、県内18の市町村、31の漁協、信漁連、66名の個人漁業者、20の法人漁業者、その他（19）
- (5) 役員 理事長（常勤、1名）、理事（8名）、監事（2名）
- (6) 組織 理事長1名、職員1名、嘱託2名
- (7) 業務 ①漁業者が信漁連等の金融機関から融資を受ける場合に保証すること
②事故が発生した場合、融資機関からの請求に応じて債務者に代わり代位弁済すること
③代位弁済で取得した求償権の行使により債権を回収すること
- (8) 保証対象資金 ①漁業近代化資金
②一般資金（公庫資金、経営改善促進資金、一般緊急融資資金、借替緊急融資資金など）

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては、千葉県中小漁業融資保証制度安定対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）が定められている。

- (1) 目的
中小漁業者等への資金融資の円滑化を図り、もって漁業振興に資することである（要綱1条）。
- (2) 事業
交付先団体の運営費の一部である。具体的には、事業主体が行う業務に要する経費としての人件費（常勤役員給与及びそれに付随する経費）である（要綱3条及び4条）。
- (3) 交付申請
 - ① 申請書
 - I 書式
要綱別記第1号様式によることとされている（要綱5条）。
 - II 必要的記載事項
事業の目的、事業の内容、収支予算をそれぞれ記載することとされている。
 - ② 添付書類
補助金申請額の算出根拠について添付することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

要綱別記第3号様式によることとされている（要綱8条）。

II 必要的記載事項

事業の目的、事業の内容、収支精算額をそれぞれ記載することとされている。

② 添付書類

補助金実績額の算出基礎について添付することとされている。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

5項(3)①Iで指定されている様式に基づいている。

② 記載内容

事業の目的、事業の内容、収支精算額がそれぞれ記載されている。

(2) 添付書類

補助金申請額の算出基礎に関する書類が添付されている。そこには、常勤役員の人件費としての報酬額、交通費等付随経費、それらの月別の内訳が記載されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

5項(4)①Iで指定されている様式に基づいている。

② 記載内容

実績報告書には、当該年度の事業の目的及び事業の内容、収支精算額が記載されており、加えて補助事業に関する算出基礎（内訳）が添付されている。しかし、補助事業に関する原資料は添付されていない。

この書類によると、常勤役員（少なくとも平成26年度から現在まで、県職員の退職者である。）の給与及び付随経費のうち、720万0000円が本補助金で賄われていることがわかる。

(2) 添付書類

補助金実績額の算出基礎に関する書類が添付されている。なお記載されている金額は、交付申請書の添付書類に記載されているものと同じである。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

① 再就職者への人件費補助につき職歴の調査

本補助金は、千葉県漁業信用基金協会の常勤役員に再就職した元職員の人件費補助である。離職後に営利企業等に再就職した元職員が離職後2年間に、契約等の事務であって、離職前5年間の職務に関する要求又は依頼することは、地方公務員法38条の2第1項によって禁止され、これに違反した再就職者は、同法60条4号により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。同法38条の2第1項に規定されている「営利企業等」とは、営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいい、「契約等事務」は、売買、賃貸、請負その他の契約又は当該営利法人等に対してなされる行政手続法2条2号に規定される処分に関する事務のことをいう。補助金の交付は、法律行為としては贈与であり、受給者に対する処分であるから、再就職した元職員が、離職後2年以内に、離職前5年間に在籍していたことがある部課が所管する補助金等の交付を要求し又は依頼すれば、同法38条の2第1項に該当することになる。これらの要件の一つでも欠ければ地方公務員法38条の2第1項違反にはならないものの、元職員としての立場を利用して補助金の交付を要求又は依頼する行為が適正な行為になるわけではない。それゆえ、再就職者に人件費補助をする場合は、離職時期、離職前過去5年間の所属先が重要であるから、交付決定に際してはこれらの事実を調査し、確認すべきであり、かつ、その資料を交付決定の記録につづるべきである。

② 再就職者への人件費補助の公表

I 同法38条の6が制定され、地方自治体は、元職員の退職管理の適正確保に必要な措置をすることが求められたため、県は、その措置として、再就職状況を公表して透明化することにし、平成26年6月、「千葉県退職職員の再就職状況の公表に関する要綱」を定め、退職職員の再就職状況を公表している。ところが、再就職した職員についてその人件費補助がなされる場合も、人件費補助についてはこの要綱では公表事項とされていない。県は、人件費補助を補助金として公表しているが、中小漁業融資保証制度安定対策事業に対する補助金という公表の仕方では、人件費補助とは理解できないし、再就職と結びつけて理解することもできないことであり、再就職に人件費補助がなされている事実が公表されているとは認められない。

II 犯罪行為ではない元職員の再就職につき、再就職の適正確保のために再就職を公表して県民の監視の下に置いているのに、地方公務員法38条の2第1項の犯

罪が成立することがあり得る、あるいはそれを疑われる人件費補助がなされる再就職について、公表しないのであれば、再就職の適正確保の措置を講じていないことにほかならない。よって、再就職の公表の際、人件費補助がなされる事実（人件費の金額は除く）も併せて公表すべきである。

2 意見

(1) 公益性

① 人件費補助

補助金19で詳述したと同様に、千葉県漁業信用基金協会への補助金交付は、元職員の再就職への人件費補助であるため、公益上の必要性に疑問が生ずる。県は、県民に対し、千葉県漁業信用基金協会の性格、業務の内容、同協会の常勤役員の職務の内容、中小漁業融資保証制度安定対策事業との関係における同協会の役員に必要とされる能力、資質及び経験、人材確保の必要性、人件費及び補助額の相当性を積極的に説明する必要があると考える。

第85 漁業経営保全対策共済加入助成事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県漁業共済組合が行う漁業共済事業に係る共済契約を締結した中小漁業者及び漁業協同組合に対し、共済掛金の一部を補助するものである。

なお漁業共済制度とは、漁業災害補償法に基づく制度であり、思わぬ不漁等により損害を受けた漁業者に対し、保険（共済）の仕組みによりその損失を補償し、漁業の再生産を確保できるようにする制度である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、3470万円である。平成29年度の予算額は、3380万円である。平成27年度の決算額は、2770万3000円であり、平成26年度の決算額は、2665万6000円である。

3 経緯

昭和56年に本制度は創設されたが、その際の文書等は保存年限経過につき破棄済みであり、創設に際しどのような議論、やりとりがなされたかについては不明である。

また、本制度の見直しの概要については以下のとおりである。

① 補助対象の見直し

平成14年度まで (共済掛金－国庫補助金) × 補助率

平成15年度～ (純共済掛金－国庫補助金) × 補助率

※共済掛金は純共済掛金と附加共済掛金(事務費相当分)からなる。

② 補助率の見直し

平成9年度まで 漁協一括契約 1年目60% 2～4年目30%

個別契約 1年目40% 2～4年目20%

平成11年度まで 漁協一括契約 1年目50% 2～4年目25%

個別契約 1年目35% 2～4年目18%

平成12年度～ 漁協一括契約 1～4年目 各30%

(新規の1年目のみ50%)

個別契約 1～4年目 各22%

(新規の1年目のみ35%)

平成14年度～ 漁協一括契約 1～4年目 各20%

個別契約 1～4年目 各15%

平成16年度～ 漁協一括契約 1～4年目 各15%

個別契約 1～4年目 各11.25%

③ その他の見直し

平成24年度 千葉県暴力団排除条例施行に伴い、暴力団排除条項を追加

4 受給者

千葉県漁業共済組合である。同組合は、補助率分を差し引いた上で各漁業者から掛金を徴収しているため、事実上補助金によって利得を得ているのは各漁業者である。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては、千葉県漁業経営保全対策共済加入助成事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)が定められている。また、暴力団排除条項の規定もある。

(1) 目的

中小漁業者等の負担する共済掛金の一部を軽減し、漁業共済への加入の促進を図り、もって漁業経営の保全に資することである(要綱1条)。

(2) 事業

千葉県漁業共済組合が行う漁業共済事業に係る共済契約を締結した中小漁業者及び漁業協同組合に対する共済掛金の一部を補助するものである。その補助率は、純共済掛金から国庫補助金を除いた額の11.25%(漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済のうち個別契約の場合)又は15%(漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済のうち漁協一括契約の場合、及び漁業施設共済(個別契約)の場合)である(平

成28年度) (要綱別表1及び2)。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

要綱別記様式第1号によることとされている (要綱4条)。

II 必要的記載事項

補助事業の目的及びその内容、補助金申請額を記載することとされている。

② 添付書類

補助金の算出基礎に関する書類を別紙として、また誓約書 (暴力団員等でないことなどを制約させる書面 (要綱別記様式第7号)) と役員等名簿 (別記様式第8号) を合わせて添付することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

要綱別記様式第3号によることとされている (要綱5条)。

II 必要的記載事項

補助事業の目的及びその内容、補助金実績額を記載することとされている。

② 添付書類

補助金の算出基礎に関する書類を別紙として、添付することとされている。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

要綱別記様式第1号に基づいている。

② 記載内容

補助事業の目的及びその内容、補助金申請額が記載されている。

(2) 添付書類

千葉県漁業経営保全対策共済加入助成事業補助金事業計画が添付されている。これにより、漁業種類毎の構成員数や共済金額、補助対象額 (それぞれ見込み) などが明らかとされている。

また、誓約書及び役員等名簿も添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

要綱別記様式第3号に基づいている。

② 記載内容

補助事業の目的及びその内容、補助金実績額が記載されている。

(2) 添付書類

千葉県漁業経営保全対策共済加入助成事業補助金事業実績などが添付されている。これらによって漁業種類毎の構成員数や共済金額、補助対象額（それぞれ実績）が明らかとされている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第86 農業近代化資金利子補給

一 補助金の内容

1 概要

農業近代化資金利子補給は、農協系統等の民間金融機関に対し、同金融機関から農業近代化資金を借り入れた者が同金融機関に対して支払義務を負う利子の相当額を交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、6311万6000円である。平成29年度の予算額は、6890万5000円である。平成27年度の決算額は、5418万5000円、平成26年度の決算額は、5892万6000円である。

3 経緯

農業近代化資金は、農業経営に必要な施設、機械等の導入資金を農業者等に融資する資金である。同資金の利子補給は従前、国庫補助事業として行われてきたが、「三位一体の改革について」（平成16年11月26日政府・与党合意）に基づき、平成16年度をもって国が助成を廃止し、平成17年度から都道府県に税源委譲されたため、平成17年度からは県単独事業として実施している。

そして、千葉県農業近代化資金利子補給利子補給規則5条の規定により、利子補給率は知事が別に定めるとされているが、利子補給率は毎月国から通知されるため、毎月、関係機関宛てに通知されている（変動がないときは通知しない）。

4 受給者

農業近代化資金利子補給を受給する者は農協系統等の民間金融機関であるが、実質的な受給者はこれによって利子の支払を免れる者、即ち、農業近代化資金の借入

をした者である。なお平成28年度下期の支払先金融機関の内訳は、県内の農業協同組合（20組合）、農林中央金庫千葉支店、銀行（3行）、信用金庫（2金庫）、信用組合（2組合）である。

5 交付要綱

本補助金に関連する法令等としては、農業近代化資金融通法、農業近代化資金融通法施行令、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン、千葉県農業近代化資金利子補給規則（以下「規則」という。）、千葉県農業近代化資金取扱要領、千葉県農業近代化資金集計システム諸報告書作成要領である。

(1) 目的

農業者等が低利で資金を調達できるよう農協等の融資機関に対し利子補給を行うことで、資金融通の円滑化を図り農業経営の近代化に資することを目的としている（規則3条参照）。

(2) 事業

農業近代化資金である。

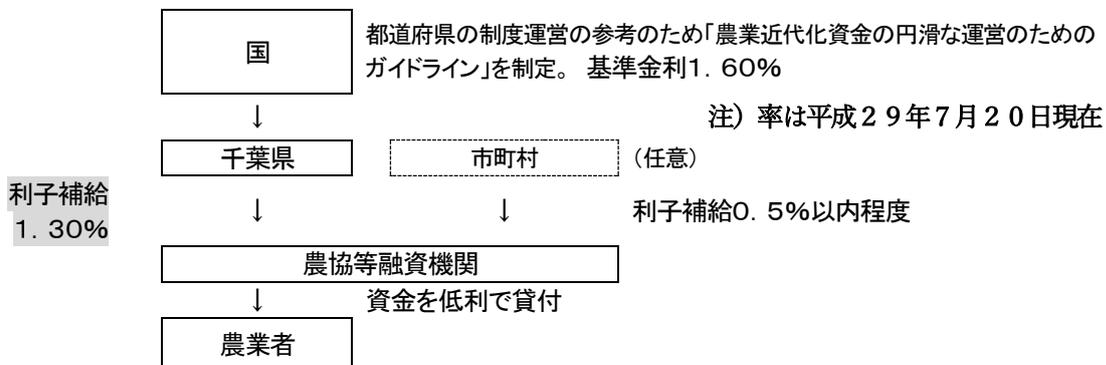
農業近代化資金の貸付限度額は以下のとおりである。

区分	対象者	限度額
個人利用	①農業を営む法人	2億円
	②知事が特に必要と認めた農業者	
	③集落営農組織、農業を営む任意団体	
	④農業参入法人	1億5000万円
	①～④以外の農業者	1800万円
共同利用	農協等の共同利用施設	15億円

融資対象は、農舎や集出荷施設等の建設、農機具の購入等の資金であり、償還期限は7～20年とされている（据置期間は2～7年）。

また、利子補給率は、0.4～1.395%であり、承認月や融資対象によって補給率は異なっている。

[利子補給に関するフロー図]



(3) 交付申請

① 請求書

I 書式

規則別記第一号様式によることとされている（規則7条1号）。

II 必要的記載事項

利子補給金の金額のみ記載することとされている。

② 添付書類

特に求められていない。

(4) 実績報告

① 実績報告書

I 書式

規則別記第二号様式によることとされている（規則7条2号）。

II 必要的記載事項

利子補給金の金額のみ記載することとされている。

② 添付書類

農業近代化資金利子補給金融資機関別承認年度別集計表を添付することとされている（規則別記第2号の2様式）。

6 交付申請

(1) 請求書

① 書式

規則別記第一号様式に基づいている。

② 記載内容

利子補給金の金額のみが記載されている。

(2) 添付書類

特にない。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

規則別記第二号様式に基づいている。

② 記載内容

利子補給金の金額のみが記載されている。

(2) 添付書類

農業近代化資金利子補給金融資機関別承認年度別集計表が添付されている。

なお、実績報告に際し農業近代化資金に関する原資料の提供は求められていないが、県の回答によると、翌年度に融資機関へ調査に入り、すべての利子補給承認案件の原資料を確認しているとのことであった。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項は、県が暴力団排除に必要な措置を講ずることが求められているところ、県は、関係部署に対し、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」にて、暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、農業近代化資金の融資を受ける受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。農業近代化資金利子補給の実質的な受給者は融資を受けた者であるから、その者につき県警に対し、暴力団関係者か否かを照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第87 肉豚生産安定対策事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、国庫事業である養豚経営安定対策事業における生産者負担金の一部を県が負担するため、公益社団法人千葉県畜産協会に（以下「千葉県畜産協会」という。）交付するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、7113万990円である。平成29年度の予算額は、7600万円である。平成27年度決算額は7156万9750円、平成26年度の決算額は7061万3200円である。

なお、平成26年度以降の生産者積立金（生産者負担額）、契約頭数、県助成金（1頭当たり）及び県助成金総額の推移は次表のとおりである。

年 度	生産者積立金 (生産者負担額)	契約頭数	県助成金	県助成金総額
平成26年度	500円 (430円)	100万8760頭	70円	7061万3200円
平成27年度	700円 (630円)	102万2425頭	70円	7156万9750円
	(平成23年度～平成26年度分 無事戻し金※ 1億6073万6987円)			
平成28年度	700円 (630円)	101万6157頭	70円	7113万0990円

※ 無事戻し金とは、積立金に充てるため県から交付されたが、積立てが不要となったため、県に返納された補助金である。

3 経緯

配合飼料価格の高騰等により、養豚経営の収益性悪化が懸念される状況となったことから、平成21年度から交付されている。

4 受給者

千葉県畜産協会は、農業者等の畜産経営の運営改善、家畜改良、飼養管理、飼料の生産及び確保、畜産物の流通、畜産物の安全性の確保、家畜衛生の向上等の事業の推進により、もって畜産物の安定供給確保を目指すとともに、県土の利用・保全と併せて地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする団体である（同協会定款3条）。

本補助金は、国庫事業である養豚経営安定対策事業における生産者負担金の一部について、県が千葉県畜産協会を通じて補助するものであり、最終的な受給者は肉豚の生産者（養豚経営者）である。

5 交付要綱

本補助金の交付に関して、「肉豚生産安定対策事業補助金交付要綱」及び「肉豚生産安定対策事業実施要領」が制定されている。

(1) 目的

養豚経営の安定と肉豚の安定的な生産を確保するため、千葉県畜産協会が実施する養豚経営安定対策事業における生産者負担金の一部を補助するものである（本要綱1条）。

(2) 事業

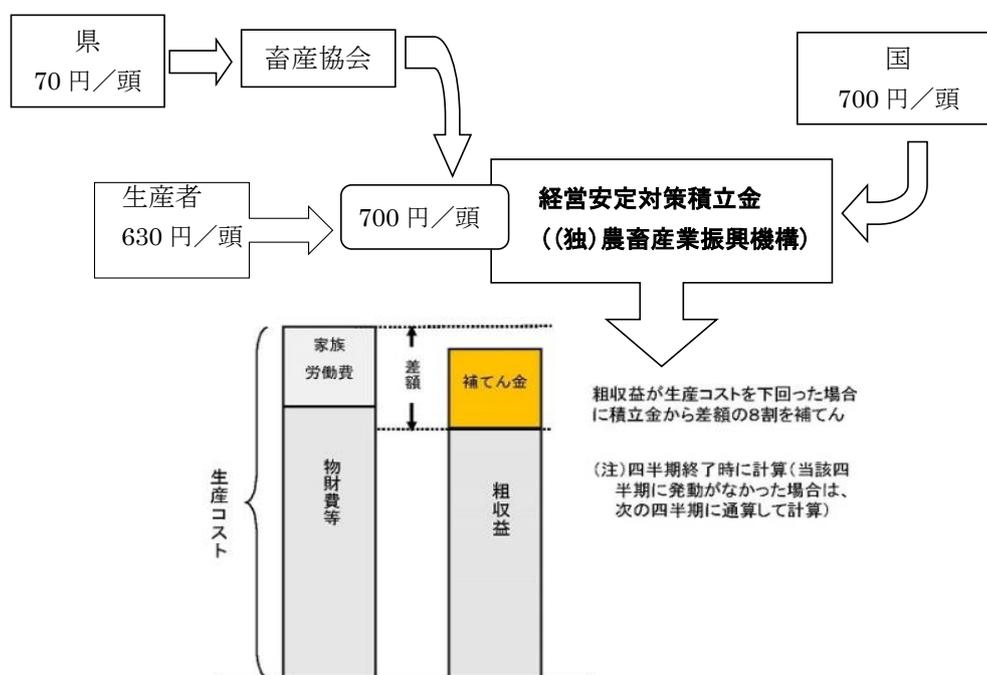
独立行政法人農畜産業振興機構は、養豚経営の収益性が悪化した場合に、粗収益と生産コストの差額を補てんすることにより、養豚経営の安定を図ることを目的と

して、「養豚経営安定対策事業」を行っている。同事業においては、国と生産者がそれぞれ積立金（経営安定対策積立金）を負担して、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者に対して積立金から差額の8割を補てんするものとされている。

本補助金は、生産者の負担を軽減するため、公益社団法人千葉県畜産協会に対し、生産者負担金の一部（平成28年度は1頭当たり70円）を補助金として交付する県単独事業の補助金である。

なお、平成25年以降、粗収益が生産コストを下回ることなく、積立金から補てん金は支出されていない。そのため、県が交付した補助金は、全額、無事戻し金として返納されている。

本事業の概要は次表のとおりである。



(注)

- ・金額は平成28年度のもの
- ・粗収益：主産物価格（枝肉価格）と副産物価額（皮・骨・油等）の合計
- ・生産コスト：物財費等、家族労働費、と畜経費の合計

(3) 交付申請

① 申請書

補助金の交付申請には、所定の肉豚生産安定対策事業補助金交付申請書を提出しなければならない(本要綱3条)。申請書には、交付申請額、補助事業の目的、補助事業の内容及び計画、補助事業完了予定年月日並びに収支予算を記載しなければならない。

② 添付書類

申請書には、誓約書及び役員名簿を添付しなければならない。誓約書は、補助金交付申請者(法人の場合は役員等)が、本要綱2条2項各号(いわゆる暴力団排除条項)のいずれにも該当しないことを誓約するものである。

(4) 実績報告

① 報告書

補助事業の完了した日から起算して1か月を経過した日または補助金の交付決定に係る会計年度終了のいずれか早い日まで、所定の肉豚生産安定対策事業実績報告書を提出しなければならない(本要綱6条)。報告書には、補助事業の目的、補助事業の内容及び実績、補助事業完了年月日並びに収支精算額を記載しなければならない

② 添付書類

添付書類は特に定められていない。

6 交付申請

(1) 申請書

① 本要綱が求める書式どおりの申請書が提出されている。

② 交付申請額は7113万990円である。補助事業の目的は、養豚経営の安定と肉豚の安定的な生産を確保するため、養豚経営安定対策事業における生産者負担金の積立てに対し補助金を交付することとされている。事業内容は養豚経営安定対策事業に係る生産者負担金、事業費は7113万990円、補助事業完了予定年月日は平成29年3月31日とされている。収支予算は、収入・支出ともに7113万990円である。

(2) 添付書類

本要綱が求めるとおり、誓約書と役員名簿が提出されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

本要綱が求める書式どおりの実績報告書が提出されている。報告書には、交付申請書と同一の補助事業の目的、補助事業の内容及び実績、補助事業完了年月日並びに収支精算額が記載されている。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 昨今の状況を踏まえた見直しの検討

平成25年度以降、積立金から補てん金は支出されておらず、県が交付した補助金は無事戻し金として返納される状況が続いている。このような状況を踏まえた上で、県は、今後の配合飼料価格の推移及び養豚経営者の収益状況等を見極め、本補助金の要否及び補助金額の妥当性等について見直しを検討することが望ましい。

第88 乳用牛群検定事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、千葉県酪農農業協同組合連合会（以下「千葉県酪連」という。）が実施する乳用牛群検定事業に必要な器具機材の整備、検定農家に対する検定の実務、乳成分検査及び検定結果の記録・確認に要する経費を助成するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、720万円である。平成29年度の予算額も、同額である。平成27年度の決算額、平成26年度決算額も同額である。

3 経緯

千葉県の牛群検定（※）参加率は全国の参加率と比べて非常に低い参加率となっているため、牛群検定の普及定着により、県産乳量の向上につなげることを目的として、平成20年度に導入された。

※ 牛群検定とは、農家の飼養する乳用牛について、個体ごとに泌乳量、乳成分率、体細胞数、濃厚飼料給与量、繁殖成績、体重などを測定・記録し、その結果を低能力牛の淘汰や飼養管理の改善などに活用することにより、酪農経営における生産性の向上を図ることを目的とするものである。

4 受給者

千葉県酪連は、乳牛の飼料や酪農資材を販売する購買業務、消費者により安全・安心な牛乳を供給するために酪農家に対する生産対策業務、生乳の品質検査事業等を事業目的に掲げる団体である。

5 交付要綱

本補助金の交付に関し、「乳用牛群検定普及定着化事業実施要領」（以下「本要領」という。）が制定されている。なお、乳用牛群検定普及定着化事業は千葉県畜産振興事業の一部であるため、本補助金には、千葉県畜産振興事業に関する千葉県畜産振興事業補助金交付要綱も適用される。

(1) 目的

効率的な能力検定を推進して、乳用雌牛群の改良と安全・安心で高品質な生乳の生産拡大を図るとともに、牛群検定成績を活用した酪農指導体制の充実強化から飼養管理の改善や高能力牛の選抜などを図り、酪農経営における生産性の向上を目指すこと（本要領、第1）。

(2) 事業

千葉県酪連が実施する乳用牛群検定事業に必要な器具機材の整備、検定農家に対する検定の実務、乳成分検査及び検定結果の記録・確認に要する経費を助成するものである。

(3) 交付申請

① 申請書

所定の乳用牛群検定普及定着化事業（乳用牛群検定事業）実施計画承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない（本要領、第4、2）。

② 添付書類

申請書には、所定の実施計画書を添付する必要がある。実施計画書には、事業の目的及び事業内容（受益戸数、受益頭羽数、事業内容、事業量、事業費、負担区分等）を記載しなければならない。

(4) 実績報告

千葉県畜産振興事業補助金交付要綱7条1項により、事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。なお、本要綱上、実績報告に当たり、補助対象経費が実際に支出されたことを示す領収書の写しの添付は求められていない。

6 交付申請

(1) 申請書

本要領が求める書式どおりの申請書が提出されており、補助金の申請額は720万円である。

(2) 添付書類

本要領が添付書類とする実施計画書が提出されている。これによれば、事業内容は検定員謝金、乳成分検査費、記録取りまとめ費、通信費及びミルクメーターの購

入費の支払、受益戸数は147件、受益頭数は6635頭、事業費の合計額は1901万5800円である。このうち720万円を本補助金により負担するものとされている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

千葉県畜産振興事業補助金交付要綱が求める書式どおりの実績報告書が提出されている。実績報告書によれば、受益（酪農）農家は146戸、乳用牛は6648頭である。事業費は、検定員謝礼金が993万円、乳成分検査費が819万5796円、記録取りまとめ費が179万5000円、通信費が12万6300円、ミルクメーターが68万円、合計2072万7096円とされる。かかる事業費のうち720万円が本補助金により賄われている。

9 その他

乳用牛群検定推進事業は、県内の酪農家の平均乳量、繁殖成績（分娩間隔）、牛群検定加入率を事業効果の指標としており、当該指標について、県は、一般社団法人家畜改良事業団乳用牛群検定全国協議会の乳用牛群能力検定のまとめを中心に、効果測定・検証を行っている。その結果、本事業を実施したことにより、平均乳量、牛群検定率、繁殖成績は向上傾向にあることが判明している。平成24年から平成28年までの主な項目の推移は次表のとおりである。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
乳量（1年あたり kg）	9606	9562	9606	9646	9640
分娩間隔（日）	449	451	450	446	449
検定参加農家戸数	151	152	154	153	147
頭数	6333	6261	6840	6873	6738
普及率（農家）%	18.5	18.6	21.1	22.1	22.5
普及率（牛）%	23.2	23.5	27.6	28.8	28.9

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

既に述べたとおり、本補助金の実績報告に当たり、補助対象経費が実際に支出されたことを示す支出証拠書類（領収書の写し等）の添付は求められていない。この点、本補助金を支出した際に県職員が作成した知事宛ての確認書と題する書

面には、「実績報告書のとおり実施したことを確認した」との記載があるが、具体的な確認方法及び確認資料等は、同確認書からは明らかではない。本補助金が交付目的どおり適正に支出されたか否かを確認するためには、補助対象経費が支出されたことを示す支出証拠書類を実績報告書に添付させるべきである。

2 意見

意見はない。

第89 肉用牛ブランド力向上対策事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、①千葉県肉牛生産農業協同組合が実施する肉用牛ブランド力向上対策事業及び②チバザビーフ協議会が実施するチバザビーフ肥育技術向上対策事業に対し、それぞれ事業費を補助するものである。

2 予算・決算

(1) 肉用牛ブランド力向上対策事業

平成28年度予算額は1015万円である。平成26年度決算額は545万円、平成27年度決算額は425万円である。

(2) チバザビーフ肥育技術向上対策事業

平成28年度予算額は80万円である。平成26年度決算額は624万円、平成27年度決算額は92万8000円である。

3 経緯

本県では優良な繁殖牛及び肥育素牛が不足しており、県産和牛の銘柄化に向けた基礎的な条件が整わない状況であるため、育種価を用いて県内和牛の優良遺伝資源を評価・選抜するとともに、受精卵移植技術等を活用し、本県における和牛の改良と増殖を推進する目的で、平成23年度に、本補助金の交付対象事業の前身の一つである和牛繁殖基盤強化事業が開始された。また、優良な肥育素牛の導入に対する経費の補助や肥育技術の指導及び千葉県内の銘柄牛肉の生産者、販売者等と連携した広報・宣伝活動等への支援を行うことで、千葉県産牛肉のブランド力向上に必要な出荷頭数の拡大と肉質の向上及び千葉県産牛肉の知名度向上を図る目的で、平成26年度に、同じく本補助金の交付対象事業の一つである県産牛肉ブランド力向上対策事業が開始された。

平成26年度以降は、肉用牛ブランド力向上対策事業と県産牛肉ブランド力向上対策事業のうちチバザビーフ肥育技術向上対策事業を併せて、事業名を「肉用牛ブ

ランド力向上対策事業」に改め、本補助金が創設された。

4 受給者

(1) 肉用牛ブランド力向上対策事業

千葉県肉牛生産農業協同組合が受給者である。

千葉県肉牛生産農業協同組合は、千葉県内の肉牛生産農家等が組合員となり設立された農業協同組合（平成25年12月31日現在、組合員数194名）であり、和牛登録及び共同販売等の事業を行っている。

(2) チバザビーフ肥育技術向上対策事業

チバザビーフ協議会が受給者である。

チバザビーフ協議会は、千葉県産銘柄牛肉（チバザビーフ）の販売促進等を目的に活動する団体であり、公益社団法人千葉県畜産協会内に事務局が置かれている。

5 交付要綱

(1) 肉用牛ブランド力向上対策事業

肉用牛ブランド力向上対策事業に対する補助金の交付等に関し、肉用牛ブランド力向上対策事業実施要領が制定されている。なお、肉用牛ブランド力向上対策事業は千葉県畜産振興事業の一部であるため、本補助金には、千葉県畜産振興事業に関する千葉県畜産振興事業補助金交付要綱も適用される。

① 目的

酪農県として発展してきた本県の肉用牛生産は、優良な繁殖雌牛及び肥育素牛の少なさから、他県のブランド牛には出荷頭数、品質とも追いついていない状況である。そこで、本県肉用牛のブランド力向上を図るため、生産者が行う和牛の増頭や育種価を活用した改良の取組を支援し、もって定時・定量、高品質な牛肉生産の拡大を推進することを目的とする（肉用牛ブランド力向上対策事業実施要領、第1）。

② 事業

①繁殖雌牛改良促進事業、②受精卵活用増頭推進事業及び③繁殖雌牛の増頭対策事業に分類される。

③ 交付申請

知事が定める期日までに所定の補助金交付申請書を提出しなければならない（千葉県畜産振興事業補助金交付要綱3条1項）。

④ 実績報告

事業完了の日から30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに所定の実績報告書を提出しなければならない（千葉県畜産振興事業補助金交付要綱7条1項）。

(2) チバザビーフ肥育技術向上対策事業

チバザビーフ協議会が実施する県産牛肉ブランド力向上対策事業に対する補助金の交付等に関し、「県産牛肉ブランド力向上対策事業補助金交付要綱」と「県産牛肉ブランド力向上対策事業実施要領」が制定されている。

① 目的

優良な肥育素牛の導入に対する経費の補助や肥育技術の指導、及び県内の銘柄牛肉の生産者、販売者等と連携した広報・宣伝活動等への支援を行うことで、県産牛肉のブランド力向上に必要な出荷頭数の拡大と肉質の向上、及び県産牛肉の知名度の向上を図る（県産牛肉ブランド力向上対策事業実施要領、第1）。

知事は、県産牛肉のブランド力向上を図るため、チバザビーフ協議会が実施するチバザビーフ知名度向上対策事業及びチバザビーフ肥育技術向上対策事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する（県産牛肉ブランド力向上対策事業補助金交付要綱1条）。

② 事業

チバザビーフ協議会が実施するチバザビーフのブランド力向上を図るための肥育技術指導事業である。

③ 交付申請

所定の補助金交付申請書を知事に提出しなければならない（県産牛肉ブランド力向上対策事業補助金交付要綱3条）。

④ 実績報告

所定の実績報告書を知事に提出しなければならない（県産牛肉ブランド力向上対策事業補助金交付要綱7条1項）。

6 交付申請

(1) 肉用牛ブランド力向上対策事業

本要綱が求める書式どおりの申請書が提出されている。

交付申請額は1015万円である。

(2) チバザビーフ肥育技術向上対策事業

本要綱が求める書式どおりの申請書が提出されている。

交付申請額は50万円である。

7 交付決定

(1) 肉用牛ブランド力向上対策事業

交付申請のとおり交付決定がなされている。

(2) チバザビーフ肥育技術向上対策事業

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 肉用牛ブランド力向上対策事業

本要綱が求める書式どおりの実績報告書が提出されている。これによれば、平成28年度の本事業の事業費は8028万7000円であり、このうち1015万円を本補助金で賄っている。事業費を事業内容毎に見ると、繁殖雌牛改良促進事業費が252万円（枝肉情報収集504頭×単価5000円）、受精卵活用増頭推進事業費が2055万3000円（移植頭数403頭×単価5万1000円）、繁殖雌牛の増頭対策事業費が5721万4000円（導入頭数50頭×単価114万4280円）である。

本補助金は直接の受給者である千葉県肉牛生産農業協同組合を通じて、二次的受給者である肉牛生産農家に交付されるものだが、二次的受給者の数は繁殖雌牛改良促進事業費が27件、受精卵活用増頭推進事業費が23件、繁殖雌牛の増頭対策事業費が19件と報告されている。

(2) チバザビーフ肥育技術向上対策事業

本要綱が求める書式どおりの実績報告が提出されている。これによれば、平成28年度の本事業の事業費は104万5579円であり、このうち50万円を本補助金で賄っている。事業内容としては、平成28年7月に東京食肉市場において枝肉研究会を実施し（出品頭数54頭）、平成29年2月には同市場において枝肉共励会を実施している（出品頭数80頭）。

9 その他

(1) 肉用牛ブランド力向上対策事業

県は、平成28年に策定した「千葉県酪農・肉用牛生産近代化計画書」において、繁殖雌牛の飼養頭数を平成37年度に3500頭とすることを目標としており、肉用牛ブランド力向上対策事業はこの目標の達成を目指している。

そして、県は、肉用牛ブランド力向上対策事業について、毎年2月に農林水産省から公表される畜産統計のうち繁殖雌牛の頭数を事業の効果の指標としている。平成25年以降、子牛価格が高騰しているため繁殖雌牛の更新が難しい状況にあり、本県の過去5年の繁殖雌牛の平均減少率は年2.5%となっている。平成27年度から平成28年度にも2.5%減少した場合は2233頭となるはずだったが、本事業の効果もあり、平成28年度は2250頭と減少率は1.7%に抑えられた。

(2) チバザビーフ肥育技術向上対策事業

チバザビーフ協議会は、肉質等級が黒毛和種は3等級以上、交雑種は2等級以上と定義しているため、全頭がこの等級以上に格付されチバザビーフとして出荷することを目標としている。

そして、県は、東京食肉市場中央卸売市場が公表する市場統計情報により、千葉県
の枝肉成績の推移を確認している。本事業の効果により、枝肉重量、肉質、1
k g 当たりの単価は年々向上している。平成26年から平成28年までの主な項目
の推移は、次表のとおりである。

		平成26年	平成27年	平成28年
黒毛和種	4、5等級率	57.9%	59.0%	64.6%
	枝肉重量	460.8 kg	459.4 kg	476.8 kg
	1 k g 当たりの単価	1869 円	2291 円	2534 円
交雑種	3～5等級率	54.5%	60.3%	59.6%
	枝肉重量	492.3 kg	488.6 kg	507.8 kg
	1 k g 当たりの単価	1255 円	1611 円	1636 円

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 目標達成後の見直し

本補助金は、千葉県産肉用牛のブランド力向上を図るため導入されたものであり、上記の数値が示すとおり着実な成果を上げつつある。もっとも、一定のブランド力が構築されれば、補助金に頼らない生産実績が期待できるはずであり、本補助金はいずれかの段階でその役割を終えるべき性質と考えられる。

上記のとおり、本補助金の対象となる各事業は、客観的指標に基づく目標（達成基準）が存在するため、県は、目標の達成状況を見極めつつ、いずれかの段階で本補助金の見直しについても検討することが望ましい。

第90 「世界に飛び出せ千葉の農林水産物」輸出促進事業（千葉の農林水産物輸出促進事業）

一 補助金の内容

1 概要

農林水産業関係事業者・団体等を受給者とした、輸出促進事業に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1500万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は、488万8000円、平成26年度の決算額は、284万1000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成21年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

国内の食市場は少子高齢化や人口減少等で縮小傾向がみられる中、海外においては、アジア地域を中心とした経済成長、富裕層の拡大、日本食レストランの増加等により、新たな販路の開拓・拡大が期待できるため、輸出を通じて産地の活性化につながる取組を県として支援・推進するために設定。

4 受給者

市町村、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、営農組織、漁業者組織

※3戸以上の生産者又は漁業者で構成され、代表者の定め及び組織運営に関する規定が定められていること。

その他、知事が特に適当と認める法人、団体等

5 交付要綱

(1) 目的

輸出にチャレンジする生産者団体等の取組への支援を通じて、県産農林水産物の輸出促進を図ることにある。

(2) 事業

① 海外輸出環境調査

対象者が取り扱う品目における、海外での需要、消費動向等の調査

② 海外輸出生産体制整備

対象者が行う、海外への販路開拓・定着化に向けた、新しい品目・品種・技術等の導入試験等による生産体制整備

③ 海外輸出環境整備

対象者が行う、海外への販路開拓・定着化に向けた、試験輸出、商品開発、出荷方法の改善及び技術試験等による出荷における環境整備

④ 海外販売促進活動

対象者が行う、海外における販売や広報等の販売促進活動

6 交付申請

(1) 申請書

必要的記載事項：事業目的、事業計画、経費の配分及び負担区分、収支予算等

(2) 添付書類

事業実施主体の定款又は寄附行為等

(営農団体等においては、事業実施主体の規約及び構成員名簿)

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知(交付要綱に特段の定めはない)。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付：必要に応じて成果品等

9 交付申請・実績報告以外の手続等

(1) 実施要領第3の4において、事業実施計画の協議を定めている。

事業実施計画の協議中、第3の4(3)において、選考委員会(外部有識者及び県関係部局で構成)による事業実施計画の審査・選考を行い、知事による承認を得る手続を定めている。

(2) 成果

「平成23年に約76億円*であった県産農林水産物の輸出額が、平成28年には約135億円*(加工食品を加えると約200億円)の成果があがっている。

*:流通販売課調べ」とのことである。

県産農林水産物の輸出額

輸出年	輸出額
平成22年	100億円
平成23年	76億円
平成24年	116億円
平成25年	116億円
平成26年	117億円
平成27年	114億円
平成28年	200億円

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ryuhan/export/table.html>

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第91 千葉県地域ブランド化推進事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

農林水産業関係事業者・団体等を受給者とした、ブランド化推進事業に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、600万円である。平成29年度の予算額は、同額である。平成27年度の決算額は、453万8000円、平成26年度の決算額は、429万4000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成23年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

千葉県農林水産業振興計画（計画期間：平成26年度～平成29年度）中、【横断的・戦略的分野】「1. 販売促進・輸出拡大」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/nousui/keikaku/nourinsuisan/shinkoukeikaku/documents/13hanbai.pdf>

4 受給者

- ・農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合
- ・農業法人（農事組合法人等）、森林施業事業体
- ・生産者3戸以上を含む、組織団体
（組織運営に関する規約等の定めがあり主体的活動実績がある団体に限る。）
- ・市町村（政令指定都市を除く。）
- ・生産者3戸以上と連携し、地域産物の振興を図ってきた実績がある団体のうち千葉県知事が認めた団体

5 交付要綱

(1) 目的

地域が自ら策定したブランド化の計画に基づき、一貫したコンセプトで農産物の生産から販売まで取り組むことにより、付加価値を創造し、他産地との差別化による有利販売や認知度向上を図るための、継続かつ戦略的な取組を支援することを目的とする。

(2) 事業

農産物のブランド力の向上や商品のブランド化など、地域ブランド化に向けた「プロジェクト計画」（複数年計画）の目標達成のために行う活動のうち、次のい

ずれかに該当する活動を対象とする。

① ブランド化戦略策定

基本戦略（プロジェクト計画）をブラッシュアップし、効果的な戦略展開をするための次の活動

I 将来理想とする産地のイメージや農産物のファンになってほしいターゲットやブランドコンセプトなど基本的な戦略の策定のための専門家の招へい、検討会の開催、市場調査の実施

II 地域の生産者等の共通認識の醸成のための検討会・研修会の開催など

② ブランド確立

生鮮としてのブランド価値を高め、首都圏で通用するブランド力を確立するための次の活動

I 生産出荷管理基準の作成のための栽培試験、成分分析等実施による科学的データの採取

II 消費者に対し、産地のイメージやブランドコンセプトをアピールするための商品パッケージのデザインの作成、見直し

III 商標権等の調査・取得など

③ 新商品開発

農産物の付加価値を高めるための次の活動

I 加工品など農産物を活用した新たな商品の開発

II 料理レシピ、料理メニューなど農産物を活用した新たなサービスの開発

④ 情報発信・販路開拓

新たな販路開拓や認知度向上のために実施する次の活動

I 複数の産地が連携して更なるブランド展開等を行うためのイベント等の取組

II 首都圏や全国において更なるブランド浸透・販路拡大のための事業など他の地域のモデルとなるような取組

※助成の内容

総事業費の1／2以内

6 交付申請

(1) 申請書

必要的記載事項：事業目的、事業計画、経費の負担区分、収支予算等

(2) 添付書類

団体の概要書、団体の定款又は規約書、団体の決算書、その他、知事が必要と認める書類

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付：必要に応じて成果品等

9 交付申請・実績報告以外の手続等

(1) 事業計画

実施要領8・9において、事業計画の申請・承認手続を定めている。

(2) 成果

成果については、「地域の中核的な、域内外への波及効果が高い組織を対象にブランド力向上の取組を支援することで、先進・モデル事例として県全体への波及効果が生み出され、千葉県全体のブランドの総合力の向上につながっている」「知名度向上」「機内食に起用される」とのことである。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 見積り合わせについて

I 補助金交付対象事業は上記5(2)のとおりであり、価格（費用）が法令等であらかじめ決まっているわけではなく、性質上随意契約によるべきものは、調査した限りでは存在しない。

II 活動費について見積り合わせの有無を質問したところ、以下の回答を得た。

「見積り合わせは要求していないが、次の2点に注意して事業を進めている。

(a) 経費の経済的な使用を意識し、一般的な観点で適正な実行価格で経費を執行するよう指導している。

(b) 確認検査時にそれらを再度確認し、適正と認められない場合に補助対象経費としないこととしている。」

III 適正な価格との判断が難しいこと、判断の妥当性を確保することが難しいことから、端的に見積り合わせによるとしたほうが簡便である。

(2) 手続の適正

① 交付要綱の改定

交付決定書に支出証拠書類についての記載があり、実績報告書に支出証拠書類を添付させているが、交付要綱にこれを記載することが望ましい。

② 債務不履行（履行遅滞等）時における対処方針

チラシ作成事業について、納品期限（チラシを使用したキャンペーン開始日）を徒過したものがあつた。そこで、関係人調査によって資料の提供を受けたところ、見積書等は作成しているものの、契約書は作成していなかつた。県は、このような履行遅滞がある場合、一般的には、事業の目的達成に明らかな問題や悪影響が認められる場合は、当該経費を補助の対象としない等の判断をするが、今回の事案は事業の成果に問題や悪影響がなかつたと確認したため補助金を満額支給しているとのことである。今回の事案は、不履行の程度（徒過した日数）が軽微といえることから、上記の判断自体には問題はないと考えられるものの、判断が難しい事案の発生に備え、判断の妥当性及び透明性等が確保できる方法を検討することが望まれる。

第92 消防振興事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、公益財団法人千葉県消防協会（以下「消防協会」という。）に対し、同協会が行う防災思想普及啓発事業、教養訓練事業及び報償事業の経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2800万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は4400万円、平成26年度の決算額も4400万円である。平成27年度までは、消防協会が西部防災センターにおいて、県から行政財産の使用許可を受けて来館者等に対する防災思想の普及啓発事業や県業務の補助を行っていたが、平成28年度からは西部防災センターが指定管理者による管理に移行したため、西部防災センターにおける業務に要する経費分の補助金が削減されている。

3 経緯

本補助金の開始年度は昭和32年度である。補助開始当初の資料は現存しておらず、補助が開始されるに至った詳細な経緯等は不明である。平成27年度までは定額補助とされていたが、平成28年度に定率補助に変更されている。

4 受給者

本補助金の受給者は、公益財団法人千葉県消防協会である。消防協会は、昭和23年に設立され、平成24年に公益財団法人に移行し、消防防災力の充実強化を

通じて、安心・安全な地域社会を形成するために、消防防災思想の普及啓発、消防防災知識・技術の向上、消防防災活動能力・組織の強化、消防職・団員の士気の高揚及び福利厚生の実施を図ることにより、社会公共の安全、福祉の増進に寄与することを目的とする法人である。消防協会は、公益目的事業として、防災思想普及事業、教育訓練事業、弔慰救済事業及び報償事業を、収益事業として、施設貸与事業を、その他の事業として、消防団員福祉共済、弔慰見舞事業及び退職者報償事業を実施している。

5 交付要綱

(1) 目的

本補助金の目的は消防防災思想の普及及び啓発並びに消防活動の強化を図ることである。

(2) 事業

補助の対象となる事業の種目、経費及び補助率は次のとおりである。

種目	経費	補助率
防災思想普及啓発事業	消防防災思想の普及及び啓発のために要する経費	当該経費の3分の2以内
教育訓練事業	消防防災に係る知識及び技術の向上等を図るために要する経費	
報償事業	消防機関及び会員並びに消防功労者に対する報償のために要する経費	当該経費の2分の1以内

(3) 交付申請

① 申請書

申請書の書式は、事業の種目、事業の目的、事業の概要及び収支予算を記載する形式となっている。

② 添付書類

添付が義務付けられている書類はない。

(4) 実績報告

① 報告書

実績報告書には補助対象事業の実績内容を記載することが求められている。

② 添付書類

収支精算書を添付することとされている。

6 交付申請

交付申請においては、要綱の定める書式を用いて申請がなされており、要綱上の

必要的記載事項が記載されている。事業の目的、事業の概要及び収支予算については別紙として添付されており、詳細に記載されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告書は、要綱に定める書式を用いて行われている。実績報告書には、当該年度の事業報告書（消防協会のウェブサイト上で公開されている事業報告書に事業費の額及び補助対象額を付加したもの）と補助対象事業費の決算内訳書が添付されており、実施された補助事業の内容と事業費の内訳の詳細が確認できる形となっている。

なお、本補助金については、実績報告書による確認のほかに、年度末に県の職員が消防協会を訪問し、事業内容や制作物を確認する等の事務を行っている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

本補助金の交付要綱においては、本補助金の実績報告書に補助対象事業に係る支出の支出証拠書類の写しを添付することが求められておらず、実績報告書には支出証拠書類の写しは添付されていない。県は、職員が消防協会を訪問し、事業が適正に実施されたかどうかを確認しているとのことであるが、報告書を作成し、支出証拠書類の写しを添付するなどの措置をとらなければ、確認の結果が客観的な資料として残らないため、十分な確認を行っているものとはいえない。

県の職員が消防協会に往査し、その報告書を作成するのであれば、実績報告書に支出証拠書類の写しを添付させたほうが事務処理の方法として効率的であるため、実績報告書に補助対象事業に係る支出の支出証拠書類の写しを添付させる方法により、支出の確認を行うべきである。

2 意見

意見はない。